## 平成27年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書

## 一. 本報告書について

平成24年12月に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣からなる「日本経済再生本部」を閣議決定により設置し、「日本経済再生本部」の下、平成25年1月に「産業競争力会議」の開催を決定し、これまで、

- ・平成25年6月に「日本再興戦略」を閣議決定、
- ・平成26年1月に「産業競争力の強化に関する実行計画」を閣議決定、
- ・平成26年6月に「『日本再興戦略』改訂2014」を閣議決定、
- ・平成27年2月に「平成26年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成27年2月に「産業競争力の強化に関する実行計画(2015年版)」(以下「実行計画2015」という。)を閣議決定、
- ・平成27年6月に「『日本再興戦略』改訂2015」を閣議決定している。

本報告書では、実行計画 2015 に定められた産業競争力の強化に関する施策(以下「重点施策」という。)について、施策の内容や、進捗及び実施の状況等をまとめている。また、平成 26 年 9 月に開催を決定した「産業競争力会議実行実現点検会合」(以下「実行実現点検会合」という。)等において行った KPI レビューについても、概要をまとめている。

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第6条第10項により、重点施策の 進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、 これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき作成するも のである。

# 二、重点施策の進捗・実施の状況及び効果

- 1. 「日本産業再興プラン」関連
- (1) 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進)

①KPI の主な進捗状況1

《KPI》「今後3年(2015年度まで)の内に、設備投資をリーマンショック前の水準 (年間約70兆円(2007年までの5年間平均))に回復させることを目指す」 【1】

2012 年度: 64.9 兆円 ⇒ 2014 年度: 68.4 兆円

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> KPI の末尾にカッコ書きしている番号は、別添の「KPI の進捗状況について」における整理 No. を参考までに付しているもの。

# 台) になることを目指す」【2】

開業率 2012 年度: 4.6% ⇒ 2014 年度: 4.9% 廃業率 2012 年度: 3.8% ⇒ 2014 年度: 3.7%

# ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣 <sup>2</sup>
コーポレート	コーポレートガバナンス・コ	東京証券取引所は、コーポ	内閣総理大臣
ガバナンス・	ードの策定に関する有識者会議	レートガバナンス・コード(原	(内閣府特命
コードの策定	で取りまとめた、複数の独立社	案)を内容とする「コーポレ	担当大臣(金
等	外取締役の選任や、政策保有株	ートガバナンス・コード」を	融))
	式の保有に関する方針の開示及	策定し、平成27年6月1日よ	
	びそのねらい・合理性について	り上場企業に対して適用を開	
	の具体的説明等を含めたコーポ	始した。本コードの策定に伴	
	レートガバナンス・コード(原	い、東京証券取引所は、コー	
	案)に基づき、東京証券取引所	ドについて"Comply or	
	が、平成27年の株主総会のシー	Explain"(原則を実施するか、	
	ズンに間に合うように、新たに	実施しない場合はその理由を	
	「コーポレートガバナンス・コ	説明するか)を求める上場規	
	ード」を策定することを支援す	則の改正を行った。	
	る。新コードについては、東京証		
	券取引所の上場規則により		
	"Comply or Explain"(原則を		
	実施するか、実施しない場合は		
	その理由を説明するか)を求め		
	るものとする。		
産業の新陳代	私的整理を含め、少数債権者	平成27年3月に「事業再生	内閣総理大臣
謝に向けた事	の不合理な反対によって事業再	に関する紛争解決手続の更な	(内閣府特命
業再生の促進	生が妨げられないようにするた	る円滑化に関する検討会」に	担当大臣(金
	め、平成27年3月を目途に取り	よる報告書が取りまとめられ	融))
	まとめが予定されている「事業	ており、同報告書の内容等も	法務大臣
	再生に関する紛争解決手続の更	踏まえつつ、関係省庁におい	経済産業大臣
	なる円滑化に関する検討会」に	て法的枠組み等の検討を行っ	
	よる報告も踏まえつつ、同報告	た。	
	取りまとめ後、関係省庁におい		
	て企業再生に関する法制度や実		

<sup>2</sup>産業競争力強化法第6条第3項において、産業競争力の強化に関する実行計画における「担当大臣」とは内閣法(昭和22年法律第5号)にいう主任の大臣をいうこととされているため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大臣である内閣総理大臣を記載しているが、括弧内に、本報告書の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を参考として記載している。

	務運用の在り方を見直す。		
企業と投資家	企業と投資家との対話の促進	平成 26 年 9 月に「持続的成	内閣総理大臣
との対話の促	の観点から、株主総会の開催日	長に向けた企業と投資家の対	(内閣府特命
進	や基準日の設定等について国際	  話促進研究会」を設置して検	担当大臣(金
	的な状況を踏まえてその運用の	討を行い、平成27年4月に同	融))
	在り方についての検討を行い、	研究会の報告書を取りまとめ	法務大臣
	産業関係団体等におけるガイド	た。報告書では、対話型の株	経済産業大臣
	ラインの検討を行う。また、企業	主総会プロセスを実現するた	
	の投資家に対する情報開示等に	めの総会日程やその前提とな	
	ついて、一体的な開示をする上	る議決権の基準日の設定を見	
	での実務上の対応等を検討す	直す際の考え方や方法、ガイ	
	る。これらについて平成26年度	ドラインの必要性、一体的・	
	末を目途に議論の取りまとめを	統合的な企業情報開示の実現	
	行う。	に向けた方策が提言された。	
		この提言も踏まえ、平成27年	
		11月、全国株懇連合会が「グ	
		ローバルな機関投資家等の株	
		主総会への出席に関するガイ	
		ドライン」を策定した。また、	
		同月、「株主総会プロセスの電	
		子化促進等に関する研究会」	
		を設置し、招集通知添付書類	
		の提供や議決権行使の電子化	
		など、対話型株主総会に向け	
		た具体策について検討を進め	
		ている。あわせて、金融審議	
		会において情報開示の在り方	
		等の検討を開始しており、平	
		成 27 年度中に取りまとめを	
18 2 2	L VITANICA 9. C. C. C.	予定している。	
グローバルベ		グローバルトップ企業群と	経済産業大臣
ンチマークの	,, , , , , , , , , , , , , , ,	日本企業のビジネスモデルや	
設定	性を比較・検討し、経営判断や経	成長性を比較・検討し、経営	
	営支援の参考となる評価指標	判断や経営支援の参考となる	
	(グローバルベンチマーク) に   ついて幅広く検討し、必要に応	評価指標(グローバルベンチ	
	ついて幅広く快討し、必要に応して、企業競争力強化法第50条等	マーク)の検討方針・手順を   整理した上で、石油化学、石	
	(市場構造の調査・公表)によ	盆埋した上で、石価化子、石  油精製、鉄鋼、エレクトロニ	
	り、収益力向上に向けた取組等	個情報、軟鋼、エレクトロー   クス、板ガラス、紙パルプ及	
	ソ、収益刀凹工に凹けた収組寺	クヘ、収別ノヘ、概パルノ及	

	や新陳代謝を後押しする。	び自動車の7分野について、	
	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、		
		平成27年12月までにグロー	
		バルベンチマークの検討経過	
		を公表し、生産性向上や規模	
		拡大、戦略分野の明確化など	
		の各分野の課題や取組の方向	
		性について提示した。また、	
		板ガラス産業については、平	
		成 27 年 6 月に、産業競争力強	
		化法第 50 条に基づく市場構	
		造の調査・公表を行った。	
ベンチャー支	創業 10 年未満の新規中小企	平成 27 年通常国会で官公	経済産業大臣
援	業者について官公需における受	需についての中小企業者の受	
	注機会の拡大を図るため、必要	注の確保に関する法律等の一	
	な法制上の措置を速やかに講じ	部を改正する法律(平成 27 年	
	る。また、国立研究開発法人新工	法律第57号)が成立し、創業	
	ネルギー・産業技術総合開発機	10 年未満の中小企業者を「新	
	構 (NEDO) において、平成 26 年	規中小企業者」として定義し、	
	度中に、ベンチャー企業等に対	官公需において、国等の契約	
	する公的研究資金に関する配分	の相手方として活用されるよ	
	目標を設定すべく、同機構の中	う配慮する旨等が定められ	
	期目標の改定を行う。	た。これを受けて、新規中小	
		企業者等について契約目標の	
		設定や受注機会増大を図るた	
		めの措置等を盛り込んだ「国	
		等の契約の基本方針」を平成	
		27 年 8 月 28 日に閣議決定し	
		た。また、国立研究開発法人	
		新エネルギー・産業技術総合	
		開発機構(NEDO)について、	
		平成 27 年3月に第3期中長	
		期目標を変更し、新規採択額	
		に占める中堅・中小・ベンチ	
		ャー企業の採択額の割合を	
		20%以上とする目標等を記載	
		した。	
サービス産業	地域経済に与える影響が大き	「サービス産業の活性化・	内閣総理大臣
の生産性向上	く集中的に取り組むべき業種や	生産性の向上に向けた業種横	(内閣府特命
	業種横断の課題に関して、サー	断検討チーム」での検討を経	担当大臣(金
L	ı	i .	

ビス産業の活性化・生産性の向 上策を検討するため、関係省庁 が参画する「サービス産業の活」活用促進をはじめとする業種 性化・生産性の向上に向けた業 別施策を内容とするサービス 種横断検討チーム」において検|産業の活性化・生産性向上に 計を進める。

て、ベストプラクティスの普 及促進等の横断的施策、IT利 係る施策パッケージとして 「サービス産業チャレンジプ ログラム」を平成27年4月15 日に日本経済再生本部におい て決定した。

融)) 総務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣

#### (2) 雇用制度改革・人材力の強化

①KPI の主な進捗状況

#### (失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現)

- 《KPI》「失業期間6か月以上の者の数を今後5年間(2018年まで)で2割減少」 (2012年:151万人)【3】
  - ⇒2014年:122万人
- 《KPI》「転職入職率(パートタイムを除く一般労働者)を今後5年間(2018 年ま で)で9%」(2011年:7.4%)【4】
  - ⇒2014年:8.9%

#### (女性の活躍推進)

- 《KPI》「2014 年度末までに約 20 万人分、2017 年度末までに約 40 万人分の保育の 受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す」(「待機児童解消加速化プラン」) 9 \ 10 \ 11
  - ⇒保育拡大量(2013·2014年度)約21.9万人
    - ※今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、「待機児童解消加速化プラン」に 基づく 2017 年度末までの整備量を上積みし、40 万人から 50 万人とすることとして いる。
- 《KPI》「2020 年に女性の就業率(25 歳から 44 歳)を 73%(現状 68%)にする」 [12]
  - ⇒2014 年度:70.8%

※今後、目標値を更に上積みし、77%にすることとしている。

《KPI》「指導的地位に占める女性の割合を 2020 年までに少なくとも 30%程度」 [15]

管理職比率 2012年:6.9% ⇒ 2014年:8.3%

#### (若者・高齢者等の活躍推進)

《KPI》「2020年:20~34歳の就業率 78% (2012年:74%)」【18】

⇒2014年:76.1%

※今後、目標値を更に上積みし、79%にすることとしている。

《KPI》「2020年:60~64歳の就業率 65% (2012年:58%)」【20】

⇒2014年:60.7%

※今後、目標値を更に上積みし、67%にすることとしている。

《KPI》「2020年:障害者の実雇用率 2.0% (2012年:1.69%)」【21】

⇒2015 年:1.88%

## (外国人材の活用)

《KPI》「2017 年末までに 5,000 人の高度人材認定を目指す」【22】

⇒2015年9月時点:3,962件

※2013年12月の高度人材ポイント制の制度改正後、新規認定件数は顕著に増加。

## (大学改革/グローバル化等に対応する人材力の強化)

- 《KPI》「今後 10 年間 (2023 年まで) で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校入る」【23】
  - ⇒1つの指標として Times Higher Education 誌"World University Rankings" 2015-2016 (2015年10月公表) のトップ 100位以内に日本の大学は2校。
- 《KPI》「3年間 (2016年まで) で 1,500 人程度の若手・外国人への常勤ポストの提示 (⇒達成)」【27】
  - ⇒国立大学において若手・外国人の常勤ポスト約 1,500 人分の予算を措置 (2015 年度執行計画ベース)。
- 《KPI》「国際バカロレア認定校(2013年6月現在:16校)等を200校」【31】
  - ⇒DP (Diploma Programme) 37 校、MYP (Middle Years Programme) 19 校、PYP (Primary Years Programme) 31 校に増加 (2015 年 12 月現在。それぞれ候補校等 11 校、10 校、12 校を含む。)

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
働き過ぎ防止	時間外労働時間数が1か月当	監督指導体制の充実強化の	厚生労働大臣
のための取組	たり 100 時間を超えていると考	ため、平成28年度において、	
強化	えられる企業等に対する監督指	労働基準監督官の増員を予定	
	導を徹底するとともに、中小企	しており、①月 100 時間を超	
	業における月 60 時間超の時間	える時間外労働を把握した全	
	外労働に対する割増賃金率の適	ての事業場等に対する監督指	
	用猶予の見直し、働き方の見直	導の徹底、②過労死等防止啓	
	しに向けた企業労使の自主的取	発月間である11月に、長時間	
	組の促進等の長時間労働抑制	にわたる過重な労働による過	
	策、一定日数の時季指定を使用	労死等に係る労災請求が行わ	

休暇取得促進策等について、労 働政策審議会の建議を踏まえ、 必要な法制上の措置を速やかに 講じる。

者に義務付けるなどの年次有給 | れた事業場等に対する重点的 な監督指導の実施、③社会的 に影響力が大きい企業が、違 法な長時間労働を繰り返した 場合に、是正を指導した段階 で公表、④複数の労働局にま たがる過重労働に係る事案等 に対応する特別チーム「過重 労働撲滅特別対策班」を東京 労働局及び大阪労働局に設置 するなど働き過ぎ防止のため の取組強化を行っている。ま た、平成27年2月に取りまと められた労働政策審議会建議 を踏まえ、平成27年通常国会 に、中小企業における月60時 間超の時間外労働に対する割 増賃金率の適用猶予の見直 し、働き方の見直しに向けた 企業労使の自主的取組の促進 等の長時間労働抑制策、一定 日数の時季指定を使用者に義 務付けるなどの年次有給休暇 取得促進策等を盛り込んだ労 働基準法等の一部を改正する 法律案を提出した。

時間ではなく 成果で評価さ れる制度への 改革

時間ではなく成果で評価され る働き方を希望する働き手の二┃められた労働政策審議会建議 ーズに応えるため、一定の年収 要件(例えば少なくとも 1,000 万円以上)を満たし、職務の範 囲が明確で高度な職業能力を有 する労働者を対象として、健康 確保や仕事と生活の調和を図り つつ、労働時間の長さと賃金の リンクを切り離した「特定高度 専門業務・成果型労働制(高度 プロフェッショナル制度) |を創 設することとし、労働政策審議 | ナル制度)」の創設等を盛り込

平成 27 年2月に取りまと を踏まえ、平成27年通常国会 に、職務の範囲が明確で一定 の年収(少なくとも 1,000万 円以上)を有する労働者が高 度の専門的知識を必要とする 等の業務に従事する場合に労 働時間・休日・深夜の割増賃 金等の規定を適用除外とする 「特定高度専門業務・成果型 労働制(高度プロフェッショ

厚生労働大臣

	会の建議を踏まえ、必要な法制	んだ労働基準法等の一部を改	
	上の措置を速やかに講じる。	正する法律案を提出した。	
裁量労働制の	企業の中核部門・研究開発部	平成 27 年2月に取りまと	厚生労働大臣
新たな枠組み	門等で裁量的に働く労働者が、	められた労働政策審議会建議	
の構築	創造性を発揮し、企業の競争力	を踏まえ、平成 27 年通常国会	
	強化につながるよう、組織の在	に、企画業務型裁量労働制の	
	り方や業務の形態の変化に応じ	対象業務拡大・手続の簡素化・	
	た対象範囲の拡大、手続の簡素	対象労働者の健康確保措置の	
	化や対象労働者の健康確保を図	充実等を盛り込んだ労働基準	
	るなど、「裁量労働制の新たな枠	法等の一部を改正する法律案	
	組み」を構築することとし、労	を提出した。	
	働政策審議会の建議を踏まえ、		
	必要な法制上の措置を速やかに		
	講じる。		
フレックスタ	柔軟でメリハリのある働き方	平成 27 年2月に取りまと	厚生労働大臣
イム制の見直	を一層可能にするため、月をま	められた労働政策審議会建議	
L	たいだ弾力的な労働時間の配分	を踏まえ、平成27年通常国会	
	を可能とする清算期間の延長、	に、清算期間の上限を1か月	
	年次有給休暇を活用した報酬を	から3か月に延長するなど、	
	減らすことなく働くことができ	フレックスタイム制の見直し	
	る仕組み等について労働政策審	等を盛り込んだ労働基準法等	
	議会の建議を踏まえ、必要な法	の一部を改正する法律案を提	
	制上の措置を速やかに講じる。	出した。	
職務等を限定	導入企業に対するコンサルテ	平成 27 年度から、「多様な	厚生労働大臣
した「多様な	ィングや助成制度など、「多様な	正社員」制度の導入を検討し	
正社員」の普	正社員」の導入が実際に拡大す	ている企業に対するコンサル	
及・拡大	るような政策的支援について平	ティング等の支援を実施する	
	成 26 年度中に検討し、平成 27	とともに、「多様な正社員」制	
	年度から実施する。	度を新たに導入する企業への	
		助成等、キャリアアップ助成	
		金を拡充した。	
予見可能性の	「あっせん」「労働審判」「和	平成27年6月に、①労働局	厚生労働大臣
高い紛争解決	解」事例について平成26年度中	あっせん、労働審判及び裁判	
システムの構	に分析を行い、平成27年6月ま	上の和解における雇用紛争事	
築	でに活用可能なツールを整備す	案の比較分析、②その分析を	
	る。あわせて、諸外国の判決に	踏まえて作成した「個別労働	
	よる金銭救済ができる仕組み等	関係紛争の解決状況」確認ツ	
	に関する調査研究を行い、その	ール、③解雇及び個別労働関	
	結果を踏まえ、具体化に向けた	係の紛争処理についての国際	

	議論の場を速やかに立ち上げ、	比較を公表した。同年10月、	
	平成 27 年中に幅広く検討する。	「透明かつ公正な労働紛争解	
		決システム等の在り方に関す	
		る検討会」を立ち上げ、分析	
		結果等を踏まえつつ、透明か	
		つ公正・客観的でグローバル	
		にも通用する紛争解決システ	
		ム等の構築に向けた検討を進	
		めている。	
労働者派遣制	いわゆる 26 業務に該当する	平成27年通常国会で、労働	厚生労働大臣
度の見直し	かどうかによって派遣期間の取	者派遣事業を全て許可制と	
	扱いが大きく変わる現行制度の	し、正社員化を含むキャリア	
	在り方等の見直しについての労	アップ・雇用継続を推進する、	
	働政策審議会における検討を踏	労働者派遣事業の適正な運営	
	まえ、必要な法制上の措置を速	の確保及び派遣労働者の保護	
	やかに講じる。	等に関する法律等の一部を改	
		正する法律(平成27年法律第	
		73号)が成立した。	
ジョブ・カー	ジョブ・カードの普及が進ん	ジョブ・カード制度のコン	厚生労働大臣
ドの抜本的見	でいない現状を厳しく総括した	セプト等の見直し等について	
直し(ジョ	上で、平成 26 年度中に、仕様も	検討を行い、労働政策審議会	
ブ・カードか	含め、コンセプトを抜本的に見	建議(平成27年1月)を踏ま	
ら「キャリ	直すとともに、普及浸透のため	え、平成27年通常国会で、ジ	
ア・パスポー	の方策について検討し、結論を	ョブ・カードの普及促進等、	
ト (仮称)」	得る。	職業能力開発促進法の一部改	
<u>~</u> )		正を盛り込んだ勤労青少年福	
		祉法等の一部を改正する法律	
		(平成 27 年法律第 72 号)が	
		成立した。さらに、見直し後	
		のジョブ・カードの普及促進	
		方策等を盛り込んだ「新ジョ	
		ブ・カード制度推進基本計画」	
		を平成27年9月に策定の上、	
		法施行に伴い、平成27年10	
		月から新制度へ移行した。	
能力評価制度	労働市場のマッチング機能の	能力評価制度全体の見直し	厚生労働大臣
の見直し	最大化に向けて、技能検定制度	等、職業能力開発促進法を含	
	の見直しや、対人サービス分野	む政策全体の在り方に関する	
	の実践的な職業能力検定の整備	労働政策審議会建議(平成 27	

	等、能力評価制度全体の見直し	年1月)を踏まえ、平成27年	
	をはじめ、職業能力開発促進法	通常国会で、対人サービス分	
	(昭和 44 年法律第 64 号)を含	野を中心とした技能検定制度	
	む政策全体の在り方について検	の整備等、職業能力開発促進	
	討を進め、労働政策審議会にお	法の一部改正を盛り込んだ勤	
	いて早期に結論を得て、必要な	労青少年福祉法等の一部を改	
	法制上の措置等を速やかに講じ	正する法律(平成27年法律第	
	る。	72号) が成立した。	
女性の活躍推	「2020 年に指導的地位に占	平成 27 年通常国会で女性	内閣総理大臣
進に向けた新	める女性の割合30%」の実現に	の職業生活における活躍の推	(女性活躍担
たな法的枠組	向けて、国・地方公共団体、民	進に関する法律(平成27年法	当大臣)
みの構築等	間事業者に対し、数値目標の設	律第64号)が成立した。平成	厚生労働大臣
	定を含めた女性の活躍推進のた	28年4月1日の全面施行に向	
	めの行動計画の策定等を求める	けて、国・地方公共団体、民間	
	べく、必要な法制上の措置を速	事業主に対し、数値目標の設	
	やかに講じる。	定を含めた女性の活躍推進の	
		ための行動計画の策定等を求	
		めているところ。	
「放課後子ど	「放課後子ども総合プラン」	次世代育成支援対策推進法	文部科学大臣
も総合プラ	に基づき、学校施設の徹底活用	に基づく「行動計画策定指針」	厚生労働大臣
ン」の推進	など、全小学校区での放課後児	により、自治体に対して計画	
	童クラブと放課後子供教室の一	策定を求めた。その結果とし	
	体的な、又は連携した運用等が	て、同一小学校内で放課後子	
	着実に実行されるよう、平成26	供教室を実施し、かつ放課後	
	年 11 月に改正した次世代育成	子供教室の活動プログラムに	
	支援対策推進法(平成15年法律	参加している放課後児童クラ	
	第 120 号)に基づく「行動計画	ブが 3,609 か所 (平成 27 年 5	
	策定指針」により、自治体に平	月1日時点)となっており、	
	成 26 年度内の計画策定を求め	1万か所以上を一体型で実施	
	る。	するという「放課後子ども総	
		合プラン」の目標の達成に向	
		け、着実に取組が進んでいる。	
「待機児童解	平成 25・26 年度の 2 か年で約	平成 25・26 年度の 2 か年で	厚生労働大臣
消加速化プラ	20 万人分(児童人口の減少等に	の保育拡大量は約 21.9 万人	
ン」の推進	よる定員減少を加味すれば約	となり、緊急集中取組期間の	
	19万人分)、平成27年度からの	整備目標(約20万人)は達成	
	3か年で約20万人分(上記の減	した。平成27年度からの3か	
	少を加味すれば約21万人分)の	年(取組加速期間)で、更なる	
	保育の受け皿を確保すること	保育の受け皿確保を進めると	

	で、平成29年度末までに、潜在	ともに、今後、女性の就業率	
	的な保育ニーズを含め、約40万	上昇が更に進むことを念頭	
	人分の保育の受け皿を新たに確	に、「待機児童解消加速化プラ	
	保し、保育の質を確保しつつ、	ン」に基づく平成29年度末ま	
	「待機児童ゼロ」を目指す。	での整備量を上積みし、40万	
		人から 50 万人とすることと	
		している。	
「子育て支援	地域のニーズに応じた幅広い	子ども・子育て支援新制度	厚生労働大臣
員」の創設	子育て支援分野において、育児	における支援の担い手となる	
	経験等が豊かな地域の人材が活	「子育て支援員」の質の確保	
	躍できるよう、必要な研修を受	を図るべく、「子育て支援員研	
	講した場合に「子育て支援員」	修事業実施要綱」を策定し、	
	として認定する仕組みを子ど	平成 27 年度より都道府県等	
	も・子育て支援新制度の施行(平	において研修事業を実施して	
	成 27 年4月) に併せて創設す	いる。	
	る。		
若者の雇用・	若者雇用対策が社会全体で推	平成 27 年通常国会で青少	厚生労働大臣
育成のための	進されるよう、総合的な対策に	年の適切な職業選択の支援に	
総合的対策の	ついて検討を行い、必要な法制	関する措置や職業能力の開	
推進	上の措置を速やかに講じる。	発・向上に関する措置等を総	
		合的に行えるよう、勤労青少	
		年福祉法、職業能力開発促進	
		法等の一部改正を盛り込ん	
		だ、勤労青少年福祉法等の一	
		   部を改正する法律 (平成 27 年	
		法律第72号) が成立した。	
高度外国人材	留学生の受入れ拡大・国内企	平成27年5月より、外国人	内閣総理大臣
受入環境整備	業への就職支援につき、平成27	留学生等の就職を関係省庁・	(内閣府特命
	年度から、外国人雇用サービス	団体が連携して支援する仕組	担当大臣(経
	センターや新卒応援ハローワー	みとして、「外国人材活躍推進	済財政政策))
	クの留学生コーナー等を母体と	プログラム」を立ち上げた。	文部科学大臣
	し、大学や JETRO 等と連携しつ	同プログラムの一環として、	厚生労働大臣
	つ、留学生と留学生の採用に積	企業の外国人材活用を支援す	経済産業大臣
	極的な企業等のマッチング機能	るためのセミナーや外国人留	
	の充実に向け省庁横断的な取組	学生を対象とした就職面接会	
	を開始する。	等を開催した。また、大学や	
		JETRO 等との連携の下、日本	
		で就職を希望する外国人留学	
		生の情報及び外国人留学生の	
		生の情報及び外国人留字生の	

		採用に関心のある企業の情報	
		を外国人雇用サービスセンタ	
		一、新卒応援ハローワークの	
		留学生コーナー等で活用する	
		仕組みを整備し、求職・求人	
		のマッチング機能の充実を図	
		の、ラグマグ	
外国人技能実	  ・ 外国人技能実習制度の新た		<b>注</b> 数十円
習制度の抜本	な制度管理運用機関を設置	関する法務省・厚生労働省合	伝伤八日   厚生労働大臣
的な見直し	するため、必要な法制上の	同有識者懇談会」報告書(平	
	措置を速やかに講じる。	成27年1月取りまとめ)を踏	
	・監理団体及び受入れ企業が	まえ、平成27年通常国会に、	
	一定の明確な条件を充た	管理監督体制の強化(監理団	
	し、優良であることが認め	体に対する許可や技能実習計	
	られる場合、技能等のレベ	画の認定の制度化、外国人技	
	ルの高い実習生に対して認	能実習機構の創設等)と、制	
	める技能実習期間の延長	度の拡充(優良な監理団体等	
	(3年→5年)につき、必要	に限った最長実習期間の3年	
	な法制上の措置を速やかに	から5年への拡大)を盛り込	
	講じる。	んだ、外国人の技能実習の適	
		正な実施及び技能実習生の保	
		護に関する法律案を提出し	
		た。	
	介護の対象職種追加に向け、	「外国人介護人材受入れの	厚生労働大臣
	質の担保など、介護サービスの	在り方に関する検討会」の中	
	特性に基づく要請に対応できる	間まとめ (平成 27 年 2 月) で	
	よう具体的な制度設計を進め、	示された方向性及び外国人の	
	   技能実習制度の見直しの詳細が	   技能実習の適正な実施及び技	
	確定した段階で、介護サービス	能実習生の保護に関する法律	
	の特性に基づく要請に対応でき	案の審議状況を踏まえつつ、	
	ることを確認の上、新たな技能	質の担保など、介護サービス	
	実習制度の施行と同時に対象職	の特性に基づく要請に対応で	
	種への追加を行う。	きるよう具体的な制度設計を	
		進めていく。	
持続的成長の		製造業における海外子会社	上 法務大臣
観点から緊急	従業員の国内受入れにつき、国	等従業員を国内に受け入れ、	経済産業大臣
に対応が必要	内受入れを柔軟に認める要件	新製品開発等の専門技術を修	
な分野におけ	や、事業所管省庁の関与を有す	得させ、当該技術を海外拠点	
る新たな就労	る新たな手続等の具体的な制度	に移転すること等を可能とす	
(2月)には肌力	公別には丁恥寺の共体的は間及	101夕料りること寺でり肥とり	

44 <del>2</del> ~ 1.4 = 1	型引き ま Noo と 皮 去 No ス ま	7	
制度の検討	設計を平成26年度中に行い、平	るため、経済産業大臣の認定	
	成 27 年度内の制度開始に向け	を前提とした制度を創設する	
	て、必要な措置を速やかに講じ	一べく、平成 27 年度内の制度開	
	る。	始に向けた準備を進めてい	
		る。	
	介護分野の国家資格を取得し	介護福祉士の国家資格を有	法務大臣
	た外国人留学生の活躍支援等に	する者の国内における就労を	厚生労働大臣
	つき、「介護福祉士」の国家資格	認めるための新たな在留資格	
	を取得した外国人留学生が引き	「介護」の創設を盛り込んだ	
	続き国内で就労できるための新	出入国管理及び難民認定法の	
	たな在留資格を創設するため、	一部改正法案を平成 27 年通	
	必要な法制上の措置を速やかに	常国会に提出した。	
	講じる。		
大学改革	・ 「国立大学改革プラン」に	<ul><li>・ 平成 27 年度予算ベース</li></ul>	文部科学大臣
	基づき、平成 27 年度末まで	で、各大学の改革の取組	
	に、運営費交付金の戦略的・	への配分及びその影響を	
	重点的配分の拡大(各大学	受ける運営費交付金の額	
	の改革の取組への配分及び	は、退職手当等の義務的	
	その影響を受ける額を3~	経費を除いた運営費交付	
	4割に)、若手及び外国人研	金等の額の 31.9%とな	
	究者の活躍の場の拡大のた	り、3~4割の目標に向	
	めの年俸制・混合給与等の	けて着実に進捗してい	
	導入促進(1万人規模(平成	る。年俸制適用者は約	
	26 年度に6千人規模)に拡	9,700人(平成27年5月	
	大)等を図る。	現在)となり、1万人規模	
	70, 1, 2, 2, 3,	の目標に向けて着実に増	
		加している。	
	・ 平成 27 年年央までに、第3	・ 平成27年6月第3期中期	
	期中期目標期間(平成28年	目標期間における国立大	
	度~)における運営費交付	学法人運営費交付金の在	
	金や評価の在り方の抜本的	り方に関する検討会にお	
	金、計画の任り力の扱本的 な見直しに向けて一定の結	いて、平成28年度から始	
	論を得る。	まる新たな第3期中期目標期間に向け、評価に其	
		標期間に向け、評価に基	
		づくメリハリある運営費	
		交付金の配分と評価指標 (VDI)の考えせ符にのい	
		(KPI) の考え方等につい て Fo た し は Z し しま	
		て取りまとめるととも	
		に、これを踏まえた「国立	

		大学経営力戦略」を策定	
		した。また、文部科学省の	
		平成28年度予算案におい	
		て、国立大学の運営費交	
		付金の算定に当たって、	
		3つの重点支援の枠組み	
		に基づく機能強化促進係	
		数を新たに設定し、透明	
		性のある客観的な評価に	
		基づく配分を行うととも	
		に、学長裁量経費を新設	
		した。	
	・ 大学の研究力の強化や国際	・ 卓越大学院の創設に向	
	的に競争力のある卓越した	け、同院を形成する分野	
	大学院の形成を進める。	の設定や複数の機関が連	
		携する仕組みを検討すべ	
		く、平成28年2月に産学	
		官からなる検討会を立ち	
		上げる予定。	
	・ 第3期中期目標期間が開始	・ 学校教育法及び国立大学	
	する平成28年度に向け、ガ	法人法の一部を改正する	
	バナンス機能の強化や学内	法律(平成 26 年法律第 88	
	資源配分について恒常的に	号) が平成27年4月に施	
	見直しを行う環境の醸成等	行され、大学のガバナン	
	を強力に推進する。	ス体制の確立を図ってい	
		るところ。	
グローバル化	平成 30 年までに国際バカロ	平成27年4月から、一部の	文部科学大臣
等に対応する	レア認定校等を 200 校へ大幅に	認定校において、日本語によ	
人材力の強化	増加させるという目標に向け、	る国際バカロレアの教育プロ	
	一部日本語による国際バカロレ	グラム (日本語 DP) を実施し	
	アの教育プログラム(日本語	ている。	
	DP) を、一部の認定校において		
	平成27年度から開始する。		

# (3) 科学技術イノベーションの推進

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「官・民合わせた研究開発投資の対 GDP 比率を、5年以内(2015年度まで) に4%へ」【34】

⇒目標達成時期が2017年度で、目標達成期間が5年であるところ、2014年度

実績は3.87%となり、2013年度実績を0.12%上回り、KPI達成のため現時 点で必要な値である 3.79%を上回った。

## ②施策の主な進捗状況

#### 施策項目 施策内容及び実施期限 進捗及び実施の状況 担当大臣 「橋渡し」機 国立研究開発法人産業技術 国立研究開発法人産業技 内閣総理大臣 能強化等の研 総合研究所 (産総研) におい 術総合研究所 (産総研) に (内閣府特命 ついて、平成27年4月か 担当大臣(科 究開発法人の て、研究の後期段階におけ 改革 る受託研究等企業からの資 ら始まった第4期中長期 学技術政策)) 金受入れを基本とすること 目標に、民間企業からの 総務大臣 などの改革を行い、平成26 資金獲得額を現行(46 億 文部科学大臣 年度中に、受託研究等企業 円/年) の3倍(138億円 厚生労働大臣 からの収入について、フラ /年) 以上とすること、公 農林水産大臣 ウンホーファー研究機構 設試験研究機関(公設試) 経済産業大臣 (独)を参考に、現行の3~ 等との連携を強化するこ 国土交通大臣 4倍程度とすべく数値目標 環境大臣 と等を記載した。 を検討する。 ・ 国立研究開発法人新エネル ・ 国立研究開発法人新エネ ルギー・産業技術総合開 ギー・産業技術総合開発機 構(NEDO) において、プロジ 発機構(NEDO)について、 エクト・マネジメントの強 平成27年3月に第3期中 化、ベンチャーや中小・中堅 長期目標等を変更し、プ 企業等への支援の強化など ロジェクト・マネージャ の改革を推進し、平成26年 一への大幅な権限の付与 度中に、NEDO の新規採択額 による研究開発プロジェ に占める割合として、ベン クトの柔軟かつ機動的な チャー、中小・中堅企業への 運営のための体制整備、 新規採択額に占める中 支援割合を欧州主要国並み となる2割程度とすべく数 堅・中小・ベンチャー企業 の採択額の割合を 20%以 値目標を検討する。また、産 業界のオープンイノベーシ 上とする目標等を記載し ョンの推進を図るため、「オ た。また、平成27年2月 ープンイノベーション協議 にオープンイノベーショ 会」の設立を支援する。 ン協議会を立ち上げ、セ ミナー等を開催した(事 務局: NEDO、会員数: 413 (企業、大学、研究機関 等) (平成 28 年 1 月 現

在))。

	・ 産総研及びNEDOにおける先 行的な取組について、適切 に進捗状況の把握・評価を 行に進捗、そのには対し、機関等のでは、他対象 分野や各機関について、強関等を踏まえて展開する。 ・ 研究 産学を踏まえて展開する。 ・ 研究 産学 循環の のの が成 ま ま ま は で が は ま で は で で 、 は ま で は で で 、 は ま で は で で ま で は で と と た べ 向 け た 取 最 先 出 し て いく。	・ 国際の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の	
クロスアポイ	大学、研究開発法人、民間企業	平成 27 年 11 月時点で、国	内閣総理大臣
ントメント制	におけるクロスアポイントメン	立大学法人等において 125 名	(内閣府特命
度	ト制度の積極的活用を促進する	にクロスアポイントメント制	担当大臣(科
	ための医療保険・年金や退職金	度を適用している。なお、国	学技術政策))
	等の取扱いに関する基本的枠組	立大学法人等と国立研究開発	総務大臣
	と留意点を取りまとめたことを	法人等との間で 41 名にクロ	文部科学大臣
	受けて、平成27年度から導入の	スアポイントメント制度を適	厚生労働大臣
	加速に向けて、各機関において	用している。	農林水産大臣
	規程の整備がなされること等を		経済産業大臣
	含め、関係府省において推進す		国土交通大臣
	る。		環境大臣
研究資金制度	総合科学技術・イノベーショ	研究資金の在り方について	内閣総理大臣

の再構築

ン会議を中心として、研究者がは、「科学技術イノベーション」(内閣府特命

研究活動に専念でき、基礎から 応用・実用段階に至るまでシー 月19日閣議決定)及び「『日 ムレスに研究することが可能な 本再興戦略』改訂 2015 (平成 競争的資金の在り方など研究資 | 27 年 6 月 30 日閣議決定) に 金について検討し、次期科学技 術基本計画に反映する。

総合戦略 2015」(平成 27 年 6 担当大臣(科 学技術政策))

おいて、文部科学省及び内閣

府の大学等に対する競争的研 究費について平成28年度か ら新規採択案件について間接 経費 30%を措置することと され、これを受けて、文部科 学省の平成 28 年度予算案に おいて、大学等に対する競争 的研究費の新規採択案件に対 して間接経費 30%を措置し た。また、内閣府においても、 平成28年度から、競争的研究 費の新規採択案件に対して間 接経費 30%を措置すること とした。また、内閣府を中心 に、競争的研究費の間接経費 等の在り方等について検討を 開始した。シームレスに研究 することが可能な競争的資金 の在り方などを含め、これら の内容を「第5期科学技術基 本計画」(平成28年1月22日

新たな研究開 発法人制度の 実現

「独立行政法人改革等に関す る基本的な方針」(平成 25 年 12 | 定国立研究開発法人(仮称) 月24日閣議決定)に基づき、世 界トップレベルの成果の創出が 期待される「特定国立研究開発 法人(仮称)」を制度化するため、 必要な法制上の措置を可能な限 り速やかに講じる。

平成26年3月12日に「特 内閣総理大臣 の考え方について」を総合科 担当大臣(科 学技術会議において決定した が、我が国の経済を力強い成 長軌道に乗せるためには、研 究開発力の強化が重要である ことに鑑み、平成27年12月 18日に、総合科学技術・イノ ベーション会議の決定によ り、同考え方を改訂した。同 考え方等に基づき「特定国立

閣議決定)に反映した。

(内閣府特命 学技術政策))

		研究開発法人による研究開発	
		等の促進に関する特別措置法	
		案」を平成28年通常国会に提	
		出すべく検討しているとこ	
		3。	
職務発明制	・ 職務発明制度の見直しにつ	・ 平成27年通常国会で新た	経済産業大臣
度・営業秘密	いて、現行の法定対価請求	な職務発明制度を定め	
保護の強化	権と実質的に同等の権利を	た、特許法等の一部を改	
	保障することを前提に、発	正する法律(平成 27 年法	
	明のインセンティブに関す	律第 55 号)が成立し、あ	
	る企業・従業者間の調整ガ	らかじめ使用者等に特許	
	イドラインを政府が策定し	を受ける権利を取得させ	
	た上で、職務発明に関する	ることを定めたときは、	
	特許を受ける権利を初めか	当該権利は、その発生し	
	ら法人帰属とすることとす	た時から使用者等に帰属	
	る産業構造審議会特許制度	するものとし、また、従業	
	小委員会の報告書を踏ま	者等は、相当の金銭その	
	え、必要な法制上の措置を	他の経済上の利益を受け	
	速やかに講じる。	   る権利を有するものとし	
		tc.	
	・ 我が国企業の営業秘密の流	- 平成 27 年通常国会で、営	
	出防止を強化するため、刑	   業秘密侵害罪の処罰範囲	
	事上の措置については処罰	   の拡大、罰金刑の引上げ、	
	範囲の拡大、法定刑の引上	非親告罪化、民事訴訟上	
	げや非親告罪化など、民事	の原告の立証負担軽減、	
	上の措置については立証負	除斥期間の延長等を内容	
	担の軽減、除斥期間の延長	とする、不正競争防止法	
	等について検討を行い、必	の一部を改正する法律	
	要な法制上の措置を速やか	(平成 27 年法律第 54 号)	
	に講じる。	が成立し、営業秘密流出	
		に対する抑止力の向上が	
		図られた。	
ロボットによ	平成 27 年1月に策定された	「ロボット新戦略」に基づ	内閣総理大臣
る新たな産業	「ロボット新戦略」のアクショ	く施策の実施状況は平成 28	(内閣府特命
革命の実現	ンプラン(5カ年計画)に基づ	年春にフォローアップを予定	担当大臣(消
	き、人材育成、次世代技術開発や	している。平成 27 年 5 月に	費者及び食品
	国際展開を見据えた規格化・標	「ロボット革命イニシアティ	安全)、内閣府
	準化等の分野横断的取組や、も	ブ協議会」を設立し、本協議	特命担当大臣
1	A	A > > 1.134 . Holest -	l

のづくり、サービス、介護・医療、会と連携しつつ、製造・サー

(科学技術政

インフラ・災害対応・建設、農林 | ビス分野、農林水産業・食品 水産業・食品産業の分野別取組 産業分野及び介護分野におけ を着実に実施する。また、様々な ロボット関係者のニーズ・シー ズのマッチング・解決策の創出 や国際標準の戦略的な立案・活 用等を行う「ロボット革命イニ シアティブ協議会」を立ち上げ る。

る技術開発・実証・導入事業 等を実施し、ロボット新戦略 に基づく取組を推進してい る。さらに、同年9月に本協 議会の下に「IoT による製造 ビジネス変革 WG」、「ロボット 利活用推進 WG」、「ロボットイ ノベーション WG | を立ち上げ た。

策)) 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣

## (4) 世界最高水準の IT 社会の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後2年間(2015年度まで)で、サイバー攻撃対応に関する国際的な連携 や対話の相手国等の数を現在(2013年6月)の約80ヵ国から3割増を目指 す|【44】

⇒2015 年 6 月時点で、113 ヵ国・地域に増加。

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
パーソナルデ	ビッグデータ時代において、	平成27年9月、個人情報及	内閣総理大臣
ータの適正な	個人情報及びプライバシーを保	びプライバシーを保護しつつ	(内閣府特命
利活用に向け	護しつつパーソナルデータの利	パーソナルデータの利活用を	担当大臣(経
た制度整備	活用を促進するため、IT 総合戦	促進するため、個人情報の定	済財政政策))
	略本部において取りまとめられ	義の明確化、「匿名加工情報」	総務大臣
	た「パーソナルデータの利活用	の取扱ルールの整備、不正な	
	に関する制度改正大綱」を踏ま	個人情報の流通の抑止、これ	
	え、必要な法制上の措置を速や	ら個人情報等の取扱いに関し	
	かに講じる。	監督を行う個人情報保護委員	
		会の設置等について定めた個	
		人情報の保護に関する法律及	
		び行政手続における特定の個	
		人を識別するための番号の利	
		用等に関する法律の一部を改	
		正する法律(平成27年法律第	
		65号)が成立し、同法に基づ	
		き、平成28年1月に個人情報	
		保護委員会が設置された。	

ビッグデータ の利活用が価 値を生み出す 環境整備

データの組織の壁を越えた共 有・連携によって、新たなビジネ スの創出や社会課題の解決を更 に促すための環境整備を進め る。

データの横断的な利活用 を推進するため、産学官から なる「一般社団法人オープン &ビッグデータ活用・地方創 生推進機構」と連携し、公共 機関等がデータをオープン 化する際の留意事項等をま とめたガイドラインを平成 27年7月に公開した。また、 IoT 関連の技術開発、利活用、 セキュリティ、プライバシー 等の必要な環境整備を目的 として、企業・業種の枠を超 え、産官学により「IoT 推進 コンソーシアム」を平成27年 10月に設立した。

総務大臣 経済産業大臣

準天頂衛星などの宇宙インフ ラのデータや携帯電話事業者等 の保有する位置情報などの各主 体が独自に保有する地理空間情 報(G空間情報)を集約し、検索・ 活用可能とする G 空間プラット フォームの運用を平成28年度 から開始することとし、その利 活用に係るルール整備等を進め る。

G 空間プラットフォームの 運用開始に向けた技術的検証 等を行ったほか、利活用に係 るルール整備等に向けて関係 省庁等で検討を実施してい る。

総務大臣 国土交通大臣

公共データの 民間開放

公共データをビジネス利用等 がしやすい形式・ルールの下で「一タの取組支援のために、平 インターネットを通じて公開す るため、国におけるオープンデ ータの質・量の更なる向上・拡大 を図るとともに、地方公共団体 におけるオープンデータの取組 を普及させる観点から、平成26 年度中に「地方公共団体オープ ンデータ推進ガイドライン」を 策定する。

地方公共団体のオープンデー内閣総理大臣 成27年2月に「地方公共団体 | 術(IT)政策担 オープンデータ推進ガイドラ イン」及び今後オープンデー タに取り組む地方公共団体向 けの平易な手引書を策定し た。また、平成 27 年6月に 「新たなオープンデータの展 開に向けて」を決定し、政府 機関、独立行政法人等におけ るオープンデータの推進、公 開データの質・量の拡充を進

(情報诵信技 当大臣)

		めるとともに、伝道師(オー	
		プンデータに深い見識を持つ	
		有識者)の地方公共団体派遣、	
		今後オープンデータに取り組	
		む地方公共団体のためのパッ	
		ケージの作成及び展開等の取	
		組を推進している。	
	全 1,788 地方公共団体が保有	平成27年3月、公共クラウ	総務大臣
	するデータを集約・公開する公	ドを開設し、まずは観光分野	
	共クラウドを平成 26 年度中に	から地方公共団体が保有する	
	整備し、公共データの民間開放	公共データの民間開放を推進	
	を推進する。	した。	
「IT コミュニ	従来は IT の活用を想定して	平成27年6月、「IT利活用	内閣総理大臣
ケーション導	いなかった手続等について、諸	に係る基本指針」を決定し、	(情報通信技
入指針(仮	外国調査や全数調査を踏まえ IT	国民の安全・安心を確保する	術 (IT) 政策担
称)」の策定	の活用可能性とその際に必要と	「IT 利活用の前提となる情	当大臣)
	なる措置等に関する基本的考え	報セキュリティの強化の視	
	方を整理した指針(「ITコミュニ	点」と、従来の対面・書面原	
	ケーション導入指針(仮称)」)を	則を転換し、IT を極力優先す	
	平成27年夏までに策定し、それ	るという"電磁的処理の原則"	
	を「ものさし」として従来の手続	など「5つの基本原則」及び、	
	等の検証を進めることで、対面・	「行政における行動指針」を	
	書面交付が前提とされているサ	示した。また、平成27年度以	
	ービスや手続等の見直しを加速	降は、毎年度本指針をもとに、	
	させる。	法令等により対面・書面によ	
		る保存・交付等が規定されて	
		いる手続等の全数や実態を把	
		握する調査を実施し、オンラ	
		イン化等をすべき手続の対象	
		やそのための課題を「見える	
		化」する。	
マイナンバー	平成 28 年1月に予定されて	平成 28 年1月のマイナン	内閣総理大臣
制度の積極的	いるマイナンバー制度の利用開	バー制度の利用開始、個人番	(社会保障・
活用等	始や、平成29年1月を目途とさ	号カードの交付開始に向け	税一体改革担
	れている情報提供等記録開示シ	て、平成 27 年 10 月に個人番	当大臣)
	ステム(いわゆる「マイ・ポータ	号の通知カードの送付が開始	
	ル」)の整備に向けた取組を加速	された。また、平成29年1月	
	する。	のマイナポータル利用開始に	
		向けて検討を進めている。	

金融、医療・介護・健康、戸籍、 旅券、自動車登録などの公共性 の高い分野を中心に、個人情報 の保護に配慮しつつ、マイナン バー利用の在り方やメリット・ 課題、マイナンバーカードの普 及に向けた取組並びに行政にお ける公開情報への法人番号付番 に向けた取組及び法人番号の活 用方法等について検討を進め、 特にマイナンバーの利用範囲拡 大の方向性については中間とり まとめを踏まえ平成26年度中 に明らかにする。

平成27年通常国会で、マイ ナンバーの預貯金口座への付 番、特定健診・保健指導に関 する事務における利用、予防 接種に関する事務における接 種履歴の連携等を内容とする 個人情報の保護に関する法律 及び行政手続における特定の 個人を識別するための番号の 利用等に関する法律の一部を 改正する法律(平成27年法律 第65号)が成立した。また、 マイナンバーカードの普及・ 利活用拡大については、平成 27年6月に改定された「世界 最先端 IT 国家創造官言」にお いて、国家公務員身分証一体 化の方針を提示し、平成28年 4月より順次開始予定であ り、マイナンバー制度のイン フラを活用して、医療機関の 窓口において、医療保険資格 をオンラインで確認できるシ ステムを整備することによ り、マイナンバーカードを健 康保険証として利用すること を可能とする仕組み等につい ても関係省庁間で検討が進め られている。さらに、法人番 号付番は、平成 27 年 11 月、 行政機関等が法人に係る情報 を公開する際の法人番号併記 方法等について周知し、平成

内閣総理大臣 (情報通信技 術(IT)政策担 当大臣) 総務大臣 経済産業大臣

世界最高レベ ルの通信イン フラの実用化

第4世代移動通信システム (4G) の更なる高度化と我が国 技術の国際展開支援のため、平 成27年度までに、国際的に調和 | 波数特定について検討を実施

平成 27 年 11 月に開催され た 2015 年世界無線通信会議 (WRC-15) において、追加周

28 年1月より併記作業を順

次行っている。

総務大臣

	のしれた形で、更ねて泊hn虫lル	1 5	
	のとれた形で、更なる追加割当	した。	
N 人 IC 由 //	候補周波数を確保する。	五十 07 左又崇曰人之 野世	₩₩₩.
料金低廉化・		平成27年通常国会で、携帯	総務大臣
サービス多様		電話網の接続ルールの充実	
化のための競	て、情報通信審議会による答申	等、電気通信事業の公正な競	
争政策の見直	を踏まえ、電気通信事業法改正	争の促進を図ること等を内容	
L	等の必要な法制上の措置を速や	とした、電気通信事業法等の	
	かに講じる。	一部を改正する法律 (平成 27	
		年法律第26号)が成立した。	
無料公衆無線	・ 観光地や防災拠点等におけ	・ 無料公衆無線 LAN の利用	総務大臣
LAN 環境の整	る無料公衆無線 LAN 環境の	開始手続の簡素化・一元	国土交通大臣
備等	整備を促進するため、関係	化に係る実証実験を平成	
	事業者・団体等の参画によ	27 年度に実施するととも	
	る協議会を活用し、エリア	に、主要な観光・防災拠点	
	オーナーに対する整備の働	における公衆無線 LAN 環	
	きかけ、認証手続の簡素化・	境の整備を行う地方公共	
	一元化に向けた検討、海外	団体等に対し、その事業	
	向け情報発信、整備を実施	費の一部の補助を実施し	
	する地方公共団体等への支	た。	
	援等を進める。		
	・ 国内発行 SIM カードの利用	・ 国内発行 SIM カードにつ	
	開始手続の改善や国際ロー	いては、平成 26 年 11 月	
	ミング料金の低廉化その他	に、関係事業者とともに、	
	訪日外国人旅行者が国内に	平成32年におけるSIM販	
	一時的に持ち込む端末の利	売拠点の設置の目標値を	
	用の円滑化等についての検	定め、利用開始手続の改	
	討を踏まえ、必要な法制上	善に向けた取組を進めて	
	の措置等を速やかに講じ	いる。また、国際ローミン	
	る。	グ料金の低廉化について	
		は、関心を有する国との	
		間で二国間協議を推進し	
		ており、平成27年4月に	
		は、タイとの間で、低廉化	
		に向けた日タイの事業者	
		間協議を促進すること等	
		に合意した。さらに、訪日	
		外国人旅行者が国内に一	
		時的に持ち込む端末の利	
		用の円滑化について、平	

		成 27 年通常国会で、訪日	
		観光客等が我が国に一時	
		的に持ち込む携帯電話端	
		末及び Wi-Fi 端末等につ	
		いて、国内の電波利用環	
		境を維持しつつその円滑	
		な利用を可能とすること	
		等を内容とした電気通信	
		事業法等の一部を改正す	
		る法律 (平成 27 年法律第	
		26 号) が成立した。	
サイバーセキ	サイバーセキュリティ基本法	日本年金機構の情報流出事	内閣総理大臣
ュリティ推進	(平成 26 年法律第 104 号) に基	案等を踏まえ、平成27年9月	(サイバーセ
体制等の強化	づき、平成27年夏までに新たな	4日「サイバーセキュリティ	キュリティ戦
	「サイバーセキュリティ戦略」	戦略」を閣議決定し、内閣サ	略本部に関す
	を策定するとともに、政府機関	イバーセキュリティセンター	る事務を担当
	のサイバーセキュリティ監視機	(NISC)の機能強化、政府全	する国務大
	能及び国内外の脅威情勢、イン	体の取組強化等のサイバーセ	臣)
	シデント情報等の集約・分析機	キュリティ対策の抜本的強化	
	能強化などの措置を講じる。	のための措置を講じた。	
	「新・情報セキュリティ人材	サイバーセキュリティに関	内閣総理大臣
	育成プログラム」(2014年5月情	する人材の量的不足の解消と	(サイバーセ
	報セキュリティ政策会議決定)	突出した能力を有する人材の	キュリティ戦
	に基づき、サイバーセキュリテ	確保のため、情報処理技術者	略本部に関す
	ィに関する人材の量的不足の解	試験に新たな試験区分として	る事務を担当
	消と突出した能力を有する人材	「情報セキュリティマネジメ	する国務大
	の確保のため、情報処理技術者	ント試験」を追加し、平成 28	臣)
	試験の見直しなど、平成 28 年度	年4月以降、毎年4月と10月	経済産業大臣

## (5) 立地競争力の更なる強化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進 国3位以内に入る」【46】

の年2回実施する予定。

⇒2016年24位(昨年比2位後退)

までに必要な措置を講じる。

※ランキング手法の変更により、2015年時点での順位は19位から22位に修正。

《KPI》「2020年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に 入る(2012年4位)」【47】

⇒2015年4位(前年と同順位)

《KPI》「今後 10 年間 (2013 年~2022 年) で PPP/PFI の事業規模を 12 兆円に拡大する (2012 年度まで 4.2 兆円 (2014 年 3 月時点の数値))。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、2022 年までの 10 年間で2~3 兆円としている目標を 2016 年度末までの集中強化期間に前倒しする」【48】

⇒2,289 億円 (2013 年度の PPP/PFI の事業規模、2015 年 5 月時点の数値)

②施束の主な進捗状況				
施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣	
成長志向に重	平成 27 年度税制改正では、課	経済の「好循環」を確実な	内閣総理大臣	
点を置いた法	税ベースの拡大等により財源を	ものにするため、税制におい	(内閣府特命	
人税改革	確保しつつ、経済の好循環の実	ても、企業が収益力を高め、	担当大臣(経	
	現を力強く後押しするために税	前向きな国内投資や賃金引上	済財政政策))	
	率引下げを先行させ、国・地方を	げにより積極的に取り組んで	総務大臣	
	通じた法人実効税率(現行	いくよう促していく観点か	財務大臣	
	34.62%) を、平成 27 年度に	ら、成長志向の法人税改革を		
	32.11% (▲2.51%)、平成 28 年	更に大胆に推進し、制度改正		
	度に 31. 33% (▲3. 29%) に引き	を通じた課税ベースの拡大等		
	下げることを決定。このために	により財源をしっかりと確保		
	必要な法制上の措置を速やかに	しつつ、法人実効税率(現行		
	講じる。引き続き、平成 28 年度	32.11%) を平成 28 年度に		
	以降の税制改正においても、	29.97%に、平成 30 年度に		
	20%台まで引き下げることを目	29.74%に引き下げることを		
	指して、改革を継続していく。	決定した。		
国家戦略特区	平成26年臨時国会において、	平成 27 年度末までの集中	内閣総理大臣	
の加速的推進	審議未了により廃案となった、	取組期間内に国家戦略特区を	(地方創生担	
	創業や家事支援に携わる外国人	加速的に推進し、いわゆる岩	当大臣、内閣	
	が日本で活躍できる環境の整備	盤規制改革全般について突破	府特命担当大	
	や、公立学校の運営を民間に開	口を開いていく。このため、	臣(国家戦略	
	放し、多様な価値に対応した公	国家戦略特区について、これ	特別区域))	
	教育を可能にする特例措置等を	まで、合計 18 回の国家戦略特		
	内容とする国家戦略特別区域法	別区域諮問会議及び 35 回の		
	等の改正案について、一層大胆	国家戦略特別区域会議を開催		
	な規制改革メニューを追加し、	した。		
	必要な法制上の措置を速やかに	平成 27 年通常国会で、国家		
	講じる。	戦略特別区域法及び構造改革		
	改革のスピードを加速させる	特別区域法の一部を改正する		
	ため、「『日本再興戦略』改訂	法律(平成 27 年法律第 56 号)		
	2014」及び「国家戦略特区におけ	が成立し、その中で、「公立学		

る追加の規制改革事項等につい て」(平成 26 年 10 月 10 日国家 戦略特別区域諮問会議取りまと め)の記載事項並びに平成26年 夏の全国提案を踏まえ規制改革 等を行うべきもののうち、法改 正を要しないものは、遅くとも 平成26年度内に実現する。

また、「志の高い、やる気のあ る地方の自治体」が、規制改革に | 特区の2次指定区域(地方創 より地方創生を実現できるよ う、国家戦略特区を更に進化さ せ、手続の簡素化や専門家の派 指定し、同年9月には各区域 遣など国が総合的な支援を行う 「地方創生特区」を、平成27年 た。また、同年12月の第18 春を目途に、新たに指定する。

さらに、遠隔医療、自動飛行な どの「近未来技術に関する実証| プロジェクト」と、その実現のた めの「制度的制約・大胆な規制改 革」を検討した上で、「地方創生 特区」の指定も念頭に、自治体と のマッチングを図る。

校運営の民間開放」、「地域限 定保育士の創設」、「外国人家 事支援人材の活用」、「国有林 野に係る特例」など、教育、 医療、雇用、保育、外国人材 の受入れ促進などの幅広い分 野に係る新たな規制の特例措 置を講じた。

平成 27 年8月に国家戦略 生特区)として、秋田県仙北 市、宮城県仙台市、愛知県を において区域会議を立ち上げ 回国家戦略特別区域諮問会議 においては、同年春から秋の 提案自治体の中から、国家戦 略特区の3次指定区域とし て、広島県・愛媛県今治市、 千葉県千葉市、福岡県北九州 市を選定した。

2次指定までの9区域につ いて、国家戦略特区法の制定 当初からの規制改革メニュー である旅館業法の特例や医学 部新設に係る認可の基準の特 例に加え、前述の改正法にお ける追加改革メニュー等を活 用した 125 の具体的事業を認 定した。

なお、平成27年1月から7 月まで、近未来技術実証特区 検討会を計6回開催し、遠隔 医療、遠隔教育、自動走行、 自動飛行などに係るヒアリン グ等を通じ、重要な規制改革 事項について、「『日本再興戦 略』改訂 2015」に盛り込んだ。

公共施設等運 営権等の民間 開放 (PPP/PFI の活用拡大)

平成26年6月に「PPP/PFIの 抜本改革に向けたアクションプ ランに係る集中強化期間の取組 方針について」を取りまとめ、民 間資金等活用事業推進会議にお いて決定した。同「取組方針」に 基づき、平成28年度末までの3 年間を集中強化期間として位置 付け、公共施設等運営権方式を 活用した PFI 事業の案件数につ いて、重点分野毎の数値目標(空 港6件、上水道6件、下水道6 件、道路1件)を設定するととも に、平成34年までの10年間で 2~3兆円としている目標を集 中強化期間に前倒し、重点的な 取組を行うこととする。

4件、上水道1件、下水道2 件、道路1件が、実施契約の 締結や実施方針の公表を行う 等進捗している。また、地方 公共団体へのアンケートや業 界団体等へのヒアリングを通 じ、PPP 事業の実施状況を把 握するとともに、事業規模の 計上や推計方法を検討し、平 成25年度及び平成26年度の 事業規模を推計する。推計さ れた事業規模を基に、PFI推 進委員会の審議を経て、事業 規模の目標の見直しについて 平成 27 年度内を目途に結論 を得ることとしている。

重点分野については、空港 内閣総理大臣 (内閣府特命 担当大臣(経 済財政政策)) 厚生労働大臣 国土交通大臣

民間の能力を活用した国管理 空港等の運営等に関する法律 (平成 25 年法律第 67 号) に基 づき仙台空港において、また、関 西国際空港及び大阪国際空港の 一体的かつ効率的な設置及び管 理に関する法律(平成23年法律 第54号) に基づき関西国際空港 及び大阪国際空港において、平 成 27 年度末までに空港運営事 業を開始する。

仙台空港については、平成 | 国土交通大臣 28 年 6 月末までの事業完全 移管に向け、平成27年12月 に優先交渉権者が設立した新 会社と契約を締結した。関西 国際空港及び大阪国際空港に ついては、平成27年度末まで の事業移管に向け、平成27年 12 月に優先交渉権者が設立 した新会社と契約を締結し

安全性確保等の観点から、公 共施設等運営権者へ公務員を出 向させ、公共施設等運営事業の 運営等に係るノウハウの移転及 び運営等の業務を行わせること により同事業の万全な実施を図 るために必要な法制上の措置を 速やかに講じる。

平成 27 年通常国会で民間 資金等の活用による公共施設 等の整備等の促進に関する法 律の一部を改正する法律(平 成 27 年法律第 71 号) が成立 し、専門的なノウハウ等を有 する公務員を退職派遣させる 制度を創設するなどの措置が 講じられた。

内閣総理大臣 (内閣府特命 担当大臣(経 済財政政策)) 厚生労働大臣 国土交通大臣

民間事業者による公社管理有 料道路の運営を可能とする特例

有料道路事業への公共施設 等運営権方式の導入に向け、

内閣総理大臣 (地方創生担 措置を内容とする構造改革特別 区域法等の改正案について、必 要な法制上の措置を速やかに講 じる。

平成 27 年通常国会で国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 56 号)が成立した。同年 9 月には、愛知県国家戦略特別区域における公社管理道路運営事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣による認定を行った。

当大臣) 国土交通大臣

コンパクトシ ティ・プラス・ ネットワーク の形成の推進

平成 26 年に改正した都市再 生特別措置法及び地域公共交通 活性化再生法に基づき、「国土の グランドデザイン 2050」 (平成 26年7月4日国土交通省公表) や交通政策基本法(平成25年法 律第92号) に基づく交通政策基 本計画も踏まえ、コンパクトシ ティ・プラス・ネットワークの形 成を着実に推進する。このため、 平成 26 年度中に関係府省庁に よる「コンパクトシティ形成支 援チーム (仮称)」を設け、都市 のコンパクト化と公共交通ネッ トワークの形成に向けた市町村 の取組を強力に支援する体制を 構築する。さらに、路線再編・サ ービスレベルの向上等により地 域公共交通ネットワークの再構 築を出資により支援するため、 必要な法制上の措置を速やかに 講じる。

関係省庁による「コンパク トシティ形成支援チーム」を 平成27年3月に設置し、地 方公共団体向けの説明会や ブロック別相談会の開催等 を通じて、市町村からの相談 への対応や課題・ニーズの吸 上げ等をワンストップで実 施した。これらを踏まえ、関 係省庁が連携して支援策を 検討し、平成27年9月にそ の検討状況や今後の取組に ついて「コンパクトシティの 形成に向けた今後の取組に ついて」として取りまとめる など、関係施策が連携した支 援策の充実や市町村内の部 局間連携強化のための環境 整備等を行っている。さらに 地域公共交通の活性化及び 再生に関する法律及び独立 行政法人鉄道建設・運輸施設 整備支援機構法の一部を改 正する法律(平成27年法律 第28号) が平成27年5月に 成立、同年8月に施行され、 地域公共交通ネットワーク の再構築を図る事業を支援 する出資等の制度が創設さ

国土交通大臣

		れた。	
公的·準公的	年金積立金管理運用独立行政	年金積立金管理運用独立行	総務大臣
資金の運用等	法人 (GPIF) をはじめとする公	政法人(GPIF)については、	財務大臣
の見直し	的・準公的資金の運用等の在り	デフレからの脱却、適度なイ	文部科学大臣
	方については、有識者会議の提	ンフレ環境への移行など長期	厚生労働大臣
	言を踏まえ、各資金の規模・性格	的な経済・運用環境の変化に	
	に応じ、長期的な健全性の確保	即し、平成26年6月に公表さ	
	に留意しつつ、必要な施策を迅	れた「国民年金及び厚生年金	
	速かつ着実に実施すべく所要の	に係る財政の現況及び見通	
	対応を行う。	し」の結果を踏まえ同年10月	
		に基本ポートフォリオの見直	
		しを実施するとともに、ガバ	
		ナンス会議の設置やコンプラ	
		イアンス・オフィサーの任命	
		等を公表した。また、平成27	
		年4月から始まった新たな中	
		期目標期間の開始に合わせ、	
		「独立行政法人改革等に関す	
		る基本的な方針」に基づき、	
		高度で専門的な人材確保の一	
		環として、GPIFの役員に年金	
		積立金の管理及び運用の業務	
		を担当する理事を追加した。	
		さらに、GPIF、国家公務員共	
		済組合連合会、地方公務員共	
		済組合連合会、日本私立学校	
		振興・共済事業団は共同して、	
		平成27年3月に「基本ポート	
		フォリオ」を定めるに当たっ	
		て参酌すべき積立金の資産の	
		構成の目標(モデルポートフ	
		ォリオ)を定めて、同年10月	
		から適用した。	
	GPIF については、年金制度、	GPIFのガバナンス体制につ	
	法人の組織論等の観点から今後	いては、平成27年12月に厚生	
	の法改正の必要性も含めた検討	労働省社会保障審議会年金部	
	を行うなど必要な施策の取組を	会において、検討を再開した。	
	加速すべく所要の対応を行う。		
資金決済高度	即時振込みなどの資金決済高	全銀システムにおける土日	内閣総理大臣

化等	度化については、全国銀行協会	祝日を含む稼動時間拡大につ	(内閣府特命
	が諸外国の動向も参考に取りま	いては、現在、全銀協におい	担当大臣(金
	とめた最終報告も踏まえ、全銀	   て平成 30 年中の実現を目指	   南虫))
	システムの土日祝日を含む稼動	し、システム対応等の必要な	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	時間拡大の平成 30 年中の実現	取組を進めている。	
	を目指した取組が進められるよ		
	う促す。		
	商流情報 (EDI 情報) の添付拡	   拡張された EDI 情報欄を使	
	張については、流通業界と金融	用することで、決済情報と商	
	機関との平成 26 年 11 月に行っ	流情報を連携させる共同シス	
	た共同システム実験の結果等を	テム実験を平成 26 年度に実	
	踏まえつつ、速やかにシステム	施し、業務の効率化が実現で	
	導入されるように促す。	きることが確認された。	
豊富な家計資		社会保障審議会企業年金部	厚生労働大臣
産が成長マネ		会において、平成27年1月に	子工77 周八正 
一に向かう循		議論の整理を行い、個人型確	
環の確立	全体の運用資産選択の改善、ラ	定拠出年金の加入者範囲の見	
OK 10 HE III	イフスタイルの柔軟性への対応	直しや小規模事業主による個	
	等(個人型確定拠出年金の加入	人型確定拠出年金への掛金追	
	可能範囲の拡大や中小企業への	加納付制度の創設等を盛り込	
	確定拠出年金制度の普及等)に	んだ、確定拠出年金法等の一	
	ついて、社会保障審議会企業年	部を改正する法律案を平成	
	金部会の議論を踏まえ、必要な	27年通常国会に提出した。	
	法制上の措置を速やかに講じ		
	る。		
電力システム	「電力システムに関する改革	平成 27 年4月に電源の広	経済産業大臣
改革	方針」(平成25年4月2日閣議	域的な活用に必要な送配電網	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	決定)に基づく電力システム改	の整備や全国での需給調整を	
	革の第3段階として、電気事業	担う電力広域的運営推進機関	
	法の一部を改正する法律(平成	を設立した。また、平成28年	
	25 年法律第 74 号) 附則第 11 条	4月に実施する電気の小売業	
	の規定に基づき、平成30年から	への参入の全面自由化に向	
	平成 32 年までを目途とする送	け、平成27年8月に小売電気	
	配電部門の法的分離や、小売料	事業者の登録申請受付を開始	
	金規制撤廃等を実施するため、	した。加えて、平成27年9月	
	必要な法制上の措置を速やかに	に電力の適正取引の監視やネ	
	講じる。	ットワーク部門の中立性確保	
		のための行為規制等を厳正に	
		実施する電力取引監視等委員	

		会を設立した。さらに、平成	
		27 年通常国会で電気事業法	
		等の一部を改正する等の法律	
		(平成 27 年法律第 47 号)が	
		成立し、平成32年4月に送配	
		電部門を法的に分離すること	
		や、それ以降に電気の小売料	
		金規制を撤廃すること等が定	
		められた。	
ガスシステム	エネルギー基本計画に基づ	平成 27 年通常国会でガス	経済産業大臣
及び熱供給シ	き、産業ごとに存在していたエ	事業法の一部改正を含む、電	
ステム改革	ネルギー市場の垣根を取り払う	気事業法等の一部を改正する	
	観点から、電力システム改革と	等の法律(平成 27 年法律第	
	併せ、ガスの小売業への参入の	47 号) が成立し、ガスの小売	
	全面自由化等を実施するため、	全面自由化を実施すること	
	必要な法制上の措置を速やかに	(平成 29 年4月1日実施予	
	講じるとともに、熱供給事業に	定)、都市ガス大手3社の導管	
	ついても、その供給義務及び料	部門を法的分離すること(平	
	金規制を廃止するなどの必要な	成34年4月1日実施予定)等	
	法制上の措置を速やかに講じ	が定められた。また、同法は	
	る。	熱供給事業法の一部改正も含	
		んでおり、熱供給事業への参	
		入規制について、許可制を登	
		録制に改めること、供給義務	
		や料金規制等を撤廃すること	
		等が定められた(平成28年4	
		月1日実施予定)。	

(6) 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革 新

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」【2】

開業率 2012 年度: 4.6% ⇒ 2014 年度: 4.9% 廃業率 2012 年度: 3.8% ⇒ 2014 年度: 3.7%

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
「ふるさと名	中小企業地域資源活用促進法	平成 27 年通常国会で、地域	経済産業大臣

物」の開発・販	を見直し、品質管理の徹底など	産業資源を活かした「ふるさ	
路開拓推進	後元世し、明貞自母の徹尾など    消費者の購買意欲を喚起する仕	と名物」を活用した地域活性	
1 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	組みを組み込みつつ、地域資源	化に向けて、改正中小企業地	
	を活用した「ふるさと名物」の開	地管源活用促進法が成立し、	
	発・販路開拓を推進する。このた	両年8月10日に施行された。	
	め、必要な法制上の措置を速や	本法の施行後、「ふるさと名物」	
	かに講じる。	応援宣言」等による市区町村	
		の積極的な関与や、消費者ニ	
		ーズを把握している小売・ネ	
		リット業者等との連携等によ	
		り、商品開発・販路開拓等が	
		促進されるよう図っていると	
		ころ。	
地域の中堅企			経済産業大臣
業等を核とし		づくり高度化法に基づく中小	
た戦略産業の	促進するため、中小ものづくり	企業の特定ものづくり基盤技	
育成	高度化法の対象技術にデザイン	術の高度化に関する指針を改	
	等を追加するなど平成 26 年度	正し、特定ものづくり基盤技	
	中に支援制度を見直す。	術にデザイン開発に係る技術	
		を追加した。これを踏まえ、	
		革新的ものづくり産業創出連	
		携促進事業においてデザイン	
		開発に係る技術を採択し、支	
		援した。	
小規模事業者	独立行政法人中小企業基盤整	平成 27 年通常国会で、小規	経済産業大臣
の振興に向け	備機構が運営する小規模企業共	模企業共済制度において親族	
た枠組みの整	済制度について、事業承継支援	内で事業承継した場合の共済	
備	の強化等を図るため、必要な法	金の支給額の引上げ等を盛り	
	制上の措置を速やかに講じる。	込んだ、中小企業における経	
		営の承継の円滑化に関する法	
		律等の一部を改正する法律	
		(平成 27 年法律第 61 号) が	
		成立した。平成28年4月(予	
		定)の施行に向けて小規模企	
		業共済制度を運営する独立行	
		政法人中小企業基盤整備機構	
		において、改正法を反映した	
		事業承継支援等の制度変更の	
		準備を進めている。	
		= . = . = . = .	

連携中枢都市 圏構想等の推 淮

人口減少・少子高齢社会にお いても一定の圏域人口を有しつ 果を踏まえ、「まち・ひと・し つ、活力ある社会経済を維持す るため、「地方中枢拠点都市圏」 及び「高次地方都市連合」を平成 26年度に統合し、創設した「連 携中枢都市圏」について、平成27 年度において地方公共団体の意 向を踏まえた調査・検討を行っ た上で、対象となる都市(圏)の 条件を確定させ、その形成に努 める。あわせて、地方圏における 定住の受け皿の形成を目的とす る「定住自立圏」について、人口 の観点を含めこれまでの取組成 果を再検証し、その結果を踏ま について、平成27年度中に取 え、必要な対応策を検討する。

地方公共団体の意向調査結 ごと創生総合戦略(2015改訂 版)」(平成27年12月24日 閣議決定) において連携中枢 都市圏の都市圏条件を確定さ せた。また、連携中枢都市圏 について対象となる都市にお いて説明会を実施した。平成 27年12月までに、4つの連 携中枢都市圏が形成された。 また、定住自立圏については、 平成28年1月までに、102の 圏域が形成されたところであ り、これらの圏域の取組成果 りまとめを予定している。

総務大臣 国土交通大臣

#### 2.「戦略市場創造プラン」関連

(1) 国民の「健康寿命」の延伸

①KPIの主な進捗状況

《KPI》「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62 歳(2010年)][【60】

⇒2013年:男性71.19歳、女性74.21歳

《KPI》「2020 年までにメタボ人口を 2008 年度比 25%減【1400 万人 (2008 年度)】」 [61]

⇒2013 年度: 2008 年度比 16.0%減

《KPI》「2020 年までに健診受診率(40~74 歳)を80%(特定健診を含む)【67.7%

(2010年)】|【62】

⇒2013 年:66.2%

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
予防・健康管	全ての健康保険組合をはじ	平成 26 年度内に、99%の健	厚生労働大臣
理の推進に関	め、医療保険者が、平成 26 年度	康保険組合でデータヘルス計	
する新たな仕	以降、順次、レセプト・健診情報	画の作成が実現した。データ	
組みづくり	等を活用した「データヘルス計	ヘルス計画実施の初年度とな	
	画」の作成・公表を行い、平成27	る平成 27 年度、厚生労働省主	
	年度までにレセプト・健診情報	催で、初の取組として、医療	

	などのデータ分析に基づく保健	保険者や自治体等と健康・予	
	事業を実施することを推進す	防サービスを提供する事業者	
	る。	が出会い、連携を推進させる	
		場として、「データヘルス・予	
		   防サービス見本市 2015   を開	
		  催した。	
食の有する健	いわゆる健康食品などの加工	機能性表示食品について定	内閣総理大臣
康増進機能の	食品及び農林水産物に関し、企	める食品表示基準(平成 27 年	(内閣府特命
活用	業等の責任において科学的根拠	内閣府令第 10 号) が平成 27	
1.17.14	をもとに機能性を表示できるよ	年3月20日に公布され、同年	
	うにするための新たな方策につ	4月1日から施行されてい	
	いて、「食品の新たな機能性表示	る。また、同年3月30日に、	農林水産大臣
	制度に関する検討会」報告書及	消費者庁が「機能性表示食品	
	び消費者委員会での審議を踏ま	の届出等に関するガイドライ	
	え、平成26年度中に結論を得た	ン』を公表した。	
	上で実施する。	· J E AA O /C.	
医療・介護等	<ul><li>・ 非営利新型法人制度の創設</li></ul>	  ・ 複数の医療法人等を社員	文部科学大臣
を一体的に提	については、速やかに結論	総会等により統括し一体	
供する非営利	を得て、平成27年中に制度	的に経営可能とする、地	子工刀倒八匹
ホールディン	上の措置を講じることを目	域医療連携推進法人制度	
グカンパニー	指す。このため、必要な法制	の創設等を盛り込んだ、	
型法人制度	上の措置を速やかに講じ	医療法の一部を改正する	
(仮称)の創	上の相直を逐べがに構しる。	法律(平成 27 年法律第 74	
	る。 		
設		号) が平成 27 年通常国会 で成立した。	
	  ・ 当該新制度を活用した他病		
		<ul><li>・ 当該新制度を活用した大</li><li>学附属病院の別法人化の</li></ul>	
	院との一体的経営実現のた		
	めに大学附属病院を大学か	具体的な仕組みについて	
	ら別法人化できるよう、必要な制度記載について、更	は、平成 27 年 12 月に案	
	要な制度設計について、平	を公表した。平成27年度	
	成 26 年度中に検討・結論を	中に制度上の措置を行う	
	得て、平成27年度中に制度	べく、検討を行っている。 	
	上の措置を目指す。		
医療用医薬品	セルフメディケーションの推		厚生労働大臣
から一般用医	進に向け、医薬品(検査薬を含		
薬品への移行	む)の医療用から一般用への転		
(スイッチ	, _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _		
OTC)の促進	め、以下の措置を講ずる。		

- 企業の承認申請に応じて速し・ やかな審査を行う。このた め、独立行政法人医薬品医 療機器総合機構の承認審査 の予見性を高め、企業の開 発を促すため、承認審査に おける審査期間の目標設定 やその短縮、企業からの相 談に対応する体制の拡充等 について、平成26年度から 順次措置を講じる。
- 海外の事例も参考に、平成・ 26 年度中に産業界、消費者 等のより多様な主体からの 意見が反映される仕組みと なるよう措置を講じる。
- 独立行政法人医薬品医療 機器総合機構の第3期中 期計画 (平成26年度から 5か年計画)において、要 指導・一般用医薬品につ いて審査期間短縮に向け た目標設定(平成30年度 までに行政側期間7か 月)を行った。あわせて、 新一般用医薬品開発妥当 性相談等の相談事業を実 施している。
- 産業界・消費者等のより 多様な主体からの意見が 反映される仕組みについ ては、関係団体及び関係 業界と調整を進め、平成 27年5月の薬事・食品衛 生審議会要指導 • 一般用 医薬品部会及び同年6月 の薬事分科会に新たなス キーム案を提示し、了承 された。

個人に対する 健康・予防イ ンセンティブ の付与

以下について、平成27年1月 に社会保障制度改革推進本部で 決定された医療保険制度改革骨 子に沿って、所要の措置を速や かに講じる。

- 保険者の保健事業として、 加入者へのヘルスケアポイ ントの付与や現金給付等を 行うことができる旨を明示 し、その普及を図る。
- ・ 財政上中立な形で各被保険 者の保険料に差を設けるよ うにすることを可能とする などのインセンティブの導

個人に対する予防・健康づ 厚生労働大臣 くりに向けたインセンティブ を付与するため、保険者が行 う保健事業として加入者の自 助努力への支援を追加するこ と等を内容とする、持続可能 な医療保険制度を構築するた めの国民健康保険法等の一部 を改正する法律(平成27年法 律第31号) が平成27年通常 国会で成立した。個人の予防・ 健康づくりに向けた取組に応 じたヘルスケアポイント付与 や保険料への支援等を保険者 入について、公的医療保険」が行う際の具体的な基準等に 制度の趣旨を踏まえつつ検|関する考え方について、「個人

	討する。	への予防インセンティブ検討	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ワーキンググループ」で平成	
		27年9月から議論を開始し、	
		ガイドラインを平成 27 年度	
		中に公表する予定。	
保険者に対す	後期高齢者支援金の加算・減	平成27年10月から「保険	厚生労働大臣
る健康・予防	算制度について、保険者に対す	者による健診・保健指導等に	
インセンティ		関する検討会」において、保	
ブの付与	ー ティブとなるよう、特定健診・保	険者種別共通の評価項目につ	
	健指導の効果検証等も踏まえつ	いて検討し、平成28年1月に	
	つ、平成27年1月に社会保障制	   取りまとめを行った。この結	
	度改革推進本部で決定された医	   果を踏まえ、保険者種別ごと	
	  療保険制度改革骨子に沿って、	  にインセンティブを強化する	
	所要の措置を速やかに講じるこ	仕組みの制度設計等を検討	
	とを目指す。	し、平成27年度内目途に上記	
		検討会に報告する予定。	
経営者等に対	以下の論点について検討し、	有識者等の協力の下、健康	内閣総理大臣
する健康・予	所要の措置を平成 26 年度中に	投資を評価するための指標を	(健康・医療
防インセンテ	講じることを目指す。	定めるとともに、平成27年3	戦略を担当す
ィブの付与	・ 企業等が健康投資を評価す	月に、経済産業省と東京証券	る国務大臣
	るための指標の構築	取引所が共同で「健康経営銘	(以下「健康・
	・ 健康経営銘柄(仮称)の設定	柄」として 22 業種 22 社を選	医療戦略担当
	の検討	定した。また、平成 28 年1	大臣」とい
	・「コーポレート・ガバナン	月、第2回目となる「健康経	う。))
	スに関する報告書」や CSR 報	営銘柄 2016」として 25 業種	厚生労働大臣
	告書等に「従業員等の健康	25 社を選定した。厚生労働省	農林水産大臣
	管理や疾病予防等に関する	においても、このような健康	経済産業大臣
	取組」を記載 等	経営の取組について、保険者	
		団体を通じて周知し、企業と	
		健康保険組合の連携を推進し	
		ている。さらに、平成27年2	
		月に、経済団体、投資家、健	
		康保険組合連合会等関係者の	
		参加・協力の下で、「企業によ	
		る『健康投資』に係る情報開	
		示の方向性について」を取り	
		まとめ、平成 27 年度中には	
		「情報発信のあり方に関する	
		手引き書」の策定を予定して	

		いる。	
先進的な医療	抗がん剤に続き、再生医療や	中央社会保険医療協議会に	厚生労働大臣
へのアクセス	医療機器についても専門評価組	おいて、再生医療、医療機器	
向上(評価療	織を平成 26 年度中に立ち上げ、	に係る専門評価体制の在り方	
養)	保険収載に向けた先進医療の評	を議論し、平成27年4月1日	
	価の迅速化・効率化を図る。	より運用を開始している。	
療養時のアメ	選定療養について、対象の拡	定期的に選定療養として導	厚生労働大臣
ニティの向上	充を含めた不断の見直しを行う	入すべき事例を把握する仕組	
(選定療養)	仕組みを構築する。具体的には、	みを構築し、平成 27 年 3 月	
	現行の選定療養の利用状況につ	に、国民からの提案・意見募	
	いて、早期に調査するとともに、	集を実施した。今後、定期的	
	学会等を通じ、定期的に選定療	に把握を行い、随時、中央社	
	養として導入すべき事例を把握	会保険医療協議会において検	
	する仕組みを平成 26 年度中に	討・措置を行う。	
	構築する。		
革新的な医療	革新的な医療技術等の保険適	費用対効果評価について、	厚生労働大臣
技術等の費用	用の評価に際し、費用対効果の	中央社会保険医療協議会にお	
対効果分析の	観点を平成 28 年度を目途に試	いて、評価対象の選定方法や	
導入等	行的に導入する。	評価結果の活用方法等の検討	
		を行っており、平成28年度か	
		ら試行的導入を実施する予	
		定。	
「日本版コン	医療上の必要性の高い未承認	平成27年9月に薬事・食品	厚生労働大臣
パッショネー	薬・適応外薬について、開発・承	衛生審議会薬事分科会に具体	
トユース」の	認を進める一方で、治験の参加	的な骨子案を提示した。平成	
導入	基準に満たない患者に対する治	28 年1月に医薬品の臨床試	
	験薬へのアクセスを充実させる	験の実施の基準に関する省令	
	ための仕組みの導入に向けた検	の一部を改正する省令(平成	
	討を進め、平成27年度から運用	28 年厚生労働省令第9号)を	
	を開始する。	公布し、同年1月に施行した。	
「患者申出療	困難な病気と闘う患者の国内	患者申出療養の創設等を盛	厚生労働大臣
養 (仮称)」の	未承認薬等を迅速に保険外併用	り込んだ、持続可能な医療保	
創設	療養として使用したいという思	険制度を構築するための国民	
	いに応えるため、患者からの申	健康保険法等の一部を改正す	
	出を起点とする新たな保険外併	る法律(平成 27 年法律第 31	
	用療養費制度の仕組みとして	号)が平成27年通常国会で成	
	「患者申出療養(仮称)」を創設	立。患者申出療養については、	
	する。このため、必要な法制上の	平成 28 年4月施行される予	
	措置を速やかに講じる。	定。	

地域医療連携 ネットワーク の普及促進

自治体ごとに個人情報保護条 例やその運用(患者同意の取り 方等)が異なっていることが、地 域医療連携ネットワークの普及 促進のための課題となっている との指摘があることを踏まえ、 平成 26 年度中に全国各地の事 例の収集及び成功事例の分析を 行い、所要の措置を講じる。

平成26年度に、地域医療情 報連携ネットワークの構築状 況(患者同意の取得方法、共 有している情報項目等)等に ついて、調査・分析を実施し た。この調査結果も踏まえ、 平成 30 年度までを目標に地 域医療情報連携ネットワーク の全国各地への普及を実現す ることとした。さらに、この 目標実現のため、各都道府県 が策定する医療計画等に地域 医療情報連携ネットワークの 今後の取組を記載することを 促すこととし、また、地域医 療介護総合確保基金による病 床の機能分化・連携のための ネットワーク構築費用の支援 策等を講じている。

厚生労働大臣

医療の国際展 開

各国と署名を行った二国間の 医療・保健分野に関する協力覚 書等に基づき、医師・看護師など の人材育成や公的医療保険制度 整備の支援、医療サービス拠点 などの医療関連事業の展開、日 本で承認された医薬品・医療機 器について相手国での許認可手 続の簡素化等を行うべく、平成 27年度中に具体的な事業に着手 する。

平成26年度は5か国、平成 内閣総理大臣 27 年度は3か国 (平成28年 1月現在)と、医療・保健分 野に関する協力覚書等の署名 や共同プレスリリースを行っ た。また、平成28年1月現 在、医療拠点を3か所創設し ている。平成27年6月、医薬 品・医療機器等分野での国際 規制調和や国際協力をより強 力に推進していくため、この 分野における中長期的なビジ ョンや施策のプライオリティ を明確化した「国際薬事規制 調和戦略~レギュラトリーサ イエンス イニシアティブ ~」を取りまとめ、公表した。 さらに、同年9月、日本の経 験、技術、知見等を活用し、 国際的な保健課題に対応して

(健康・医療 戦略担当大 臣) 外務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣

	いく方針を盛り込んだ「平和	
	と健康のための基本方針」を	
	定めた。	

# (2) クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

# ①KPI の主な進捗状況

- 《KPI》「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020 年に年間 5,000 億円(世界市場の5割程度)」【82】
  - ⇒2013 年度:年間 2400 億円 (車載用・電力貯蔵用蓄電池の市場規模の合計) ※シェアに固執することなく、確実に先端蓄電池市場を獲得し、収益を確保するため、 KPI を「2020 年に世界市場の 5 割獲得」から変更。

# ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
電力システム	「電力システムに関する改革	平成 27 年4月に電源の広	経済産業大臣
改革 (再掲)	方針」(平成25年4月2日閣議	域的な活用に必要な送配電網	
	決定)に基づく電力システム改	の整備や全国での需給調整を	
	革の第3段階として、電気事業	担う電力広域的運営推進機関	
	法の一部を改正する法律(平成	を設立した。また、平成28年	
	25 年法律第 74 号) 附則第 11 条	4月に実施する電気の小売業	
	の規定に基づき、平成30年から	への参入の全面自由化に向	
	平成 32 年までを目途とする送	け、平成27年8月に小売電気	
	配電部門の法的分離や、小売料	事業者の登録申請受付を開始	
	金規制撤廃等を実施するため、	した。加えて、平成27年9月	
	必要な法制上の措置を速やかに	に電力の適正取引の監視やネ	
	講じる。	ットワーク部門の中立性確保	
		のための行為規制等を厳正に	
		実施する電力取引監視等委員	
		会を設立した。さらに、平成	
		27 年通常国会で電気事業法	
		等の一部を改正する等の法律	
		(平成27年法律第47号)が	
		成立し、平成32年4月に送配	
		電部門を法的に分離すること	
		や、それ以降に電気の小売料	
		金規制を撤廃すること等が定	
		められた。	
新築住宅・建	建築物のエネルギー消費性能	平成 27 年通常国会で建築	経済産業大臣
築物の省エネ	の向上を図るため、大規模な建	物のエネルギー消費性能の向	国土交通大臣

基準への適合	築物のエネルギー消費性能基準	上に関する法律(平成 27 年法	
義務化	への適合義務の創設、エネルギ	律第53号)が成立し、住宅以	
	一消費性能向上計画の認定制度	外の一定規模以上の建築物の	
	の創設等について、必要な法制	エネルギー消費性能基準への	
	上の措置を速やかに講じる。	適合義務、エネルギー消費性	
		能向上計画の認定制度等が創	
		設された。	
民間事業者の	民間事業者の海洋資源開発分	平成27年6月に「民間事業	内閣総理大臣
海洋資源開発	野への参入促進に向けた環境整	者の海洋資源開発関連分野へ	(海洋政策・
分野への参入	備のためのアクションプランに	の参入促進に向けた環境整備	領土問題担当
促進に向けた	ついて、平成27年度半ばまでに	のためのアクションプラン」	大臣)
環境整備のた	策定する。	を策定した。	
めのアクショ			
ンプラン策定			

# (3) 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

①KPI の主な進捗状況

- 《KPI》「2030年に国内の重要インフラ・老朽化インフラは全てセンサー、ロボット等を活用した高度で効率的な点検・補修が実施されている」【94】
  - ⇒次世代社会インフラ用ロボット及びセンサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術について、現場検証を実施している。

# ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
インフラ長寿	「インフラ長寿命化基本計	国においては、平成 27 年	内閣総理大臣
命化基本計画	画」(平成 25 年 11 月 29 日イン	10月1日時点で、策定を予定	(内閣官房長
の策定	フラ老朽化対策の推進に関する	している 13 府省庁のうち8	官、情報通信
	関係省庁連絡会議決定)に基づ	省庁(国土交通省、農林水産	技術 (IT) 政策
	き、国や地方公共団体等の各イ	省、法務省、警察庁、経済産	担当大臣、内
	ンフラを管理・所管する者は、平	業省、厚生労働省、文部科学	閣府特命担当
	成 28 年度末までに「インフラ長	省、防衛省)が、地方公共団	大臣(経済財
	寿命化計画(行動計画)」を策定	体等においては、平成27年4	政政策)、内閣
	する。	月1日時点で、策定を予定し	府特命担当大
		ている 3,689 団体のうち 701	臣(科学技術
		団体が、それぞれ行動計画を	政策)、内閣府
		策定した。	特命担当大臣
			(宇宙政策)、
			国家公安委員
			会委員長、復

			興大臣)
			総務大臣
			法務大臣
			外務大臣
			財務大臣
			文部科学大臣
			厚生労働大臣
			農林水産大臣
			経済産業大臣
			国土交通大臣
			環境大臣
			防衛大臣
次世代社会イ	次世代社会インフラ用ロボッ	次世代社会インフラ用ロボ	経済産業大臣
ンフラ用ロボ	トについて、平成26年4月から	ットについて、平成27年5月	国土交通大臣
ット、モニタ	の公募を踏まえ、直轄事業の	から6月に公募を行い、71	
リング技術の	現場における検証・評価を行い、	者、145 検証項目の応募があ	
研究開発•導	開発・改良を促進し、平成 28 年	った。平成28年度からの試行	
入	度以降、直轄事業における試行	的導入に向け、平成 27 年 10	
	的導入を経て本格導入を図る。	月より順次 12 箇所にて現場	
	また、社会インフラのモニタリ	検証を実施し、同年度中に評	
	ング技術について、平成26年9	価結果を公表する。センサー	
	月からの公募を踏まえ、現場に	等を用いた社会インフラのモ	
	おける検証・評価を行い、その結	ニタリング技術について、橋	
	果を踏まえ、随時、現場導入を図	梁、法面・斜面、河川堤防、	
	る。	海洋・沿岸構造物、空港施設	
		の5分野で、平成26年9月よ	
		り公募を開始し、同年 12 月ま	
		でに 40 件の現場検証を実施	
		する技術を決定した。現在、	
		現場検証を実施しており、評	
		価結果を公表することとして	
		いる。	

# (4) 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間 (2023 年まで) で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される」【97】

2013 年度末: 48.7% ⇒ 2014 年度末: 50.3%

《KPI》「今後 10 年間 (2023 年まで) で資材・流通面等での産業界の努力も反映し

て担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減する」【98】 2011年産の全国平均のコメの生産コスト16,001円/60kg

⇒2014年産の担い手のコメの生産コスト

- ・個別経営\* 11,558 円/60kg (16,001 円/60kg に対し 2.8 割減)
- ・組織法人経営\*\* 11,885 円/60kg (16,001 円/60kg に対し 2.6 割減)
- \*認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体(水稲作付面積15ha以上層)
- \*\*米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体(平均水稲作付面積約27ha)
- 《KPI》「今後 10 年間 (2023 年まで) で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法 人とする」【99】

2010年:1万2,511法人 ⇒ 2014年:1万5,300法人

《KPI》「6次産業化の市場規模を2020年に10兆円にする」【100】

2013 年度: 4.7 兆円\*

\*食料・農業・農村政策審議会において6次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等)の市場規模の合計

《KPI》「酪農について、2020 年までに 6 次産業化の取組件数を 500 件に倍増させる」【101】

2014年: 236件 ⇒ 2015年(4月末): 284件

《KPI》「2020 年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円(現状(2012 年)約4,500 億円)とする」【102】

2012年:4,497億円 ⇒ 2014年:6,117億円

《KPI》「2013 年に訪日外国人旅行者数 1,000 万人を達成し(⇒達成)、さらに 2020年に向けて、2,000万人を目指すとともに、2030年には 3,000万人を超えることを目指す」【103】

⇒2013年:1,036万人 2014年:1,341万人 2015年:1,974万人

#### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
農地中間管理機	平成 27 年春先 (4月を目途)	平成 26 年度の各都道府県	農林水産大臣
構による農地集	に、農地の集積・集約化及び企	の農地中間管理機構の実績	
積・集約化	業も含めた担い手の新規参入	については、平成27年6月	
	状況等の実情を把握し、平成	開催の農林水産業・地域の活	
	26 年度の各都道府県の農地中	力創造本部等において、評価	
	間管理機構の実績を評価する。	を実施した。その上で、評価	
	その上で、必要な措置を講じる	に基づき、同機構の実績等の	
	ことにより、同機構を通じた農	公表、同機構の体制の改善、	
	地集積・集約化を推進する。	農地の集積・集約化の環境整	
		備及び農地情報公開システ	
		ムの機能向上など、同機構の	
		機能強化に係る施策を講じ、	

		同機構を通じた農地集積・集	
		約化を推進した。また、「平	
		成 28 年度税制改正の大綱」	
		(平成 27 年 12 月 24 日閣議	
		決定)において農地の保有に	
		係る課税の強化・軽減につい	
		て所要の措置を講じること	
Ve = 11 -tg 3m -th =		を決定した。	
米の生産調整の	米の生産調整の見直しにつ		農林水産大臣
見直しのための	いては、平成30年産米からを		
環境整備	目途に行政による生産数量目	らを目途に行政による生産	
	標の配分に頼らない生産が行	数量目標の配分に頼らない	
	われるよう取り組むとともに、	生産が行われるよう、安定取	
	その環境整備を進める。	引の推進や、現物市場の活性	
		化に向けた後押し、戦略作物	
		の本作化に向けた生産性向	
		上など、環境整備を進めた。	
農業委員会・農業	「規制改革実施計画」(平成	平成 27 年通常国会で、農	農林水産大臣
生産法人・農業協	26年6月24日閣議決定)に沿	業協同組合法等の一部を改	
同組合の一体的	って、農業委員の選出の方法の	正する等の法律(平成 27 年	
改革	見直し、農業生産法人の役員要	法律第63号)が成立し、農	
	件・議決権要件の見直し、地域	業協同組合・農業委員会・農	
	の農協の自立・活性化と農協中	業生産法人の一体的な見直	
	央会制度の自律的新制度への	しを行った。	
	移行など一体的な改革を実施		
	するため、必要な法制上の措置		
	を速やかに講じる。		
6次産業化の推	農林漁業成長産業化ファン	農林漁業成長産業化ファ	農林水産大臣
進	ドにおける農林漁業者の出資	ンドについては、平成 26 年	
	割合の取扱いについて、農林漁	10 月にサブファンドの出資	
	業の6次産業化の政策目的を	割合引上げの特例を定める	
	十分に踏まえながら、ガイドラ	支援基準の改正及び「農林漁	
	インの策定、サブファンドの出	業成長産業化ファンドの活	
	資割合の引上げといった措置	用に係るガイドライン」の発	
	の状況も見つつ、平成 27 年末	出を行った結果、無議決権株	
	を目途として総合的に検討を	式や資本性劣後ローンの活	
	進める。	用が進み、農林漁業者の資力	
		不足の補完に一定の成果が	
		得られた。さらに、従来の間	
1	İ.	İ	1

		接出資に加え、農林漁業成長	
		  産業化支援機構(A-FIVE)に	
		  よる直接出資を積極的に活	
		   用し、更なる出資拡大を図る	
		こととしている。また、6次	
		  産業化に取り組む農林漁業	
		者等の国内外での販路開拓	
		等を支援する事業者を新た	
		に直接出資の対象に追加す	
		ることとした。	
輸出環境の整備	国際的に通用する HACCP を	HACCP をベースとする食	厚生労働大臣
	ベースとした規格とその認証	  品安全管理に関する規格と	農林水産大臣
	スキームを官民連携の下で検		
	   討し、構築する。平成 27 年度	  は、平成 27 年度中の構築を	
	早期に国際的に通用する GAP	   目指し、準備委員会において	
	の規格づくりを進める。	検討が進められ、平成 28 年	
		1月に、規格策定や認証スキ	
		   一ムを運営する一般財団法	
		  人食品安全マネジメント協	
		会が立ち上がった。また、輸	
		出用 GAP については、青果	
		物、穀物及び茶の分野につい	
		て、平成 27 年度中の規格策	
		定に向けて、「GAP 戦略協議	
		会」において検討を進めてい	
		る。	
ジャパン・ブラン	平成 27 年早期に水産物等の	平成 27 年 5 月までに、コ	農林水産大臣
ドの推進	分野において品目別輸出団体	メ・コメ加工品、牛肉、日本	
	を整備し、輸出促進の取組を支	茶、林産物、花き、水産物及	
	援する。	び青果物の7つの分野にお	
		いて、品目別輸出団体が整備	
		された。	
外国人旅行者の	消費税免税店の拡大及び利	平成27年4月より、商店	財務大臣
滞在環境の改善	便性向上を図る観点から、平成	街等における免税手続を、	経済産業大臣
	27 年4月より、商店街等にお	「免税手続カウンター」でま	国土交通大臣
	ける免税手続を、「免税手続力	とめて行えるようにする手	
	ウンター」でまとめて行えるよ	続委託型輸出物品販売場制	
	うにする手続委託型輸出物品	度を創設するとともに、外航	
	販売場制度を創設するととも	クルーズ船が寄港する港湾	

	に、外航クルーズ船が寄港する	における免税店に係る届出	
	港湾における免税店に係る届	制度を創設した。	
	出制度を創設する。		
外国人の長期滞	海外富裕層を対象とした長	平成27年6月に、海外富	法務大臣
在を可能とする	期滞在を可能とする制度につ	裕層を対象とした長期滞在	
制度の創設	いて、産業競争力会議における	を可能とする制度を創設し	
	議論も踏まえ、関係省庁と調整	た。	
	を行いつつその具体的な内容		
	を早急に確定させるとともに、		
	必要な措置を講じ、平成 27 年		
	度早期に実施する。		

#### 3.「国際展開戦略」関連

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70% (2012 年: 18.9%) 以上」【107】

⇒2016年1月時点:22.3%

- ※日本の貿易総額に占める、2016年1月時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との 貿易額の割合(2014年貿易額ベース)
- ※大筋合意に至った TPP 協定を含む FTA 比率は 37.2%
- ※8本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中
- 《KPI》「我が国企業の 2020 年のインフラシステム受注約 30 兆円 (2010 年約 10 兆円)」【111】

⇒2013年:約16兆円

※KPIは「事業投資による収入額等」を含む

《KPI》「2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在(2010 年度) の約3倍に増加させる」【115】

2010年度:66.3億円 ⇒ 2013年度:105.7億円

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
経済連携の推	TPP 交渉の早期妥結に向けて	平成 27 年1月に日豪 EPA	内閣総理大臣
進	引き続き取り組むとともに、	が発効したほか、同年2月に	(経済再生担
	RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA な	日モンゴル EPA が署名され、	当大臣)
	どの経済連携交渉を同時並行で	同年 10 月に TPP 交渉が大筋	外務大臣
	戦略的かつスピード感を持って	合意に至った。	財務大臣
	推進していく。		農林水産大臣
			経済産業大臣
国家戦略特区	平成26年臨時国会において、	平成 27 年度末までの集中	内閣総理大臣
の加速的推進	審議未了により廃案となった、	取組期間内に国家戦略特区を	(地方創生担

(再掲)

創業や家事支援に携わる外国人 が日本で活躍できる環境の整備 や、公立学校の運営を民間に開 放し、多様な価値に対応した公 教育を可能にする特例措置等を 内容とする国家戦略特別区域法 等の改正案について、一層大胆 な規制改革メニューを追加し、 必要な法制上の措置を速やかに 講じる。

改革のスピードを加速させる ため、「『日本再興戦略』改訂 2014」及び「国家戦略特区におけ る追加の規制改革事項等につい て」(平成26年10月10日国家 戦略特別区域諮問会議取りまと め)の記載事項並びに平成26年 夏の全国提案を踏まえ規制改革 等を行うべきもののうち、法改 正を要しないものは、遅くとも 平成26年度内に実現する。

また、「志の高い、やる気のある地方の自治体」が、規制改革により地方創生を実現できるよう、国家戦略特区を更に進化させ、手続の簡素化や専門家の派遣など国が総合的な支援を行う「地方創生特区」を、平成27年春を目途に、新たに指定する。

さらに、遠隔医療、自動飛行などの「近未来技術に関する実証プロジェクト」と、その実現のための「制度的制約・大胆な規制改革」を検討した上で、「地方創生特区」の指定も念頭に、自治体とのマッチングを図る。

加速的に推進し、いわゆる岩盤規制改革全般について突破口を開いていく。このため、国家戦略特区について、これまで、合計18回の国家戦略特別区域諮問会議及び35回の国家戦略特別区域会議を開催した。

平成27年通常国会で、国家 戦略特別区域法及び構造改革 特別区域法の一部を改正する 法律(平成27年法律第56号) が成立し、その中で、「公立学 校運営の民間開放」、「地域限 定保育士の創設」、「外国人家 事支援人材の活用」、「国有林 野に係る特例」など、教育、 医療、雇用、保育、外国人材 の受入れ促進などの幅広い分 野に係る新たな規制の特例措 置を講じた。

2次指定までの9区域について、国家戦略特区法の制定 当初からの規制改革メニューである旅館業法の特例や医学 当大臣、内閣 府特命担当大 臣(国家戦略 特別区域))

		部新設に係る認可の基準の特	
		例に加え、前述の改正法にお	
		ける追加改革メニュー等を活	
		用した 125 の具体的事業を認	
		定した。	
		なお、平成 27 年 1 月から 7	
		月まで、近未来技術実証特区	
		検討会を計6回開催し、遠隔	
		医療、遠隔教育、自動走行、	
		自動飛行などに係るヒアリン	
		グ等を通じ、重要な規制改革	
		事項について、「『日本再興戦	
		略』改訂 2015」に盛り込んだ。	
インフラ輸	インフラ輸出や中小企業の海	平成 27 年通常国会で、貿易	経済産業大臣
出·資源確保	外展開等を支援する独立行政法	保険法及び特別会計に関する	
	人日本貿易保険について、国の	法律の一部を改正する法律	
	政策意図の反映など国との一体	(平成 27 年法律第 59 号)が	
	性を高めつつ、経営の自由度、効	成立し、独立行政法人日本貿	
	率性、機動性を向上させること	易保険は平成 29 年4月に全	
	を目指し、全額政府出資の特殊	額政府出資の特殊会社に移行	
	会社に移行するため、必要な法	することとなった。	
	制上の措置を速やかに講じる。		
	海外において電気通信事業、	平成27年通常国会で、株式	総務大臣
	放送事業若しくは郵便事業又は	会社海外通信・放送・郵便事	
	これらの関連事業を行う者に対	業支援機構法(平成27年法律	
	して資金の供給、専門家の派遣	第 35 号) が成立し、同年 11	
	その他の支援を行うことを目的	月に同機構が設立された。	
	とする株式会社海外通信・放送・		
	郵便事業支援機構(仮称)の設立		
	等のため、必要な法制上の措置		
	を速やかに講じる。		
新たな政府横	クールジャパン機構によるリ	クールジャパン機構は、平	経済産業大臣
断的クールジ	スクマネーの供給により、事業	成25年11月に設立後、平成	
ャパン推進体	案件組成等を逐次実施する。	27 年末までに「メディア・コ	
制の構築		ンテンツ」、「食・サービス」、 -	
		「ファッション・ライフスタ	
		イル」等の分野において、計	
		13件の投資案件を決定した。	

# 三. KPI レビューの実施

「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改訂 2014」により、117 の KPI が設定されているが、これらの各 KPI について、平成 27 年 10 月 15 日の第 24 回産業競争力会議において、その進捗状況等を踏まえて、A、B、F、Nの4種類に区分した。

目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPIが目標達成に向けて進捗しているものをA、Aほど KPIが進捗していないものをB、施策の実行自体が KPIとなっており、年度ごと施策の実施状況を確認するものをF、今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの(今後、データが得られ次第評価を行う)をNとした。

これらに関して、B区分としたものをはじめとして、何が足りないのか、改善の必要はあるのか等について、またA区分としたものについても目標達成に向けた一層の取組について、実行実現点検会合の場や内閣官房日本経済再生総合事務局と各担当省庁の間において議論(KPI レビュー)を行った。以下は、KPI レビューを行ったKPI とその議論の概要である。

また、117 の各 KPI の現状における進捗 (A、B、F、Nの区分)及び進捗の詳細については、別添において取りまとめており、117 の各 KPI の進捗状況については、A区分 55、B区分 27、F区分 17、N区分 18 となっている。

#### KPI

# 今後3年(2015 年度まで)の内に、設備投資をリーマンショック前の水準(年間約70兆円(2007年までの5年間平均))に回復させることを目指す【1】

# 2014年度末までに約20 万人分、2017年度末までに約40万人分の保育 の受け皿を拡大し、待 機児童の解消を目指す (「待機児童解消加速 化プラン」)【9、10、11】

#### KPI レビューの概要

設備投資水準は2012年度に64.9兆円であったところ、2013年度は68.2兆円となっている。目標達成期間が3年となっており、2014年度においては3分の2の進捗である68.3兆円が望まれるところ、これを達成している(2014年度:68.4兆円)。他方、グローバル競争の激化や急速な技術革新により不確実性の高まる時代に日本経済が歩むべき道筋を明らかにし、政府として取り組むべき環境整備の在り方と民間投資の目指すべき方向性を共有するため、未来投資に向けた官民対話を開催し、民間投資を更に後押しする取組を行っている。

「待機児童解消加速化プラン」での目標を上回り、2013・2014 年度の2か年で約21.9万人分の保育の受け皿を確保したが、2015 年4月の待機児童数は、前年に比べ1,796人増加し、23,167人となった。これは、2015年4月からの子ども・子育て支援新制度において、教育・保育サービスの提供については、サービスメニューが多様化するなどの理由から、利用申請者数が大幅に増加するとともに、アベノミクスによる企業業績の改善に伴い、子育て世代の有配偶女性の就業率の上昇が進んでいることなどが原因と考えられる。今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、加速化プランに基づく2017年度末までの整備量を上積みし、40万人から50万人とすることとしている。

2020年、25~44歳の女

女性就業率は 68% (2012 年) から 70.8% (2014 年) と KPI 達成に

性就業率:73%【12】

向け順調に推移している。今後とも、保育の受け皿整備等を進めると ともに、更なる就業率の向上を目指す。

2020 年、男性の育児休 業取得率:13%【14】 男性の育児休業取得率については、直近の 2014 年度の実績が 2.30% と極めて低い状況にあり、男性が取得しなかった理由としては、育児休業を取得しづらい職場の雰囲気や収入の減少といった経済的な理由が挙げられている。これらに対応するため、これまでに、改正次世代育成支援対策推進法に基づく企業の仕事と子育ての両立支援の取組やイクメンプロジェクトの推進、育児休業給付金の給付割合の引上げの周知などの施策を行ってきており、さらに 2016 年度は、職場環境整備の取組後、男性の育児休業取得者が生じた事業主に対する助成金を新設することとしている。

指導的地位に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%程度 【15】 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合についてみると、2012年の6.9%から2014年には8.3%へと着実に改善し、かつ、2012年から2014年までの直近2年間の伸び(年平均0.7ポイント)は、2009年から2014年までの直近5年間の伸び(年平均0.4ポイント)の約1.8倍に高まっている。

こうした女性活躍の動きを更に加速させるため、2015 年 12 月 25 日 に閣議決定した「第 4 次男女共同参画基本計画」では、指導的地位に成長していく女性の人材プールを厚くするための目標を設定するとともに、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、研修・育成を含めた幅広い支援などの取組を大胆に進めることを新たに盛り込んだ。同計画を踏まえ、2015 年 8 月に成立した女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定のための事業主への支援等を通じ、働く場面で女性が活躍できる基盤を整備していくとともに、女性の活躍状況の見える化や各種認定制度の活用による女性活躍に取り組む企業に対するインセンティブ付与、女性活躍加速化助成金等の活用による女性の能力の開発・発揮のための支援、女性の活躍の重要性に関する経営者・管理職等の理解の促進などに取り組んでいく。

また、国家公務員については、2014年10月に各府省の事務次官級の会議において「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を策定するとともに、各府省等においても取組計画を策定したところであり、引き続き女性職員の採用・登用の拡大に積極的に取り組むとともに、男女問わず職員のワーク・ライフ・バランスを一体的に推進していく。

イノベーション(技術力)世界ランキングを、 5年以内(2017年度末まで)に世界第1位に 目標達成期間が2017年度末で、目標達成期間が5年であるところ、2015~2016年は、2014~2015年から順位を1位下げて第5位となり、KPIの目標達成に向けて順調に推移しているとは言えないが、推移を注視することが必要。進捗は不十分。

今後、本格的な産学連携によるオープンイノベーションを強力に推

[33]

	進するなど、イノベーション・ナショナルシステムの実装を加速する
	ことにより、我が国の企業、大学、研究開発法人によるイノベーション
	創出力を向上させる。
官・民合わせた研究開	目標達成時期が 2017 年度で、目標達成期間が5年であるところ、
発投資の対 GDP 比率を、	2014年度実績は3.87%となり、2013年度実績を0.12%上回り、KPI達
5年以内 (2015 年度ま	成のため現時点で必要な値である 3.79%を上回った。
で) に4%へ【34】	目標達成に向けて、産業界の研究開発投資を促進するとともに、政府
	研究開発投資の対 GDP 比 1 %を目指す。
2020 年までに、世界の	2015 年のランキングは 4 位だった (2014 年と同順位)。「文化・交流」
都市総合力ランキング	の項目では、海外からの訪問者数等で指数が上昇し、順位が6位から
において、東京が3位	5位に上昇するほか、「居住」の項目では完全失業率等で指数が上昇し、
以内に入る【47】	順位が 17 位から 15 位へ上昇。一方、「環境」の項目においては、デー
	タ収集方法の見直しがあり、順位が9位から13位へ下降した。KPI達
	成に向けて、雇用労働相談センターの設置等をはじめとする雇用・医
	療・都市再生等の分野における国家戦略特区の加速的推進、羽田空港
	の年間発着枠増加に向けた飛行経路の見直し等による首都圏空港の機
	能強化、CIQ 体制の充実等によるインバウンド(訪日外国人旅行者)の
	飛躍的拡大に向けた取組等を着実に実行していく。
今後 10 年間 (2023 年ま	担い手への農地集積割合は、48.7% (2013 年度末) から 50.3% (2014
で)で全農地面積の8	年度末) まで増加したものの、進捗は不十分(B評価) であると評価さ
割が担い手によって利	れた。このため、農地中間管理機構の機能強化をはじめとする「『日本
用される【97】	再興戦略』改訂 2015」に掲げられた農地の集積・集約化に向けた取組
	を、国・都道府県・市町村など関係者が一丸となって加速させていくと
	ともに、引き続き PDCA サイクルを回していくために、2015 年度におけ
	る農地の集積・集約化の実績を可能な限り早期に把握し、同機構の評
	価を行い、必要に応じて更なる機能強化策を検討していく。
今後 10 年間 (2023 年ま	法人経営体数は、1万4,600法人(2013年2月)から1万5,300法
一で)で法人経営体数を	人(2014年2月)まで増加したものの、目標達成に向けては、進捗は
2010 年比約 4 倍の 5 万	不十分(B評価) であると評価された。このため、都道府県レベルにお
法人とする【99】	いて、2015 年度中に法人化の目標設定をするとともに、農業経営アド
	バイザー・税理士・中小企業診断士・地域金融機関等の経営に関する専
	門家による支援体制を整備するなど、法人化の推進に向けた取組を加
	速していく。
2020 年に農林水産物・	農林水産物・食品の輸出額は、4,497億円(2012年)から、6,117億
食品の輸出額を1兆円	円(2014年)まで増加しており、2020年までに輸出額を1兆円に拡大
とし、2030年に5兆円	するという目標達成に向けて、順調に進捗していると評価された。引
とする【102】	き続き、「『日本再興戦略』改訂 2015」及び「総合的な TPP 関連政策大
	綱」(平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定) において掲げられ

ている 2020 年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒しに向け

	て、ジャパン・ブランドの推進や輸出環境の整備に向けた取組を進め
	ていく。
2013 年に訪日外国人旅	ビザ発給要件の緩和、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、航空
行者数 1,000 万人を達	ネットワークの拡大等の政府一丸となった取組や継続的な訪日プロモ
成し (⇒達成)、さらに	ーションの展開等により、訪日外国人旅行者数は 2015 年で 1,974 万人
2020年に向けて、2,000	となっており、「2020 年 2,000 万人」という KPI 達成に向けたペース
万人を目指すととも	(1,312万人)を上回っている。
に、2030年には3,000	引き続き、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」(平
万人を超えることを目	成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定)に基づき、政府一丸、官
指す【103】	民一体となった取組を進める。
2018年までに、FTA 比率	日本の貿易総額に占める FTA 比率 (2014 年貿易額ベース) は 22.3%
70%以上【107】	だが、大筋合意に達した TPP の参加国との貿易額を FTA 比率に含める
	と 37.2%となる。本 KPI は、TPP 協定の署名・発効や、政府として早
	期妥結に向け取り組んでいる RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA 等を含む
	経済連携交渉の進展次第であることから、引き続き推移を注視する必
	要がある。
我が国企業の 2020 年の	2013年のインフラ受注実績は、約16兆円であり、KPIの達成に向け
インフラシステム受注	て順調に推移している。なお、アジア地域を始めとする膨大なインフ
約 30 兆円【111】	ラ需要には、民間資金やノウハウも活用しつつ、質的・量的に十分かつ
	迅速に応えていく必要があり、2015年5月に「質の高いインフラパー
	トナーシップ」、同年 11 月にその更なる具体策を発表した。これらを
	通じて従来以上に質・量ともに十分なインフラ投資を各地域で迅速に
	実現することが重要である。
『潜在力』・『意欲』ある	2013 年度の中堅・中小企業の輸出額は、約13.8 兆円であり、目標達
中堅・中小企業等の輸	成のため、2010年度以降毎年輸出額が均等に増加したと仮定した場合
出額を 2020 年までに、	の現時点での値を下回っているが、「日本再興戦略」策定前の 2012 年
2010年比で2倍【113】	度から策定後の 2013 年度にかけて輸出額は 12.4 兆円から 13.8 兆円に
	増加しており、今後も同率の伸びが続けば目標達成が見込まれる。今
	後は、目標達成に向けた取組を更に加速させるため、先般大筋合意に
	至ったTPP協定のメリットを最大限活用するための施策も活用しつつ、

# 四. 成長戦略関連の法律

「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改訂 2014」に掲げられた施策に関連する法律(閣法)については、第 185 回国会(平成 25 年臨時国会)において 9本、第 186 回国会(平成 26 年通常国会)において 30本、第 187 回国会(平成 26 年臨時国会)において 5本、第 189 回国会(平成 27 年通常国会)において 22 本成立しているところ。

『潜在力』・『意欲』ある中堅・中小企業等の海外展開を一層推進する。

国会回次	成立した成長戦略関連の法律の数
第 185 回国会(平成 25 年臨時国会)	9本
第 186 回国会(平成 26 年通常国会)	30 本
第 187 回国会(平成 26 年臨時国会)	5本
第 189 回国会(平成 27 年通常国会)	22 本

成立した成長戦略関連の法律は、以下のとおり。

# (1) 第 185 回国会(平成 25 年臨時国会)

- ・電気事業法の一部を改正する法律(平成25年法律第74号)
- ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)
- ・薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)
- ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)
- ・農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正 する等の法律(平成 25 年法律第 102 号)
- ・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成25年法律第103号)
- · 国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)

# (2) 第186回国会(平成26年通常国会)

- ・独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律 (平成26年法律第1号)
- ・地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)
- ・所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)
- ・雇用保険法の一部を改正する法律(平成26年法律第13号)
- ・貿易保険法の一部を改正する法律(平成26年法律第19号)
- ·株式会社海外交通·都市開発事業支援機構法(平成 26 年法律第 24 号)
- ・電波法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 26 号)
- ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 27 号)
- ・次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推 進法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 28 号)
- ・中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 30 号)
- ・内閣府設置法の一部を改正する法律(平成26年法律第31号)
- ・港湾法の一部を改正する法律(平成26年法律第第33号)

- ・特許法等の一部を改正する法律(平成26年法律第36号)
- ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成26年法律第39号)
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 41 号)
- ・金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成26年法律第44号)
- ·健康·医療戦略推進法(平成 26 年法律第 48 号)
- 独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成 26 年法律第 49 号)
- ・道路法等の一部を改正する法律(平成26年法律第53号)
- ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)
- ・電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)
- ・出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年法律第74号)
- ・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部 を改正する法律(平成 26 年法律第 77 号)
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)
- ・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成26年法律第84号)
- 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 88 号)
- ・会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)
- 小規模企業振興基本法(平成 26 年法律第 94 号)
- ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改 正する法律(平成 26 年法律第 95 号)

# (3) 第187回国会(平成26年臨時国会)

- ・関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成26年法律第110号)
- ・経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告 原産品に係る情報の提供等に関する法律(平成 26 年法律第 112 号)
- ・地域再生法の一部を改正する法律(平成26年法律第128号)
- ・まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)
- ・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 137 号)
- ※ 議員立法として、サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号) が成立している。

# (4) 第189回国会(平成27年通常国会)

- ・地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)
- ・所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)

- ・電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律(平成27年法律第28号)
- ・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正 する法律(平成27年法律第31号)
- ・株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年法律第35号)
- ・電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)
- ・不正競争防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第54号)
- ・特許法等の一部を改正する法律(平成27年法律第55号)
- ・国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 56 号)
- ・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第57号)
- ・貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律 (平成27年法律第59号)
- ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 61 号)
- ・農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)
- ・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律 (平成27年法律第65号)
- ・航空法の一部を改正する法律(平成27年法律第67号)
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を 改正する法律(平成27年法律第71号)
- ・勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成27年法律第72号)
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 73 号)
- ・医療法の一部を改正する法律(平成27年法律第74号)

# KPIの進捗状況について

「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改訂 2014」(以下、合わせて「戦略」という。)に掲げられたKPIについて、現時点において、下記の方法により、その進捗状況をまとめたものである。

- · ▶ 「KPI」の欄は、戦略の中短期工程表に掲げられたKPIを記載。
- 「主担当省庁」の欄は、施策群ごとに設定されたKPIの実現に特に関わる省庁名等を記載。
- · > 「KPIの出典」の欄は、KPIの数値の根拠となる統計名、調査名等を記載。
- · ▶ 「最新の数値」の欄は、KPIの最新の数値を、時期(カッコ書き)とともに記載。
- 「KPIの進捗」の欄は、以下の区分により整理。
  - A:目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPIが目標達成に向けて進捗しているもの
  - B:AほどKPIが進捗していないもの

F:施策の実行自体がKPIとなっており、年度ごと施策の実施状況を確認するもの

(KPIの例)遅くとも 2020 年を目途に電力システム改革を完了する。

N: 今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの(今後、データが得られ次第評価を行う。)

▶ 「KPIの進捗の詳細」の欄は、「KPIの進捗」の評価の理由等を記載。

#### 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

施策群:民間投資の活性化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
1	・今後3年(2015年度まで)の内に、	68.4 兆 円	Α	設備投資水準は 2012 年度に 64.9 兆円であったところ、	内閣府「国民経	経済産業省
	設備投資をリーマンショック前の水	(2014年度)		2013 年度は 68.2 兆円となっている。目標達成期間が 3 年	済計算」	
	準 (年間約 70 兆円 (2007 年までの			となっており、2014年度においては3分の2の進捗である		
	5年間平均))に回復させることを目			68.3兆円が望まれるところ、これを達成している。		
	指す					

緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

施策群:ベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進

ベンチャー創造の好循環の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁	ì
2	・開業率が廃業率を上回る状態に	開業率:4.9%	N	開業率・廃業率は 2012 年度に 4.6%・3.8%であったと	厚生労働省「雇	経済産業省	ì
	し、開業率・廃業率が米国・英国レ	廃業率:3.7%		ころ、2014 年度は 4.9%・3.7%となっている。	用保険事業年		ì
	ベル(10%台)になることを目指す	(2014年度)		本 KPI の達成に向けては、政府の施策だけでなく、社会	報」		ì
	(開業率・廃業率ともに 4.5% (2004			の起業に対する意識の改革も必要とし、長期的な目標とな			ì
	年度~2009 年度の平均値))			る。このため、今後 10 年間を見据えた補助指標として、起			ì
	【補助指標】	【補助指標】	補助指標:N	業活動指数を設定したところであり、今後、本指標を活用	【補助指標】		ì
	起業活動指数(「起業家精神に関する	3. 8%		して KPI の進捗を評価していく。	(一財)ベンチ		ì
	調査」において、「起業者・起業予定	(2014年度)			ャーエンタープ		ì
	者である」との回答を得た割合)を				ライズセンター		ì
	今後 10 年間(2024 年度まで)で倍				「起業家精神に		ì
	増させる				関する調査」		ì

施策群:行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換

民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
3	・失業期間6か月以上の者の数を今	122 万人	А	目標達成時期が 2018 年で、目標達成期間が5年である	総務省「労働力	厚生労働省
	後5年間(2018年まで)で2割減少	(2014年)		ところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。失業期間6か	調査」	
				月以上の者の数は 142 万人から 122 万人に減少しており、		
				KPI 達成のために現時点で必要である 136 万人を下回っ		
				<i>t</i> =.		
4	・転職入職率(パートタイムを除く	8.9%	А	目標達成時期が 2018 年で、目標達成期間が 5 年である	厚生労働省「雇	厚生労働省
	一般労働者)を今後5年間(2018年	(2014年)		ところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。転職入職率	用動向調査」	
	まで) で 9 %			(パートタイムを除く一般労働者) は 8.7%から 8.9%ま		
				で上昇しており、KPI 達成のために現時点で必要である		
				8.8%を上回った。		
5	2020 年	77. 5%	А	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が8年である	総務省「労働力	厚生労働省
	・20 歳~64 歳の就業率 80%	(2014年)		ところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。20歳~64歳	調査」	
	(2012年:75%)			の就業率は 75.2%から 77.5%まで上昇しており、KPI 達		
				成のため現時点で必要である 76.4%を上回った。		

施策群:行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
6	・産業雇用安定センターの機能強	1.2万人	N	目標達成時期が 2017 年で、目標達成期間が 3 年であると	厚生労働省調べ	厚生労働省
	化や民間人材ビジネスの活用によ	(2014 年度)		ころ、「最新の数値」は 2014 年度(目標達成期間前) の数		
	り、今後3年以内(2017年まで)で			値であるため、現時点では評価困難である。なお、2014年		
	2万人の失業なき労働移動を支援			度に失業なき労働移動を支援した人数は、1.2 万人となっ		
				ている。		
7	・今後3年間(2017年まで)で公共	全国の 1,337	А	2017年までの今後3年間における推計受講者(機関)数	厚生労働省調べ	厚生労働省
	職業訓練の委託を受ける民間教育	民間教育訓練		は約 3,000 機関(雇用失業情勢等により変動)であるとこ		
	訓練機関及び求職者支援訓練の認	機関が、職業訓		ろ、2015 年 7 月末時点で延べ 1,337 機関(約 44.6%) が受		
	定を受ける民間教育訓練機関のう	練サービスガ		講しており、KPI 達成のために現時点で必要である約 1,000		
	ち、職業訓練サービスガイドライン	イドライン研		機関(約34%)を上回った。		
	研修を受講した者等の割合を 100%	修を受講(2015				
	とすることを目指す	年7月末現在)				
8	・今後5年間(2019年まで)で地域	25 都道府県	А	地域において職業訓練の質を検証・改善する仕組みにつ	厚生労働省調べ	厚生労働省
	において職業訓練の質を検証・改善	(2015 年度)		いては、企業・業界団体、民間教育訓練機関、行政機関が協		
	する仕組みを 47 都道府県に展開す			働して、企業ニーズ等を踏まえたより就職可能性を高める		
	ることを目指す			ための職業訓練コースの開発・検証を行う事業を 2014 年 6		
				月から創設したところ、25 都道府県(約 53%)で既に事業		
				を実施しており、KPI 達成のために現時点で必要である 10		

		都道府県(約 21%)を上回った。	
		なお、平成28年度予算案において、当該事業の全国展開	
		に必要な予算を盛り込んだ。	

施策群:多様な働き方の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
5	2020 年	77. 5%	А	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であると	総務省「労働力	厚生労働省
(再掲)	・20 歳~64 歳の就業率 80%	(2014年)		ころ、「最新の数値」の時点で2年が経過。20歳~64歳の	調査」	
	(2012年:75%)			就業率は 75.2%から 77.5%まで上昇しており、KPI 達成の		
				ため現時点で必要である 76.4%を上回った。		

施策群:女性の活躍促進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
9	・2013、2014 年度で約 20 万人分の	保育拡大量:	А	2015 年9月 29 日に公表した集計結果 (2015 年5月 29	厚生労働省「『待	厚生労働省
	保育の受け皿を整備⇒達成	約 21.9 万人		日時点)では、2013、2014年度の2か年の保育拡大量は約	機児童解消加速	
10	・上記と合わせて、2013~2017年度	(2013 年度、		21.9万人となっており、緊急集中取組期間の整備目標(約	化プラン』集計	
	で約 40 万人分の保育の受け皿を整	2014 年度)		20 万人) は達成した。2015 年度は約8.2 万人の目標に対	結果を公表」(平	
	備			して約 11.7 万人の見込みとなっており、2015 年度からの	成 27 年9月 29	
				3か年(取組加速期間)で、更なる保育の受入れ枠確保を	日)	
				進めていく。今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念		
				頭に、「待機児童解消加速化プラン」に基づく 2017 年度末		
				までの整備量を上積みし、40 万人から 50 万人とすること		
				としている。		
11	・2017 年度末までの待機児童解消を	23, 167 人	В	目標達成時期が 2017 年度末であるところ、「最新の数	厚生労働省「保	厚生労働省
	目指す(2012年4月1日現在:	(2015年4月		値」の時点で残り3年となっている。保育の受入れ枠拡大	育所等関連状況	
	24,825人)	1日現在)		は、目標値を上回って進んでいるものの、2015年度、申込	取りまとめ」	
				者の大幅増により待機児童数が増加。申込者の大幅増の要		
				因として、子ども・子育て支援新制度が施行された 2015 年		
				度特有の事情によるものが大きいとはいえ、引き続き推移		
				を注視することが必要。		
12	2020 年	70.8% (2014	А	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が8年である	総務省「労働力	厚生労働省

		1			
・25 歳~44 歳の女性就業率 73%	年時点)		ところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。女性就業率は	調査」	
(2012年:68%)			68%から 70.8%まで上昇しており、KPI 達成のため現時点		
			で必要な値である 69.3%を上回った。今後、目標値を更に		
			上積みし、77%にすることとしている。		
2020 年	38%(2010 年	N	2016年に「最新の数値」を得られる予定であり、現段階	国立社会保障・	厚生労働省
・第1子出産前後の女性の継続就業	時点)		で評価は困難であるが、本 KPI との関連が深い整理No.12 の	人口問題研究所	
率:55% (2010年:38%)			状況から推測すると、取組状況は順調であると考えられ	「出生動向基本	
			<b>ర</b> .	調査」	
2020 年	2.30% (2014	В	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が9年である	厚生労働省「雇	厚生労働省
・男性の育児休業取得率: 13% (2011	年時点)		ところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。男性の育児休	用均等基本調	
年:2.63%)			業取得率は 2.63%から 2.30%と、低下しているが、現時点	査」	
			で、6.09%まで上昇していることが望ましいため、進捗が		
			不十分であり、施策の更なる推進等が必要。		
・指導的地位に占める女性の割合を	民間企業の女	В	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合は、2012	厚生労働省「賃	内閣府(男女
2020 年までに少なくとも 30%程度	性登用(課長		年の 6.9%から 2014 年の 8.3%まで上昇し、かつ、2012 年	金構造基本統計	共同参画局)
	相当職以上に		から 2014 年までの直近 2 年間の伸び (年平均 0.7 ポイン	調査」	
	占める女性の		ト) は、2009 年から 2014 年までの直近5年間の伸び(年		
	割合):8.3%		平均0.4ポイント)の約1.8倍に高まっている。		
	(2014年)		2015 年 12 月に閣議決定した「第 4 次男女共同参画基本		
			計画」においては、指導的地位に成長していく女性の人材		
			プールを厚くするための目標を設定するとともに、継続就		
			業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、		
			研修・育成を含めた幅広い支援等の取組を大胆に進めるこ		
	2020年 ・第 1 子出産前後の女性の継続就業 率:55% (2010年:38%)  2020年 ・男性の育児休業取得率:13%(2011年:2.63%)	(2012年:68%)  2020年 ・第1子出産前後の女性の継続就業 率:55% (2010年:38%)  2020年 ・男性の育児休業取得率:13%(2011年:2.63%)  ・指導的地位に占める女性の割合を 民間企業の女 2020年までに少なくとも30%程度 性登用(課長相当職以上に占める女性の割合):8.3%	2020 年 ・第 1 子出産前後の女性の継続就業率: 55% (2010 年: 38%)  2020 年 ・男性の育児休業取得率: 13% (2011 年: 2. 63%)  ・指導的地位に占める女性の割合を2020 年までに少なくとも 30%程度 性登用 (課長相当職以上に占める女性の割合): 8.3%	(2012年: 68%)	(2012年: 68%)

				とを新たに盛り込んでおり、同計画に基づいた取組を通じ 		
				てこの動きを更に加速させていく。		
		国家公務員の		国家公務員の本省課室長相当職以上に占める女性の割	内閣官房内閣人	
		女性登用(本		合は、2012年の2.6%から2015年には3.5%まで上昇し、	事局「女性国家	
		省課室長相当		かつ、2012 年から 2015 年までの直近3年間の伸び(年平	公務員の登用状	
		職以上に占め		均 0.30 ポイント) は、2010 年から 2015 年までの直近 5年	況及び国家公務	
		る女性の割		間の伸び (年平均 0.22 ポイント) の約 1.4 倍に高まって	員の育児休業等	
		合):3.5%		いる。	の取得状況のフ	
		(2015年)		2015 年 12 月に閣議決定した「第 4 次男女共同参画基本	ォローアップ」	
				計画」においては、指導的地位に成長していく女性の人材		
				プールを厚くするための目標を設定するとともに、継続就		
				業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、		
				研修・育成を含めた幅広い支援等の取組を大胆に進めるこ		
				とを盛り込んでおり、同計画に基づいた取組を通じてこの		
				動きを更に加速させていく。		
16	・放課後児童クラブについて、2019	88, 183 人	Α	目標達成時期が 2019 年度末で、2014 年度を初年度とし	厚生労働省「放	厚生労働省
	年度末までに約 30 万人分を新たに	(2015 年時		て、「最新の数値」の時点で1年が経過。登録児童数は	課後児童健全育	
	整備する	点)		936,452 人から 1,024,635 人と 88,183 人増加しており、	成事業(放課後	
				KPI 達成のため現時点で必要な値である 50,000 人を上回	児童クラブ)の	
				っているため、取組状況は順調であると考えられる。	実施状況」	
17	・国全体で必要となる保育士数及び	_	Α	「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、	厚生労働省「保	厚生労働省
	期限を明示した上で「保育士確保プ			子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる	育士確保プラ	
	ラン」を策定する			保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示	ン」	
				I .		

⇒達成		し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための「保	
		育士確保プラン」を 2015 年 1 月 14 日に策定した。	

施策群:若者・高齢者等の活躍促進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
18	2020 年	76.1% (2014	А	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が8年である	総務省「労働力	厚生労働省
	・20~34 歳の就業率:78%	年時点)		ところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。20~34歳の	調査」	
				就業率は 74.4%から 76.1%まで上昇しており、KPI 達成の		
				ため現時点で必要な値である 75.3%を上回った。今後、目		
				標値を更に上積みし、79%にすることとしている。		
19	2020 年	179 万人 (2014	В	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が8年である	総務省「労働力	厚生労働省
	・若者フリーター124 万人	年時点)		ところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。若者フリータ	調査詳細集計」	
	(ピーク時:217万人)			一は、180 万人から 179 万人まで減少しているが、2014 年		
	(2012年:180万人)			時点で、166万人まで減少していることが望ましいため、		
				進捗が不十分であり、施策の更なる推進等が必要。		

施策群:若者・高齢者等の活躍促進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
20	2020 年	60.7% (2014	Α	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が8年である	総務省「労働力	厚生労働省
	・60歳~64歳の就業率:65%(2012	年時点)		ところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。60~64歳の	調査」	
	年:58%)			就業率は 57.7%から 60.7%まで上昇しており、KPI 達成の		
				ため現時点で必要な値である 59.5%に到達し、概ね順調に		
				推移している。今後、目標値を更に上積みし、67%にする		
				こととしている。		
21	2020 年	1.88% (2015	Α	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が8年である	厚生労働省「障	厚生労働省
	・障害者の実雇用率: 2.0% (2012年	年6月1日時		ところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。障害者の実雇	害者雇用状況報	
	6月1日現在:1.69%)	点)		用率は 1.69%から 1.88%まで上昇しており、KPI 達成のた	告」	
				め現時点で必要な値である 1.81%を上回った。		

施策群:高度外国人材の活用

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
22	・2017 年末までに 5,000 人の高度人	3,962件(2015	А	2012 年 5 月の制度開始後、2013 年末までの累計認定件	法務省入国管理	内閣府(政策
	材認定を目指す	年9月)		数は 845 件であったが、2013 年 12 月の制度改正後、新規	局調べ	統括官(経済
				認定件数が顕著に増加している。		財政運営担
				基点を制度改正後の 2014 年 1 月に設定した場合、目標		当))
				達成時期が 2017 年末で、目標達成期間が 4 年であるとこ		
				ろ、「最新の数値」の時点で1年9か月が経過。		
				累計認定件数は、3,962件に達しており、KPI達成のため		
				現時点で必要な数値(2,663件)を上回っている。		

施策群:大学改革

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
23	・今後 10 年間 (2023 年まで) で世界	Times Higher	N	2013 年 11 月に国際水準の教育研究の展開、積極的な留	Times Higher	文部科学省
	大学ランキングトップ 100 に我が国	Education 誌		学生支援、人事・給与システムの弾力化、ガバナンス機能	Education 誌	
	の大学が10校以上入ることを目指す	"World		の強化等を内容とする「国立大学改革プラン」を取りまと	"World	
		University		めた。	University	
		Rankings"2015		スーパーグローバル大学創成支援事業(平成 26 年度予	Rankings"、	
		-2016:2校		算:76.5億円)を新設。公募・採択を経て、2014年10月	"World	
		Times Higher		より、国際化を徹底して進める大学の重点支援を開始。	Reputation	
		Education 誌		なお、上記を含めた具体的な取組は、2014 年度から開	Rankings"、	
		"World		始されており、現段階での評価は困難である。	QS社 "World	
		Reputation			University	
		Rankings"2015			Rankings"、	
		: 2校			上海交通大学	
		QS 社			"Academic	
		(Quacquarell			Rankings of	
		i Symonds			World	
		Ltd) "World			Universities "	
		University			等	
		Rankings"2015				

		: 5校 上海交通大学 "Academic Rankings of				
		World Universities"				
		2015:4 校				
24	・10 年 (2023 年まで) で 20 以上の	_	N	2013年12月に成立した産業競争力強化法において国立	文部科学省調査	文部科学省
	大学発新産業創出を目指す			大学法人等から大学発ベンチャー等支援会社等への出資		
				を可能とする制度が創設され、2014 年 4 月から施行され		
				ている。		
				現在、東北大学、京都大学及び大阪大学について、認定		
				特定研究成果活用支援事業者たるベンチャー等支援会社		
				(以下、VC)が設立されている。加えて、大阪大学に関し		
				ては、2015年7月31日、東北大学に関しては、同年8月		
				31日、京都大学に関しては、2016年1月4日、1号投資		
				事業有限責任組合(以下、ファンド)が組成されたところ		
				である。また東京大学に関しては、VC 設立の準備を進め		
				ている段階である。		
				東北大学、京都大学及び大阪大学の1号ファンドによる		
				投資活動が開始されたばかりであり、今後、各大学の有す		
				る技術に関する研究成果を事業化していくこととなるた		
				め、現段階での評価は困難である。		

25	・年俸制又は混合給与対象者を、2014	年俸制適用者	А	国立大学運営費交付金において、年俸制導入促進費を創	文部科学省調査	文部科学省
	年度は 6,000 人、2015 年度は 1 万人	約 9,700 人		設(平成 27 年度予算:61 億円)。2015 年度に 1 万人規模		
	規模とすることを目指す	(2015 年5月		の目標を達成できるよう、引き続き、各大学に働きかけを		
		現在)		行っているところ。		
26	・2015 年度末で各大学の改革の取組	31.9%	А	平成 27 年度予算において、学部・研究科等を越えた学	文部科学省調査	文部科学省
	への配分及びその影響を受ける運営	(平成 27 年度		内資源配分(予算、人材や施設・スペース等)の最適化、		
	費交付金の額を3~4割とすること	予算ベース)		大学の枠を越えた連携、人材養成機能強化等の改革を促進		
	を目指す			するための経費を確保。		
				なお、平成 27 年度予算ベースでは、各大学の改革の取		
				組への配分及びその影響を受ける運営費交付金の額は、退		
				職手当等の義務的経費を除いた運営費交付金等の額の		
				31.9%となり、KPI 達成のための現時点で必要な値となっ		
				<i>t</i> =.		
27	・3年間(2016年まで)で1,500人	国立大学にお	А	国立大学改革強化推進補助金(平成 27 年度予算: 126 億	文部科学省調査	文部科学省
	程度の若手・外国人への常勤ポスト	いて約 1,500		円)において、若手・外国人研究者に対する教育研究環境		
	の提示を目指す⇒達成	人の若手・外国		整備費(スタートアップ支援)(上記 126 億円の内数) に		
		人の常勤ポス		より支援。上記事業等で国立大学が約1,500人分の若手・		
		トを確保でき		外国人の常勤ポストを確保できる予算を措置したことに		
		るよう予算措		より、KPI達成のための現時点で必要な値を上回った。		
		置(2015 年度				
		執行計画ベー				
		ス)				

施策群: グローバル化等に対応する人材力の強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
28	2020 年	69,869 人	Α	当該 KPI の達成期間は 2013~2020 年であるところ、	文部科学省調べ	文部科学省
	・海外への大学生等の留学を6万人	(2013 年度現		「最新の数値」の時点で1年が経過。海外への大学生等の	(日本人の海外	
	から 12 万人に倍増	在)		留学生数は、6 万人から 69,869 人まで上昇しており、KPI	留学者状況)	
				達成のため現時点で必要な数値(6.75万人)を上回って	(参考)	
				いる。	(独)日本学生	
				具体的には、留学促進キャンペーン「トビタテ!留学	支援機構「協定	
				JAPAN」により若者の海外留学への機運醸成を図るととも	等に基づく日本	
				に、日本人留学生の経済的負担を軽減するための官民が	人学生留学状況	
				協力した新たな海外留学支援制度を創設(国費による支	調査」	
				援人数を 2014 年度に倍増(2013 年度:10,200 人→2014		
				年度: 20, 250 人) し、2015 年度も拡充 (2015 年度: 22, 270		
				人)。民間資金を活用した奨学金制度を2014年度に創設)。		
				特に、民間資金を活用した海外留学支援制度「トビタ		
				テ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」では、大学生等に		
				ついては、第1期~第3期派遣留学生として合計 983人、		
				高校生については 303 人を採用し、順次海外留学を開始		
				している。		
				また、地域のグローバル化に貢献する人材等を育成す		

				るための新たな仕組みとして「地域人材コース」を設置		
				し、2015 年度採択地域事業として 11 地域(栃木県、三重		
				県、岡山県、徳島県、大分県、熊本県、沖縄県、福島県い		
				わき市、石川県、奈良県奈良市)を採択。現在、学生の選		
				考が完了した地域から、順次学生の海外留学を開始して		
				いる。なお、地域人材コースで採用された大学生等は 42		
				人 (大学生等の全採用者数 983 人の内数)。		
				我が国の大学と外国大学とのジョイント・ディグリー		
				を可能とするため、大学設置基準等を 2014 年 11 月に改		
				正、施行。		
29	2020 年	139, 185 人	В	2013 年 12 月に「世界の成長を取り込むための外国人	(独)日本学生	文部科学省
	・外国人留学生の受入れを 14 万人	(2014 年 5 月		留学生の受け入れ戦略」を取りまとめ、優秀な外国人留学	支援機構「外国	
	から 30 万人に倍増	1日現在)		生を戦略的に確保するための重点地域等を設定。	人留学生在籍状	
				あわせて、国際化を徹底して進める大学を重点支援す	況調査」	
		※日本語教育		るための、スーパーグローバル大学創成支援事業(平成		
		機関在籍者		27 年度予算:77 億円)を実施する等、我が国大学におけ		
		44, 970 人		る留学生受入れ環境の整備を図っている。		
		(2014 年 5 月		2014年7月には、「留学生30万人計画の実現に向けた		
		1日現在)		留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」を		
				取りまとめ、2015年度より、「住環境・就職支援等受入れ		
				環境の充実 (平成 27 年度予算額:0.6 億円)」として大学		
				等における、外国人留学生に対する就職支援や住環境支		
				援等の優れた取組を支援するため、国立大学法人群馬大		

9				·		
				学、公益財団法人大学コンソーシアム京都、学校法人関西		
				大学、公益財団法人ひろしま国際センター、国立大学法人		
				長崎大学、国立大学法人琉球大学の計6機関を採用。		
				当該 KPI の達成期間は 2013~2020 年であるところ、		
				「最新の数値」の時点で1年が経過。我が国の高等教育機		
				関に在籍する外国人留学生数は 135,519 人から 139,185		
				人まで上昇している(約0.4万人の増加)。これは、KPI		
				達成のために必要な1年あたりの増加数(約2.2万人)		
				を下回っており、上記の取組を総合的に実施していくこ		
				とで KPI 達成を目指す。なお、日本語教育機関に在籍す		
				る外国人留学生数は、44,970人(2014年5月1日現在)		
				となっている。		
30	2017 年	中学校 28.8%、	В	当該 KPI の達成期間は 2013~2017 年であるところ、	文部科学省「英	文部科学省
	・英語教員の英語力強化(TOEFL iBT	高校 55.4%		「最新の数値」の時点で2年が経過。TOEFL iBT 80程度	語教育実施状況	
	80 程度等以上 中学校:28%から	(2014年12月		等以上の英語教員の割合は、中学校では 28%から 28.8%	調査」	
	50%、高校 52%から 75%)	現在)		まで、高校では 52%から 55.4%まで上昇したが、目標増		
				加幅(※)を達成期間(2013~2017年の5年間)で割っ		
				た数値(中学校は 36.8%、高校は 61.2%)を下回ってお		
				り、KPI 達成に向けては更なる取組の推進が必要。今後、		
				都道府県ごとの目標設定・管理を通じ、目標達成に向け		
				た進捗状況を把握していく予定。		
				(※) 2012 年 12 月時点の実績値と目標値の差		
31	2018 年	DP37 校、MYP19	В	2013 年 6 月時点の DP19 校、MYP11 校、PYP24 校(それ	文部科学省調べ	文部科学省

	T T	
・国際バカロレア認定校(2013年6	校、PYP31 校	ぞれ候補校等3校、4校、10校を含む。) から 2015年 12
月 14 日現在の DP 認定校:16 校) 等	(2015年12月	月現在で DP37 校、MYP19 校、PYP31 校に増加(それぞれ
を 200 校	現在)	候補校等 11 校、10 校、12 校を含む。) している。
	※ 候 補 校 等	KPI の達成に向けては、国際バカロレア(以下「IB」と
	DP11 校 、	いう。) の認定には、実際に候補校申請を行ってからも2
	MYP10 校、	年程度を要することなどを考慮する必要があるが、今後
	PYP12 校を含	2018 年までの3年間で毎年約37 校のペースで認定校等
	む。	(候補校を含む。)の増加が必要。
		KPI 達成に向けた取組として、日本語 DP(IB の科目の
		一部を日本語でも実施可能とするプログラム) について、
		国際バカロレア機構との間で、2013 年度に開発に着手す
		るとともに、2014年5月及び2015年7月に、その対象科
		目の拡充についても合意した。2015 年 4 月からは、一部
		の認定校において、日本語 DP 課程が開始されたところ。
		また、2013 年度以降、大学入試における IB の活用促進
		に取り組んできた結果、2014年9月に公表された「スー
		パーグローバル大学創成支援」採択構想のほぼ全ての大
		学において、IB を活用した入試を導入・拡大する方針が
		示されるなど、IBを活用した入試が拡大しつつある。
		さらに、2015 年8月には IB の導入を促進するための
		教育課程の特例措置が新設され、DP 認定校については、
		IB と学習指導要領の双方を無理なく履修できるよう教育
		課程の基準の特例が認められることとなった。

				2015 年 9 月には、IB 認定のための手続を分かりやすく		
				まとめた手引き書を作成し、公表した。		
				※国際バカロレアのプログラムのうち、DP (Diploma		
				Programme)は「16歳~19歳までを」を、MYP(Middle Years		
				Programme) は「11歳~16歳まで」を、PYP(Primary Years		
				Programme)は「3歳~12歳まで」を対象にしている。		
32	2018 年	約 12 万人	В	成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推	文部科学省「学	文部科学省
	・大学・専門学校等での社会人受講	(2014 年 5 月		進事業(平成27年度予算額:15.7億円)において、専修	校基本調査」、	
	者数を5年で24万人(2013年6月	時点(一部 2012		学校等と産業界等が協働し、社会人等の就労等に必要な	「国公私立大学	
	時点判明分:12万人)	年の数値を含		実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システ	入学者選抜実施	
		む))		ムを構築。また、専修学校における「職業実践専門課程」	状況」、「公私立	
				の文部科学大臣認定制度を 2014 年度から開始。	短期大学入学者	
				2015 年 3 月にまとめられた教育再生実行会議第六次提	選抜実施状況」、	
				言を受けて、大学等における社会人や企業等のニーズに	「短期大学教育	
				│ │ 応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プ	の改善等の状	
				   ログラム」(BP) として文部科学大臣が認定する制度を	況」、「大学にお	
				2015 年 7 月に創設し公募を行い、同年 12 月に 123 課程	ける教育内容等	
				   を初回認定した。また、同提言に盛り込まれている、大学	の改革状況につ	
				│ │ 等における e-ラーニングを活用した教育プログラムの提	いて」、	
				   供の推進、履修証明制度を柔軟に運用する大学等の取組	文部科学省調べ	
				│ │の推進等に取り組むとともに、企業の協力等の観点から、	(私立高等学校	
				   関係省庁とも連携を進めながら社会人受講者数の増加を	等の実態調査)	
				図る。		
L		1	1	1	l	1

施策群:総合科学技術会議の司令塔機能強化(戦略的イノベーション創造プログラムの推進、革新的研究開発推進プログラムの創設を含む)

研究開発法人の機能強化

研究支援人材のための資金確保

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
33	・イノベーション (技術力) 世界ラン	第5位(2015	В	目標達成時期が 2017 年度末で、目標達成期間が 5 年で	世界経済フォー	内閣府
	キングを、5年以内(2017年度末ま	~2016年)		あるところ、2015~2016 年は、2014~2015 年から順位を	ラム国際競争力	(政策統括官
	で)に世界第1位に			1位下げて第5位となった。	ランキング(WEF	(科学技術・
				今後、本格的な産学連携を推進するなど、イノベーショ	The Global	イノベーショ
				ン・ナショナルシステムの実装を加速することで、KPI 達	Competitiveness	ン担当))
				成を目指す。	Report)	

施策群:官・民の研究開発投資の強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
33	・イノベーション (技術力) 世界ラン	第5位(2015	В	目標達成時期が 2017 年度末で、目標達成期間が 5 年で	世界経済フォー	内閣府
(再掲)	キングを、5年以内(2017年度末ま	~2016年)		あるところ、2015~2016 年は、2014~2015 年から順位を	ラム国際競争力	(政策統括官
	で)に世界第1位に			1位下げて第5位となった。	ランキング(WEF	(科学技術・
				今後、本格的な産学連携を推進するなど、イノベーショ	The Global	イノベーショ
				ン・ナショナルシステムの実装を加速することで、KPI 達	Competitiveness	ン担当))
				成を目指す。	Report)	
34	・官・民合わせた研究開発投資の対	3.87% (2014	Α	目標達成時期が 2017 年度で、目標達成期間が 5 年であ	総務省「科学技術	内閣府
	GDP 比率を、5年以内(2015 年度ま	年度実績)		るところ、2014 年度実績は 2013 年度実績を 0.12%上回	研究調査結果」	(政策統括官
	で) に4%へ			り、KPI 達成のため現時点で必要な値である 3.79%を上回	内閣府「国民経済	(科学技術・
				った。	計算確報」	イノベーショ
						ン担当))

施策群:イノベーション・ナショナルシステムの構築

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
33	・イノベーション (技術力) 世界ラン	第5位(2015~	В	目標達成時期が 2017 年度末で、目標達成期間が 5 年で	世界経済フォー	内閣府
(再掲)	キングを、5年以内(2017年度末ま	2016年)		あるところ、2015~2016 年は、2014~2015 年から順位を	ラム国際競争力	(政策統括官
	で)に世界第1位に			1位下げて第5位となった。	ランキング(WEF	(科学技術・
				今後、本格的な産学連携を推進するなど、イノベーショ	The Global	イノベーショ
				ン・ナショナルシステムの実装を加速することで、KPI 達	Competitiveness	ン担当))
				成を目指す。	Report)	
35	・大学又は研究開発法人と企業との	1)大学等	N	2015 年 11 月に 2014 年度の「大学等における産学連携	文部科学省「大学	内閣府
	大型共同研究の件数を5年後(2018	(国公私立大		等実施状況について」が公表され、大学等における民間企	等における産学	(政策統括官
	年度末)に30%増	学(短期大学		業との大型共同研究件数は 2013 年度より 91 件増加した。	連携等実施状況	(科学技術・
		を含む。)、国		一方、内閣府が 2014 年度に実施した調査によると、2013	について」、	イノベーショ
		公私立高等専		年度には 13 の研究開発法人で民間企業との大型共同研究	内閣府調査	ン担当))
		門学校、大学		が実施されており総件数は90件となっている。		
		共同利用機		なお、本 KPI は 2013 年度を基準とした 2018 年度までの		
		関)と民間企		目標のため、2014 年度の研究開発法人と民間企業との大		
		業との大型共		型共同研究実施件数が明らかになれば評価可能。		
		同研究(1,000				
		万円以上のも				
		の) 実施件数:				

691件(2014		
年度)		
2)研究開発		
法人と民間企		
業との大型共		
同研究(1,000		
万円以上のも		
の) 実施件数:		
90件(2013年		
度)		

施策群:知的財産戦略・標準化戦略の強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
33	・イノベーション (技術力) 世界ラン	第5位(2015~	В	目標達成時期が 2017 年度末で、目標達成期間が 5 年で	世界経済フォー	内閣府
(再掲)	キングを、5年以内(2017年度末ま	2016年)		あるところ、2015~2016 年は、2014~2015 年から順位を	ラム国際競争力	(政策統括官
	で)に世界第1位に			1位下げて第5位となった。	ランキング(WEF	(科学技術・
				今後、本格的な産学連携を推進するなど、イノベーショ	The Global	イノベーショ
				ン・ナショナルシステムの実装を加速することで、KPI 達	Competitiveness	ン担当))
				成を目指す。	Report)	
36	・特許の権利化までの期間を 2015 年	36 か月以内の	А	2012 年 12 月時点では 36 か月以内の割合は 80.9%であ	特許庁調べ	経済産業省
	度中に36か月以内とする	割合は 99.6%		ったところ、2015 年 12 月時点においては 99.6%となっ		
	⇒達成	(2015 年 12		ている。出願人に対して何度も修正依頼を出さなければな		
		月)		らない等の例外的な場合(0.4%)を除き、その他全ての		
				特許の権利化までの期間は 36 か月以内となり、KPI を前		
				倒しで達成。		
37	・今後 10 年間 (2023 年まで) で、権	平均 15.2 月	А	2013 年度の権利化までの期間は 18.8 月であったとこ	特許庁調べ	経済産業省
	利化までの期間を半減させ、平均 14	(2014 年度)		ろ、2014 年度においては 15.2 月まで短縮しており、順調		
	月とする			に推移している。		
38	・国際標準化機関における幹事国引	96件(2014年	А	KPI は既に達成済み。	経済産業省調べ	経済産業省
	受件数を2015年度末までに世界第3	度末)				
	位に入る水準(95件)に増やす					

` <del>+ +</del>			
I ⇒ 達 №.			
~=/%			
~=//			

施策群:ロボットによる新たな産業革命の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
39	・2020 年のロボット国内生産市場規	製造分野	В	ロボット国内生産市場規模については、目標達成期間	(一社) ロボッ	経済産業省
	模を製造分野で2倍、サービスなど	: 約 5, 901 億円		が7年となっており、2020年までに製造分野では2倍、	ト工業会「ロボ	
	非製造分野で 20 倍	非製造分野		非製造分野では20倍に引き上げる必要がある。これに対	ット統計受注・	
		: 約 610 億円		し、2013 年は製造分野で約 5,037 億円、非製造分野で約	生産・出荷実績」	
		(2014年)		470 億円であったところ、2014 年は製造分野で約 5,901		
				億円(前年比:+約 900 億円)、非製造分野で約 610 億円		
				(前年比:+約 140 億円)にとどまっており、今後の市		
				場の伸びを毎年注視していくことが必要である。2015年		
				2月には「ロボット新戦略」が決定されたところであり、		
				本戦略に基づくアクションプランを着実に実行し、施策		
				の更なる推進を図る必要。		
40	・製造業の労働生産性について年間	+2.0%	А	製造業の労働生産性は、2013年は対前年比+1.2%であ	(公財)日本生	経済産業省
	2%を上回る向上	(2014 年対前		ったところ、2014 年は対前年比+2.0%となっている。	産性本部「生産	
		年比)			性統計」	

# 世界最高水準の IT 社会の実現

施策群: ITが「あたりまえ」の時代にふさわしい規制・制度改革

公共データの民間開放及び革新的電子行政サービスの構築

IT を利用した安全・便利な生活環境実現

世界最高レベルの通信インフラの整備

サイバーセキュリティ対策の推進

産業競争力の源泉となる IT 人材の育成・確保

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
41	・政府情報システムのクラウド化等	システム数:	N	システム数については、2013年度末から2018年度末	政府情報システ	内閣官房(IT
	により、今後5年間(2018年度まで)	1, 238		までの5年間が目標達成期間であるところ、最新の数値	ム改革ロードマ	総合戦略室)
	で政府情報システムの数を現在の	(2014年3月)		は 2013 年度末の値であるため、現時点では評価が困難で	ップに基づき、	
	1,450 から半減、8年間(2021年度	運用コスト:		ある。	内閣官房(IT 総	
	まで)で運用コストの3割圧縮を目	3, 748 億円		運用コストについては、2014 年度から 2021 年度まで	合戦略室)で集	
	指す	(2014 年度)		の8年間が目標達成期間であるところ、取りまとめられ	計	
				た最新の数値は平成 26 年度予算に係るものであるため、		
				現時点では評価が困難である。		
42	・公共データの民間開放について、	15, 339 (2016 年	А	目標時期より1年早く目標データセット数(1万以上)	データカタログ	内閣官房(IT
	2015 年度中に、世界最高水準の公開	1月13日時点)		を達成した。	サイト	総合戦略室)
	内容(データセット1万以上)を実				DATA. GO. JP のデ	
	現する⇒達成	_			ータ検索ページ	
43	・OECD 加盟国のブロードバンド料金	第 1 位	Α	2015 年7月に公表された OECD デジタル経済白書にお	OECD 「デジタル	総務省

	比較(単位速度当たり料金)で、現	(2014年9月)		いて、OECD 加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度	経済白書 (OECD	
	在の1位を引き続き維持すること			当たり料金)で引き続き1位を維持。	Digital Economy	
	を目指す				Outlook 2015)」	
44	・今後2年間(2015年度まで)で、	113 か国・地域	А	サイバー攻撃対応に関する国際的な連携や対話の相手	JPCERT/CC 調べ	内閣官房(内
	サイバー攻撃対応に関する国際的	(2015年6月)		国等の数は80ヵ国・地域から113ヵ国・地域まで増加し		閣サイバーセ
	な連携や対話の相手国等の数を現	JPCERT/CC の対		ており、目標時期より1年早く KPI を達成した。		キュリティセ
	在(2013年6月)の約80ヵ国から	応連携可能な				ンター)
	3割増を目指す⇒達成	国・地域数				
45	・今後4年間(2017年度まで)で、	27. 1%	Α	前倒しで達成。	IPA「IT 人材白	経済産業省
	スキル標準の企業における活用率	(2014 年度)			書」	
	を現在の 20%から 25%以上を目指					
	す⇒達成					

施策群:「国家戦略特区」の実現

空港・港湾など産業インフラの整備

都市の競争力の向上

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
46	・2020 年までに、世界銀行のビジネ	24 位 (2016 年)	В	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年である	世界銀行「Doing	内閣官房(日
	ス環境ランキングにおいて、日本が	*ランキング手		ところ、2015年の時点で2年半が経過。2016年の順位は、	Business 2016」	本経済再生総
	先進国3位以内に入る	法の変更によ		24 位(昨年比2位後退)となっており、KPI が目標達成		合事務局)
		り、2015 年時点		に向けて順調に推移しているとは言えず、施策の更なる		
		の順位は 19 位		推進が必要。国家戦略特区において、都市計画法の特例		
		から 22 位に修		等のビジネス環境の向上に資する事業を進めている。ま		
		正。		た、成長志向の法人税改革を更に大胆に推進し、法人実		
				効税率の「20%台」への引下げを決定した。これらに加		
				え、IT 利活用の促進等必要な取組を着実に実現していく		
				ことで、KPI 達成を目指す。		
47	・2020 年までに、世界の都市総合力	4位 (2015年)	В	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年である	森記念財団「世	内閣官房(日
	ランキングにおいて、東京が3位以			ところ、2015年の時点で2年半が経過。4位のままとな	界の都市総合力	本経済再生総
	内に入る (2012年4位)			っており、KPI が目標達成に向けて順調に推移している	ランキング	合事務局)
				とは言えないが、推移を注視することが必要。雇用労働	2015」	
				相談センターの設置等をはじめとする雇用・医療・都市		
				再生等の分野における国家戦略特区の加速的推進、羽田		

		空港の年間発着枠増加に向けた飛行経路の見直し等によ	
		る首都圏空港の機能強化、CIQ 体制の充実等によるイン	
		バウンド(訪日外国人旅行者)の飛躍的拡大に向けた取	
		組等を着実に実行していくことで KPI 達成を目指す。	

施策群:公共施設等運営権等の民間開放

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
46	・2020 年までに、世界銀行のビジネ	24 位 (2016 年)	В	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年である	世界銀行「Doing	内閣官房(日
(再掲)	ス環境ランキングにおいて、日本が	*ランキング手		ところ、2015年の時点で2年半が経過。2016年の順位は、	Business 2016」	本経済再生総
	先進国3位以内に入る	法の変更によ		24 位(昨年比2位後退)となっており、KPI が目標達成		合事務局)
		り、2015 年時点		に向けて順調に推移しているとは言えず、施策の更なる		
		の順位は 19 位		推進が必要。国家戦略特区において、都市計画法の特例		
		から 22 位に修		等のビジネス環境の向上に資する事業を進めている。ま		
		正。		た、成長志向の法人税改革を更に大胆に推進し、法人実		
				効税率の「20%台」への引下げを決定した。これらに加		
				え、IT 利活用の促進等必要な取組を着実に実現していく		
				ことで、KPI 達成を目指す。		
47	・2020 年までに、世界の都市総合力	4位 (2015年)	В	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年である	森記念財団「世	内閣官房(日
(再掲)	ランキングにおいて、東京が3位以			ところ、2015年の時点で2年半が経過。4位のままとな	界の都市総合力	本経済再生総
	内に入る (2012年4位)			っており、KPI が目標達成に向けて順調に推移している	ランキング	合事務局)
				とは言えないが、推移を注視することが必要。雇用労働	2015」	
				相談センターの設置等をはじめとする雇用・医療・都市		
				再生等の分野における国家戦略特区の加速的推進、羽田		
				空港の年間発着枠増加に向けた飛行経路の見直し等によ		
				る首都圏空港の機能強化、CIQ 体制の充実等によるイン		

				バウンド(訪日外国人旅行者)の飛躍的拡大に向けた取			
				組等を着実に実行していくことで KPI 達成を目指す。			
48	・今後 10 年間(2013~2022 年)で	2, 289 億 円	В	2013 年度の PPP/PFI の事業規模は 2, 289 億円 (2015 年	「PPP/PFI 事業	内閣府(Pl	ĒΙ
	PPP/PFIの事業規模を12兆円に拡大	(2013 年度の		5月時点の数値)。	事例集」(2015年	推進室)	
	する (2012 年度まで 4.2 兆円 (2014	PPP/PFI の事業		公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業となる仙台	5月(内閣府 PFI		
	年3月時点の数値))。このうち、公	規模、2015年5		空港については、2015 年 12 月に優先交渉権者が設立し	推進室)公表)		
	共施設等運営権方式を活用した PFI	月時点の数値)		た新会社と契約を締結。関西国際空港及び大阪国際空港			
	事業については、2022 年までの 10			については、2015 年 12 月に優先交渉権者が設立した新			
	年間で2~3兆円としている目標を			会社と契約を締結。今後、仙台空港においては 2015 年度			
	2016 年度末までの集中強化期間に			末までに事業開始予定、関西国際空港及び大阪国際空港			
	前倒しする			においては 2015 年度末までに事業移管予定である等着			
				実に進捗している。大阪市水道局では、実施方針案を2015			
				年8月に修正する等、検討を進めている。浜松市公共下			
				水道終末処理場 (西遠処理区) 運営事業については、2015			
				年 12 月に実施方針案を公表する等着実に進捗している。			
				また、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能			
				とする構造改革特別区域法改正法が 2015 年 7 月に成立。			
				2015年11月、愛知県において募集要項を公表する等、愛			
				知県道路公社のコンセッションの実現に向けた準備を実			
				施中。			

施策群:金融・資本市場活性化策の検討

公的・準公的資金の運用等の在り方

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
46	・2020 年までに、世界銀行のビジネ	24 位 (2016 年)	В	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年である	世界銀行「Doing	内閣官房(日
(再掲)	ス環境ランキングにおいて、日本が	*ランキング手		ところ、2015年の時点で2年半が経過。2016年の順位は、	Business 2016」	本経済再生総
	先進国3位以内に入る	法の変更によ		24 位(昨年比2位後退)となっており、KPI が目標達成		合事務局)
		り、2015 年時点		に向けて順調に推移しているとは言えず、施策の更なる		
		の順位は 19 位		推進が必要。国家戦略特区において、都市計画法の特例		
		から 22 位に修		等のビジネス環境の向上に資する事業を進めている。ま		
		正。		た、成長志向の法人税改革を更に大胆に推進し、法人実		
				効税率の「20%台」への引下げを決定した。これらに加		
				え、IT 利活用の促進等必要な取組を着実に実現していく		
				ことで、KPI 達成を目指す。		
47	・2020 年までに、世界の都市総合力	4位 (2015年)	В	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年である	森記念財団「世	内閣官房(日
(再掲)	ランキングにおいて、東京が3位以			ところ、2015年の時点で2年半が経過。4位のままとな	界の都市総合力	本経済再生総
	内に入る (2012年4位)			っており、KPI が目標達成に向けて順調に推移している	ランキング	合事務局)
				とは言えないが、推移を注視することが必要。雇用労働	2015」	
				相談センターの設置等をはじめとする雇用・医療・都市		
				再生等の分野における国家戦略特区の加速的推進、羽田		
				空港の年間発着枠増加に向けた飛行経路の見直し等によ		

		る首都圏空港の機能強化、CIQ 体制の充実等によるイン	
		バウンド(訪日外国人旅行者)の飛躍的拡大に向けた取	
		組等を着実に実行していくことで KPI 達成を目指す。	

施策群:エネルギー基本計画の策定

徹底した省エネルギーの推進

電力システム改革の断行

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
49	・遅くとも 2020 年を目途に電力シ	_	F	2015 年 4 月に広域的運営推進機関を創設。改革の総仕	「電力システム	経済産業省
	ステム改革を完了する			上げとして、送配電部門の法的分離等を盛り込んだ電気	に関する改革方	
				事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47	針」(平成 25 年	
				号)が同6月に成立。電力取引監視等委員会を同9月1	4月2日閣議決	
				日に設立。	定)	

施策群:高効率火力発電(石炭・LNG)の導入

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
50	・A-USC について 2020 年代の実用	_	F	2015 年7月に、火力発電の高効率化、CO2 削減を実現	_	経済産業省
	化を目指す(発電効率:39%程度→			するため、官民協議会で策定した「次世代火力発電に係る		
	改善後 46%程度)			技術ロードマップ」に基づき次世代の火力発電技術の早		
				期確立を目指している。		
				先進超々臨界圧火力発電 (A-USC) については、要素技		
				術の実用化に向けて、2015年度から実缶試験及び回転試		
				験を実施し、要素技術の信頼性の検証を実施していると		
				ころ。		
51	・1,500 度級の IGCC について、2020	_	F	2015 年7月に、火力発電の高効率化、CO2 削減を実現	_	経済産業省
	年代の実用化を目指す(発電効率:			するため、官民協議会で策定した「次世代火力発電に係る		
	39%程度→改善後 46%程度)			技術ロードマップ」に基づき次世代の火力発電技術の早		
				期確立を目指している。		
				噴流床石炭ガス化発電(IGCC)については、2014 年度		
				に商用機のプラント設計を開始しているところ。		
52	・IGFC について、2025 年までに技	_	F	2015年7月に、火力発電の高効率化と CO2 削減を実現	_	経済産業省
	術を確立し、2030 年代の実用化を目			するため、官民協議会で策定した「次世代火力発電に係る		
	指す(発電効率:39%程度→改善後			技術ロードマップ」に基づき次世代の火力発電技術の早		
	55%程度)			期確立を目指している。		

	【補助指標】	_	補助指標:F	2017 年からの酸素吹 IGCC の実証試験開始に向けて現		
	2020 年までに IGFC の基幹技術であ			在、実証試験設備工事を進めているところ。		
	る酸素吹 IGCC の発電技術及び CO2					
	分離回収技術(物理回収法)の確立					
53	・LNG 火力について、2020 年頃まで	_	F	2015 年7月に、火力発電の高効率化、002 削減を実現	_	経済産業省
	に 1,700 度級ガスタービンの実用			するため、官民協議会で策定した「次世代火力発電に係る		
	化を目指す(発電効率:52%程度→			技術ロードマップ」に基づき次世代の火力発電技術の早		
	改善後 57%程度)			期確立を目指している。		
				LNG 火力発電については、2016 年度の実証に向けて、		
				要素技術開発を実施しているところ。		

施策群:石油・LP ガスサプライチェーン等の維持・強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
54	・今後 10 年間 (2023 年まで) で、	_	N	2014 年度調査によれば、依然として我が国のコンビナ	石油コンビナー	経済産業省
	アジアでトップクラスの国際競争力	(コンビナー		ート群の国際競争力はインド、シンガポール、韓国、中	ト高度統合運営	
	をもつコンビナート群を再構築	トごとのデー		国、台湾等より見劣りすると評価。	技術組合「コン	
		タであり、結果		こうした中、2015 年4月に我が国の製油所群の国際競	ビナート国際競	
		は非公表)		争力を示す値として、「残油処理装置装備率(残油処理装	争力総合評価」	
	【補助指標】	【補助指標】	補助指標: B	置の処理能力÷常圧蒸留装置の処理能力)」を補助指標に	【補助指標】	
	2016 年度末までに、日本全体の残油	日本全体の残		設定した。	経済産業省調べ	
	処理装置装備率∶50%程度	油処理装置装		2015 年 12 月末時点で、2014 年 3 月末時点(基準点)		
		備率∶45%程度		の 45%程度と比較し、残油処理装置装備率は 0.3%程度		
				上昇した。		
55	・今後2~3年間(2016年まで)で、	製油所におけ	А	非常用3点セット(非常用発電機、非常用情報通信機器	経済産業省調べ	経済産業省
	全国的に必要最低限度の災害時供給	る非常用3点		システム(衛星通信等)、ドラム缶石油充填出荷設備)導		
	機能強化完了	セット導入割		入割合については、KPI の達成に必要な毎年の上昇値は		
		合:76%		15.5 ポイント (2012 年 38%から 2016 年までに 100%を		
		(2014 年度末)		目指す。) のところ、最新の数値(2014年度末)は76%と		
				2013 年度末の 57%と比較して 19 ポイントの上昇となっ		
				た。中核給油所における燃料備蓄や需要家側における燃		
				料備蓄等も推進していく。		

施策群:二国間オフセット・クレジット制度(JCM)

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
56	年度末までにモンゴル・バングラデ	計 16 か国(2015	Α	2013 年度末までに 10 か国、2014 年度末までに 2 か国、	-	外務省
	シュ・エチオピアに加え数か国との	年 12 月末現在)		加えて 2015 年 12 月末までに4か国と二国間協議妥結・		
	二国間協議妥結・署名⇒達成			署名を行い、計 16 か国となった。		

施策群:地域のリソースの活用・結集・ブランド化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
2	・開業率が廃業率を上回る状態に	開業率:4.9%	N	開業率・廃業率は 2012 年度に 4.6%・3.8%であったと	厚生労働省「雇	経済産業省
(再掲)	し、開業率・廃業率が米国・英国レ	廃業率:3.7%		ころ、2014 年度は 4.9%・3.7%となっている。	用保険事業年	
	ベル(10%台)になることを目指す	(2014 年度)		本 KPI の達成に向けては、政府の施策だけでなく、社	報」	
	(開業率・廃業率ともに 4.5% (2004			会の起業に対する意識の改革も必要とし、長期的な目標		
	年度~2009年度の平均値))			となる。このため、今後 10 年間を見据えた補助指標とし		
	【補助指標】	【補助指標】	補助指標:N	て、起業活動指数を設定したところであり、今後、本指標	【補助指標】	
	起業活動指数(「起業家精神に関する	3. 8%		を活用して KPI の進捗を評価していく。	(一財) ベンチ	
	調査」において、「起業者・起業予定	(2014 年度)			ャーエンタープ	
	者である」との回答を得た割合)を				ライズセンター	
	今後 10 年間(2024 年度まで)で倍				「起業家精神に	
	増させる				関する調査」	
57	・地域再生計画を策定した市町村の	_	N	2014 年 12 月に改正地域再生法が施行され、現在まで	内閣府調べ	内閣府(地方
	うち、過半数において、同計画に基			に「地域活性化モデルケース」の取組を盛り込んだ地域		創生推進室)
	づき認定された地域活性化を目指す			再生計画が 27 件認定されたところ。本計画の実施期間は		
	具体の目標(新規雇用の創出、交流			概ね5年間としており、現段階で評価は困難であるが、		
	人口の増加、地域産業における生産			目標達成に向けた取組状況を注視していく。		
	増等)を達成する					

施策群:地域のリソースの活用・結集・ブランド化 中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
2	・開業率が廃業率を上回る状態に	開業率:4.9%	N	開業率・廃業率は 2012 年度に 4.6%・3.8%であったと	厚生労働省「雇	経済産業省
(再掲)	し、開業率・廃業率が米国・英国レ	廃業率:3.7%		ころ、2014 年度は 4.9%・3.7%となっている。	用保険事業年	
	ベル(10%台)になることを目指す	(2014年度)		本 KPI の達成に向けては、政府の施策だけでなく、社	報」	
	(開業率・廃業率ともに 4.5% (2004			会の起業に対する意識の改革も必要とし、長期的な目標		
	年度~2009 年度の平均値))			となる。このため、今後 10 年間を見据えた補助指標とし		
	【補助指標】	【補助指標】	補助指標:N	て、起業活動指数を設定したところであり、今後、本指標	【補助指標】	
	起業活動指数(「起業家精神に関する	3. 8%		を活用して KPI の進捗を評価していく。	(一財) ベンチ	
	調査」において、「起業者・起業予定	(2014年度)			ャーエンタープ	
	者である」との回答を得た割合)を				ライズセンター	
	今後 10 年間(2024 年度まで)で倍				「起業家精神に	
	増させる				関する調査」	

施策群:戦略市場に参入する中小企業・小規模事業者の支援

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
58	・2020 年までに黒字中小企業・小規	805, 979 社	А	黒字中小企業・小規模事業者を 2020 年までに 70 万社	国税庁「会社標	経済産業省
	模事業者を 70 万社から 140 万社に	(2013 年度)		から 140 万社に増やすことを KPI として設定していると	本調査」	
	増やす			ころ、目標達成期間(8年間)に単純増加するとした場合		
				の 2013 年度の数値は約 78.8 万社である。2013 年度実績		
				は約80.6万社であり、目標達成に向けて進捗している。		

施策群:国際展開する中小企業・小規模事業者の支援

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
59	・今後5年間(2017年度まで)で新	約 4, 200 社	Α	右記の統計調査結果の最新値は、2016年度に得られる	経済産業省「エ	経済産業省
	たに1万社の海外展開を実現する	( 2013, 2014		予定であり、同結果に基づく推計・評価は現段階では困	業統計」及び総	
		年度累計値)		業性。	務省「経済セン	
				このため、本 KPI については、経済産業省において、	サスー基礎調	
				海外展開に関係する主な支援機関に対して調査を行い、	査」を基に経済	
				新たな海外展開(輸出、直接投資)を実現した企業数を調	産業省にて推計	
				査・評価することとしており、2014年度に新たに海外展		
				開を実現した企業数の調査結果及び 2013 年度の同推計		
				値(※)の累計は約4,200社となった。目標達成期間(5		
				年間) に単純増加 (2,000 社/年) するとした場合の KPI		
				(2014 年度までの累計で約 4,000 社) 達成のために現時		
				点で必要な値となった。		
				(※) 2013 年度の新たな海外展開を実現した企業数に		
				ついては、2013 年度の海外展開実績推計値(約 11,000 社)		
				に、2014 年度に海外展開した企業のうち、新たに海外展		
				開を実現した企業の割合(24%)を乗じて推計。		

施策群:効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
60	・2020 年までに国民の健康寿命を1	男性: 71.19	А	当該 KPI については、2010~2013 年の3年間で、男性	厚生労働科学研	厚生労働省
	歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性	歳、女性:		の健康寿命の延びが+0.77歳、女性の健康寿命の延びが	究費補助金「健	
	73.62歳(2010年)】	74. 21 歳 (2013		+0.59歳(【比較】均一ペースでの年平均延び(+1歳/10	康寿命における	
		年)		年)×経過年数 (3年) = +0.30歳) となっており、目	将来予測と生活	
				標達成に向けて順調に推移している。	習慣病対策の費	
					用対効果に関す	
					る研究」	
					(※国民生活基	
					礎調査(大規模	
					調査:3年に1	
					度)の結果を基	
					に、厚生労働科	
					学研究で算出)	
61	・ 2020 年までにメタボ人口を 2008	メタボ該当者	N	「最新の数値」が 2013 年度のものであり、評価するこ	厚生労働省「特	厚生労働省
	年度比 25%減【1400 万人(2008 年	及び予備群減		とは困難。	定健康診査・特	
	度)】	少率(特定保		ただし、「メタボ該当者及び予備群減少率(特定保健指	定保健指導の実	
		健指導の対象		導対象者減少率をいう。)」については、2013年度:16.0%	施状況」	
		者減少率をい		減となっている。なお、「メタボ該当者及び予備群減少率」		

		う。): 16.0%		については、3.47%となっている。		
				1220 Clac 5. 17762 42 5 C 6 48		
		(2013 年度<				
		2008 年度比				
		>)、メタボ該				
		当者及び予備				
		群の減少率:				
		3. 47 % (2013				
		年度<2008 年				
		度比>)				
62	・2020 年までに健診受診率(40~74	健診(健康診	В	2013年の健診受診率(40~74歳)は66.2%と、2010年	厚生労働省「国	厚生労働省
	歳)を80%(特定健診含む)	断や健康診		対比で▲1.5%ポイント(【比較】均一ペースでの年平均増	民生活基礎調	
	【67.7%(2010年)】	査)や人間ド		加率(+12.3%ポイント/10年)×経過年数(3年)=+	査」(大規模調査	
		ックの受診状		3.7%ポイント) となっており、KPI が目標達成に向けて	実施年く3年ご	
		況 (40~74		順調に推移しているとは言えず、施策の更なる推進等が	と>のみ、健診	
		歳): 66.2%		必要。	受診率について	
		(2013年)			調査)	

施策群:医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
63	・2020 年までに、医薬品・医療機器	医薬品: 0.1	Α	医薬品・医療機器の審査ラグについては、2013年度の	厚生労働省、	厚生労働省
	の審査ラグ「0」【医薬品:1か月、	年、医療機器:		数値がほぼ0年となっており、年度によって若干の変動	PMDA 集計資料及	
	医療機器:2か月(2011年度)】	0年(2013年		はあるものの順調に進捗している。	び米国公表資料	
		度)		なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に		
				おける医薬品・医療機器の審査期間をみると、新医薬品		
				(<中央値>:【2009年度】22.0月→【2013年度】11.1		
				月)と新医療機器(<中央値>:【2008 年度】19.9 月→		
				【2013 年度】13.5 月)共に期間短縮が図られている。		

施策群:病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
64	・海外に日本の医療拠点を 2020 年	海外における	А	海外における日本の医療拠点は、2013年7月~2015年	企業ヒアリング	内閣官房(健
	までに 10 か所程度創設【3か所	日本の医療拠		12月の2.5年間で3か所新規に創設(【比較】均一ペース	等	康・医療戦略
	(2014年)】	点:3か所創		での年平均創設数(+9か所/7.5年)×経過年数(2.5年)		室)
		設 (2015 年末)		=+3か所) されたほか、日本式医療拠点構築の合意等		
				を進めているため、その件数が順次伸びていく見込み。		
65	・日本の医療技術・サービスが獲得	医療機器の輸	N	日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模は、	厚生労働省「薬	内閣官房(健
	する海外市場規模を 2030 年までに	出額:約5,300		①医療機器の海外市場規模、②医薬品の海外市場規模、	事工業生産動態	康・医療戦略
	5 兆円【医療機器の輸出額:約4,530	億円、医薬品		③海外における日本の医療拠点等の獲得市場規模及び④	統計年報」等	室)
	億円、医薬品の輸出額:約1,440億	の輸出額:約		来日する患者が受ける医療サービスの市場規模等の合計		
	円 (2010年)】	1, 300 億円		で把握することとなる。これは、海外における医療拠点		
		(2013年)		でのコンサルタント料や、来日する患者が支払う医療費		
				を含む。		
				なお、①と②については、これまでは医療機器・医薬品		
				の輸出額で把握していたが、医療機器・医薬品の海外売		
				上高についても考慮することができる(2010年:医療機		
				器の海外売上高(26社)約8,800億円・医薬品の海外売		
				上高(25 社)約 31,000 億円、2014 年: 医療機器の海外		
				売上高(26 社)約 16, 300 億円・医薬品の海外売上高(25		

	社)約 40,500 億円。出典:厚生労働省「医薬品産業強化	
	総合戦略~グローバル展開を見据えた創薬~(参考資	
	料)」等)。	
	このうち③については、活動の成果は医療拠点等の活	
	動が開始された後となるため(例えば、カンボジアの日	
	本式医療拠点は現在建築中であり、2016 年中に開院予	
	定)、現段階での評価は困難である。現在、現地の市場規	
	模のデータを把握する手法を検討しているところ。	
	また、④については、今後日本国際病院(仮称)等の協	
	力を得て市場規模を把握する予定。	

施策群:病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
66	・高齢者人口に対する高齢者向け住	2.1 % (2014	Α	高齢者向け住宅は、2012 年から 2014 年にかけて年平	・高齢者人口	国土交通省
	宅の割合【0.9% (2005年)→3~	年)		均 7.6 万戸の整備が進められており、目標達成に向けて	:総務省「人口推	
	5% (2020年)】			順調に推移している。	計」	
				2020年の高齢者人口は、3,612万人(「日本の将来推計	・高齢者向け住	
				人口(2012 年 1 月推計)」(国立社会保障・人口問題研究	宅:厚生労働省	
				所))と推計され、KPI 達成のためには、高齢者向け住宅	「社会福祉施設	
				が 108~181 万戸となる必要があるところ、2014 年の高	等調査」(毎年)、	
				齢者向け住宅は 69 万戸となっており、今後平均 6.4~	国土交通省調べ	
				18.5万戸/年のペースで整備が進められる必要がある。	(随時)、厚生労	
					働省調べ(毎年)	
67	・生活支援施設を併設している公的	29%	А	当該 KPI については、2012 年度で 25%となっており、	国土交通省調べ	国土交通省
	賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	(2013 年度)		目標を達成した。	(毎年度)	
	【16% (2009年) → 25% (2020年)】					
	⇒達成					
68	・UR 賃貸住宅におけるバリアフリー	約 36 万戸	А	KPI の進捗は、2014 年度末時点で 2012 年度末対比+2	国土交通省調べ	国土交通省
	対応住宅【約34万戸(2012年度末)	(2014 年度)		万戸となっている(【比較】均一ペースでの年平均増加戸	(毎年度)	
	→約 40 万戸(2018 年度末)】			数(6万戸/6年)×経過年数(1年)=1万戸)。		

1		I	ı			
69	・中古住宅流通・リフォーム市場の	11 兆円 (2013	В	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 10 年であ	住宅市場動向調	国土交通省
	規模を倍増【10 兆円 (2010 年) →20	年)		るところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。中古住宅	査(毎年)、住宅・	
	兆円 (2020年)】			流通・リフォーム市場の規模は 2010 年から 2012 年まで	土地統計調査	
				は約 10 兆円で横ばいであったが、直近の 2013 年に 11 兆	(5年ごと)、建	
				円(約1兆円増加)となっている。目標達成には市場の拡	築動態統計調査	
				大ペースを加速化することが必要であるため、買取再販	(毎年)、家計調	
				に係る特例措置(登録免許税:2018 年 3 月まで延長、不	査年報 (毎年)、	
				動産取得税:2015年4月~2017年3月)、住宅金融支援	住民基本台帳に	
				   機構のフラット 35 におけるリフォームを含めた中古住	基づく人口・人	
				宅の取得費用に対する融資(2015年4月~)、長期優良住	口動態及び世帯	
				宅化リフォーム推進事業(2014年2月~)等の施策を実	数(毎年)、リフ	
				施している。今後これらの取組の効果が期待されるとと	ォームに関する	
				- もに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。	意識・意向調査	
					(毎年)	
70	・2020 年までに中古住宅の省エネリ	39 万件 (2014	В	当該 KPI については、2011~2014 年の3年間で、+7	国土交通省「建	国土交通省
	フォームを倍増	年)		万件(【比較】均一ペースでの年平均増加件数(+32万件	築物リフォー	
				│ │/9年)×経過年数(3年)=+10.5万件)となっている。	ム・リニューア	
				   なお、2014年は消費税増税の駆け込み需要(2013年は46	ル調査」(毎年2	
				   万件)の反動で落ち込んだという点を踏まえ、2013年と	回(上期、下期))	
				   2014 年の平均でみると 42.5 万件で、2011 年の 32 万件か		
				   ら+10.5万件であり、目標は達成できる見込みで推移し		
				ている。		
71		_	F	   経済産業省では、住宅・ビルの革新的省エネルギー技	_	 経済産業省

ルギー・ハウスを標準的な新築住宅		術導入促進事業費補助金(平成 26 年度予算 76.0 億円)	
12		において、住宅のネット・ゼロ・エネルギーの実現を目指	
		す取組に対し、これまでに全国で約 5,400 件の支援を実	
		施。	

## 国民の「健康寿命」の延伸

施策群:病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
72	・高齢者向け住宅等のヘルスケア施	_	F	2014 年 11 月にヘルスケア施設特化型のリートが初め	_	国土交通省
	設の資金調達手法拡大のため、ヘル			て上場し、現在(平成28年1月8日)までに更に2銘柄		
	スケアリートをはじめとするリート			が上場。		
	の活用					
73	・地域公共交通網形成計画の策定総	63 件	Α	地域公共交通網形成計画について、2014 年 11 月の地	国土交通省調査	国土交通省
	数 2020 年度に 100 件【地域公共交	(2015年12月		域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正		
	通網形成計画 26件(2015年3月末	末現在)		する法律(平成 26 年法律第 41 号)の施行後、63 件が作		
	現在)】			成されており、順調に進捗。		
74	・ロボット介護機器の市場規模、	12.7 億 円	В	ロボット介護機器の市場規模については、2012年の市	経済産業省「ロ	経済産業省
	2020 年に約 500 億円、2030 年に約	(2014年)		場規模が約 10 億円(経済産業省推計)であるところ、	ボット産業市場	
	2,600 億円【約 10 億円 (2012 年)】	※調査対象企		「2020 年に約 500 億円」に引き上げる必要がある。	動向調査」(2012	
		業 209 社のう		一方、市場規模のフォローアップについては、継続性	年、推計値)、	
		ち、回答が得		があり、また推計値ではなく実績値に基づく統計を用い	(一社) 日本口	
		られた88社の		るべきところ、一般社団法人日本ロボット工業会が 2013	ボットエ業会	
		出荷実績の合		年から実施しているサービスロボットに関する統計調査	「サービスロボ	
		計値		によれば 2014 年のロボット介護機器の市場規模は 12.7	ット市場調査」	
				億円(回答が得られた企業の実績合計値)にとどまって	(2013 年以降)	

1		1		_		
				おり、施策の更なる推進等が必要。なお、本統計調査(2014		
				年実績値) は、調査対象企業 209 社のうち、回答が得ら		
				れた88社の出荷実績によるものに過ぎない。		
				経済産業省では、ロボット介護機器開発・導入促進事		
				業 (平成 25 年度予算 【23.9 億円、45 事業者】、平成 26 年		
				度予算【25.5 億円】、平成 27 年度予算【25.5 億円】)を		
				実施し、ロボット介護機器の開発・普及に向けて取組ん		
				でいるところ。		
75	・重点分野のロボット介護機器導入	_	N	重点分野(移動介助・移動支援・排泄支援・認知症の方	(一社) 日本口	経済産業省
	台数、2030 年 8,000 台			の見守り・入浴支援)のロボット介護機器導入について	ボットエ業会	
				は、「日本再興戦略」において「ロボット介護機器開発5	「サービスロボ	
				ヵ年計画」として、初めの2~3年で開発し、その後可能	ット市場調査」	
				なものから現場導入を進めることとしている。2015年に	(2013 年以降)	
				開発を終える一部の重点分野については、2016年以降に	により把握予定	
				機器の普及台数に係る調査を実施予定。当該調査の数値		
				を待って進捗状況を把握するとともに、今後の推移を注		
				視する必要がある。		
				なお、一般社団法人日本ロボット工業会が実施してい		
				るサービスロボットに関する統計調査によれば、2014 年		
				のロボット介護機器の総出荷台数は、4,326 台 (重点分野		
				以外のロボットも含む。)となっており、普及台数として		
				は、順調に推移をしている。		

施策群:クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
76	(地熱)	7割	Α	2014 年実績において、国内企業のシェアは7割であり、	IRENA 調べ (世界	経済産業省
	・2020 年までにタービンで世界市場	(2014年)		目標を前倒しで達成。今後も継続してシェア維持・拡大	全体の出荷量)、	
	7割を獲得する⇒達成			に努める。	(一社) 火力原	
					子力発電技術協	
					会調べ(日本企	
					業の出荷量)	
77	(浮体式洋上風力)	_	F	福島県沖及び長崎県沖において運転を開始し、実証研	_	経済産業省
	・2018 年頃までに世界で初めて商業			究を実施中。		
	化する					

施策群:クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
78	(メタンハイドレート)	_	F	砂層型メタンハイドレートについて、商業化の実現に	_	経済産業省
	・2018 年度を目途に商業化に向けた			向けた技術の整備を行うために、2013年3月に世界初の		
	技術の整備を行う			海洋におけるガス生産試験を実施し、長期安定生産の実		
				現、生産コストの低減、環境への影響把握などの課題を抽		
				出。2015 年度は、引き続き、技術課題克服のための研究		
				開発を実施するとともに、2016 年度に実施予定の海洋産		
				出試験(1か月程度の予定)に向けた準備作業を行ってい		
				<b>వ</b> .		
79	(海底熱水鉱床)	_	F	KPI 達成に向けて、技術開発や資源量評価等を行う。	_	経済産業省
	・2023 年以降に民間が参画する商業			2017 年度の実海域での採鉱・揚鉱システムを一体とした		
	化を目指したプロジェクトが開始さ			パイロット試験実施に向けて、2015年7月に、各分野で		
	れるよう、技術開発等を行う			技術力のある企業が結集した「採鉱・揚鉱パイロット試験		
	【補助指標】	【補助指標】	補助指標:F	受託コンソーシアム」を選定した。これを受けて、採掘・		
	2017 年度に実海域での採鉱・揚鉱パ	_		集鉱試験機の改良や、揚鉱のための大型水中ポンプの製		
	イロット試験を行い、採鉱・揚鉱分			作・試験に向けた検討を行っている。		
	野の要素技術を確立する					

施策群:競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
80	(地域間連系線等)	_	F	FCについては2020年度、北本連系設備については2019	_	経済産業省
	・地域間連系線等の増強を後押しす			年3月に運用開始することとしており、その目標に向け		
	るための環境整備を行い、FC(周波			増強を実施していく。		
	数変換設備) の増強(120万kWから					
	210万 kW まで) については 2020 年					
	度を目標に、北本連系設備の増強(60					
	万 kW から 90 万 kW まで) について					
	は 2019 年 3 月の運用開始を目指す					
81	(蓄電池)	_	N	経済産業省においては、2020年度末時点における蓄電	_	経済産業省
	・2020 年までに系統用蓄電池のコス			池のコストの見込みについて、再生可能エネルギー余剰		
	トを半分以下に(2.3万円/kWh 以下)			電力対策技術高度化事業費補助金事業 (平成 26 年度補正		
				予算) について 2015 年度中を目処に外部有識者会議にて		
				進捗を確認することとしている。このため、現段階で評価		
				は困難。		
82	(蓄電池)	2,400億円(世	N	2014年の見込み値については、今後データが得られ次	民間企業調べ	経済産業省
	・国内企業による先端蓄電池の市場	界市場の		第集計を行う。なお、経済産業省では、引き続き、先端蓄		
	獲得規模 2020 年までに年間 5000	69%) (2013年		電池の技術開発による国内企業の競争力の強化やエネル		
	億円を目指す(世界市場の5割程度)	見込み)		ギー政策の観点での支援を実施する予定。		

※車載用・電力貯蔵用			

施策群:競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
83	(パワーエレクトロニクス)	_	F	KPI 達成に向けて技術開発を進めており、2014 年度ま	_	経済産業省
	・2020 年までに、新材料等を用いた			でに新材料 SiC の結晶品質を高めつつ、従来の4インチ		
	次世代パワーエレクトロニクスの本			から6インチへの大口径化、安定的なウェハ製造技術、6		
	格的な事業化を目指す			インチウェハに均一にエピタキシャル成長薄膜を形成す		
	【補助指標】		補助指標:F	る技術等の要素技術を確立した。また、大容量低抵抗の		
	2016年度までに新材料 SiC を用いた			MOSFET を開発し、これを用いて試作したパワーモジュー		
	次世代パワーエレクトロニクスの実			ルにおいて、従来の Si パワー半導体を用いたパワーモジ		
	用化を目指す			ュールに比して 55%の損失低減を確認した。		
				また、早期の実用化を目指し、SiC を鉄道や自動車など		
				に用途展開することを前提とした耐圧 6.5kV パワー半導		
				体やパワーモジュール、高効率インバータ等の開発や GaN		
				に関しても技術開発や実証を 2014 年度から開始した。		

施策群:エネルギーを賢く消費する社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
84	(スマートメーター)	高圧部門(エ	F	経済産業省においてスマートメーター制度検討会を開	スマートメータ	経済産業省
	・2020 年代早期に全世帯・全事業所	場等): 4電力		催し、スマートメーターの基本要件、導入に向けた課題	一制度検討会資	
	にスマートメーターを導入	が導入完了、		及び今後の取組等について検討。2014年度においては、	料	
		他の電力会社		電力各社の導入状況や、低圧部門のスマートメーターの		
		も 2016 年度末		導入計画の詳細(東京:2020 年度末、関西・中部:2022		
		までに導入完		年度末、北海道・東北・北陸・中国・四国・九州: 2023 年		
		了予定。		度末、沖縄:2024年度末までに全数導入)を確認。あわ		
		低圧部門(家		せて、スマートメーター本体の一般競争入札の実施状況		
		庭等):2014年		やシステムの調達における提案公募の実施状況、提案公		
		度以降本格導		募を経て電力会社が選定した通信方式等についても確		
		入が順次開始		認。		
		し、2024 年度				
		末までに導入				
		完了予定。				
85	(住宅・建築物)	【非住宅】	N	2013 年度までの適合率については、非住宅は順調に推	非住宅について	国土交通省
	・新築住宅・ビルの省エネ基準適合	93%(2013 年		移しているが、住宅は5割程度にとどまっている状況。	は、第一種特定	
	率 100%(2020 年目途)	度分:一部推		大規模建築物の省エネ基準への適合義務の創設等の措	建築物 (2,000 ㎡	
		計値)		置を講じる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	以上)の適合面	

				•		
		【住宅】52%		法律(平成 27 年法律第 53 号)を公布(2015 年 7 月 8 日)。	積調査による推	
		(2013 年度		「『日本再興戦略』改訂 2015」に掲げた施策(省エネ基	計	
		分:推計値)		準改正及びその普及促進などの環境整備)の効果は 2016	住宅について	
				年夏頃の 2014 年度の調査結果を待つ必要があることか	は、断熱水準別	
				ら、現時点で評価は困難。	戸数分布調査	
					(事業者アンケ	
					一ト)による推	
					計	
					(国土交通省住	
					宅局調べ)	
86	(住宅・建築物)	_	F	KPI 達成に向けて、まずは 2020 年までに標準的な新築	_	経済産業省
	・(住宅) 2030 年の新築住宅が平均			住宅でのネット・ゼロ・エネルギー化を目指し、関係業界		
	で ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・			等と調整するとともに、住宅のネット・ゼロ・エネルギー		
	ハウス)を実現			の実現を目指す取組への支援を行う(これまでの支援件		
				数:5,400件)。		
87	(住宅・建築物)	_	F	KPI 達成に向けて、まずは 2020 年までに新築公共建築	_	経済産業省
	・(建築物) 2030 年の新築建築物が			物でのネット・ゼロ・エネルギー化の実現を目指し、必要		
	平均で ZEB (ネット・ゼロ・エネルギ			な施策について関係業界等と調整するとともに、非住宅		
	ー・ビル)を実現			のネット・ゼロ・エネルギーの実現を目指す取組への支		
				援を行う (これまでの支援件数: 270件)。		

施策群:エネルギーを賢く消費する社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
88	(トップランナー制度)	_	Α	断熱材を新たにトップランナー制度に追加(2013年12	_	経済産業省
	・建築材料についても 2013 年度中			月)。		
	にトップランナー制度を導入					
	⇒達成					
89	(トップランナー制度)	_	Α	電球型 LED ランプを新たにトップランナー制度に追加	_	経済産業省
	・既存のトップランナー制度におい			(2013 年 11 月)。		
	ても、2013 年夏までに LED 電球を追					
	加する ⇒達成					
90	・2014 年秋までに、窓をトップラン	_	Α	窓(サッシ及び複層ガラス)を新たにトップランナー制	_	経済産業省
	ナー制度に追加する			度に追加 (2014年11月)。		
	⇒達成					
91	(燃料電池)	普及台数:	В	2009 年の市販開始時点で 300 万円を超えていた販売価	(一社) 燃料電	経済産業省
	・家庭用燃料電池(エネファーム)	151,009 台		格は着実に低減し、普及台数は増加しており、2015 年末	池普及促進協会	
	は、2020年に140万台、2030年に	(2015年12		に 15 万台を突破した。 更なる普及と価格低減に向けて低	調べ	
	530 万台の普及を目指す	月末現在)		コストの燃料電池システムの開発などのコスト低減の取		
	【補助指標】	【補助指標】	補助指標:N	組を進めるとともに、従来の新築の戸建て住宅を中心と		
	2020年にユーザー負担額が7、8年	投資回収年		するユーザー層に加え既築住宅への拡大等の取組を推進		
	で投資回収可能な金額を目指す	数:18年		している。		

施策群:エネルギーを賢く消費する社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
92	(次世代自動車)	_	Α	2014年自動車メーカー1社において、燃料電池自動車	_	経済産業省
	・2015 年からの燃料電池自動車の市			(FCV)の市場投入を実施。他社においても、2016年に FCV		
	場投入			の市場投入を実施予定。		
	⇒達成					
93	(次世代自動車)	24.3% (2014	В	2013 年度の 23. 2%から 2014 年度は 24. 3%まで増加し	(一社)自動車	経済産業省
	・2030 年までに新車販売に占める次	年度)		た。KPI 達成に必要な毎年の増加割合が均等であると仮定	販売協会連合会	
	世代自動車の割合を5~7割とする			した場合の現時点での値である 24.4%を 0.1 ポイント下	等の民間団体調	
	ことを目指す			回っているが、堅調に推移している。	ベ	

### 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

施策群:安全で強靭なインフラが低コストで実現されている社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
94	・2030 年に国内の重要インフラ・老	_	F	次世代社会インフラ用ロボットについて、2015年5月	_	国土交通省
	朽化インフラは全てセンサー、ロボ			から6月に公募を行い、71 者、145 検証項目の応募があ		
	ット等を活用した高度で効率的な点			った。2016 年度からの試行的導入に向け、2015 年 10 月		
	検・補修が実施されている			より順次 12 か所にて現場検証を実施し、同年度中に評価		
				結果を公表する。		
				センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術		
				について、橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造		
				物、空港施設の5分野で、2014年9月より公募を行い、		
				12 月までに 40 件の現場検証を実施する技術を決定した。		
				現在、現場検証を実施しており、評価結果を公表すること		
				としている。		
				戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 等の各種		
				制度を活用しつつ、施策を推進していく。今後も、KPIの		
				達成に向けて、中短期工程表などにより、フォローアップ		
				を行っていく。		

### 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

施策群:人やモノが安全・快適に移動することのできる社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
95	・2020 年に安全運転支援装置・シス	国内車両の装	N	2013年の数値が最新であることから、現時点において	国土交通省「ASV 技	内閣官房
	テムが、国内車両(ストックベース)	着率:1.5%		「日本再興戦略」策定以降の進捗状況を評価することは	術普及状況調査」、	(IT 総合戦
	の 20%に搭載、世界市場の3割獲得	(2013年)		困難。	自動車検査登録情	略室)
				国内車両(二輪車等を除く。)のうち、安全運転支援装	報協会「自動車保	
				置・システムとして普及が進む衝突被害軽減ブレーキ(低	有台数推移表」	
				速域衝突被害軽減ブレーキを含む。)の装着率(推計値)		
				を KPI の指標として整理。また、世界市場の獲得率につ		
				いては、2015 年度中に、最低でも補助的・代替的データ		
				により評価を行う。		
				なお、整理 No. 95 は整理 No. 96 の中間目標としての位		
				置づけも持つものとする。		
96	・2030年には、安全運転支援装置・	_	F	KPIの達成に向けて、中短期工程表などにより、フォロ	_	内閣官房
	システムが国内販売新車に全車標準			ーアップを行っていく。		(IT 総合戦
	装備、ストックベースでもほぼ全車			なお、整理 No. 95 は整理 No. 96 の中間目標としての位		略室)
	に普及			置づけも持つものとする。		

施策群:生産現場の強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
97	・今後 10 年間 (2023 年まで) で全	50.3%	В	目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であ	農林水産省「耕地	農林水産省
	農地面積の8割が担い手によって利	(2014 年度		るところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。担い手へ	及び作付面積統	
	用される	末)		の農地集積割合は、48.7% (2013 年度末) から 50.3%	計」、農林水産省	
				(2014 年度末)まで増加したものの、目標達成に向けて	経営局農地政策課	
				は、「最新の数値」の時点で 51.8%まで増加していること	調べ	
				が望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推		
				進等が必要。		
98	・今後 10 年間 (2023 年まで) で資	個別経営:	В	目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であ	農林水産省「米及	農林水産省
	材・流通面等での産業界の努力も反	11,558 円 /		るところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。2014年産	び麦類の生産費」、	
	映して担い手のコメの生産コストを	60kg (2014年)		米の担い手の生産コストは、2011 年産米の生産コスト	「組織法人経営体	
	現状全国平均比4割削減する(約	組織法人経		16,001円/60kg(全国平均)と比べて約3割低いが、光熱	に関する経営分析	
	9,600円/60kg)	営:11,885円/		動力費等の物財費が増加したことにより、前年産と比べ	調査」	
		60kg (2014年)		横ばいの、個別経営で 11,558 円/60kg、組織法人経営で		
				11,885円/60kgとなっている。		
				目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で、個別経		
				営で 11,197 円/60kg、組織法人経営で 11,698 円/60kg ま		
				で減少していることが望ましいため、進捗は不十分であ		
				り、施策の更なる推進等が必要。		

99	・今後 10 年間 (2023 年まで) で法	15,300 法人	В	目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であ	農林水産省「農林	農林水産省
	人経営体数を 2010 年比約4倍の5	(2014 年 2		るところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。法人経営	業センサス」、「農	
	万法人とする	月)		体数は、1万4,600法人(2013年2月)から1万5,300	業構造動態調査」	
				法人(2014年2月)まで増加したものの、目標達成に向		
				けては、1万 8,140 法人まで増加していることが望まし		
				いため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必		
				要。		

施策群:国内バリューチェーンの連結

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
100	・6次産業の市場規模を 2020 年に	4.7 兆円 (2013	N	6次産業の市場規模は、「最新の数値」では、4.7兆円	農林水産省「6次	農林水産省
	10 兆円とする	年度)		(2013 年度)であるが、これは、昨年度に見直した、6	産業化総合調査」	
				次産業の市場規模の新しい射程に対応したもの。したが		
				って、それ以前の市場規模の数値と比較して KPI の進捗		
				を評価することは不適当であり、新たな6次産業の 2014		
				年度の市場規模が算出されるまで、評価は困難。		
101	・酪農について、2020年までに6次	284件(2015年	Α	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 6 年である	(一社) 中央酪農	農林水産省
	産業化の取組件数を 500 件に倍増さ	4月末)		ところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。酪農の6次	会議調べ	
	せる			産業化の取組件数は、236件(2014年)から284件(2015		
				年4月末)まで増加しており、KPI 達成のため現時点で必		
				要な値である 280 件を上回った。		

施策群:輸出の促進等

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
102	・2020 年に農林水産物・食品の輸出	6,117 億円	А	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年である	財務省「貿易統計」	農林水産省
	額を1兆円とし、2030年に5兆円と	(2014年)		ところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。農林水産物・		
	する			食品の輸出額は約 4,500 億円から 6,117 億円まで増加し		
				ており、KPI 達成のため現時点で必要な値である 5,873 億		
				円を上回った。		

施策群:訪日プロモーションに関する省庁・関係機関の横断的計画策定と実行

ビザ発給要件緩和、入国審査迅速化等の訪日環境の改善

外国人旅行者の滞在環境の改善

新たなツーリズムの創出

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
103	・2013 年に訪日外国人旅行者数	13, 413, 467 人(2014 年	А	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が7年で	日本政府観光局	国土交通省
	1,000万人を達成し(⇒達成)、さ	確定値)		あるところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。	「訪日外客数統	(観光庁)
	らに 2020 年に向けて、2,000 万人	19, 737, 400 人(2015 年		訪日外国人旅行者数は 2015 年で 1,974 万人となっ	計」	
	を目指すとともに、2030 年には	推計値)		ており、「2020年 2,000万人」という KPI 達成に向け		
	3,000 万人を超えることを目指す			たペース (1,312万人) を上回った。		
104	・2030 年には観光収入でアジアの	アジア8位	Α	目標達成時期が 2030 年で、目標達成期間が 19 年で	UNWTO 「Tourism	国土交通省
	トップクラス入りを目指す	18,853 百万米ドル		あるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。	Highlights」	(観光庁)
		(2014年)		観光収入のアジアでの順位は 10 位から8位へと上		
				昇している。		
105	・2030 年には宿泊客のおよそ6人	宿泊客の約 11 人に 1	А	目標達成時期が 2030 年で、目標達成期間が 19 年で	観光庁「宿泊旅行	国土交通省
	に1人は外国人となる社会を目指	人が外国人。※延べ宿		あるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。	統計調査」	(観光庁)
	す	泊客数、2014年の確定		宿泊客に占める外国人の割合は「約 23 人に 1 人」		
		値		から「約11人に1人」まで増加しており、「約6人に		
				1人」という KPI 達成に向けたペース(「約 16 人に 1		
				人」)を上回った。		

施策群:国際会議等(MICE)誘致体制の構築・強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
106	・2030 年にはアジア No.1 の国際会	アジア1位、	Α	2014年時点において過去5年(2010~2014年)のアジ	ICCA(国際会議協	国土交通省
	議開催国として不動の地位を築く	世界7位		ア順位の平均値がアジア1位となっている。なお、2014	会 ) 「 ICCA	(観光庁)
		国際会議開催		年単年においてもアジア 1 位となっている。	Statistics	
		件数 337 件		(参考)過去5年のアジア順位の平均値:	Report」	
		(2014 年確定		日本 1.2 位、中国 1.8 位、豪州 3.4 位、韓国 3.6 位		
		値)				

施策群:戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
107	・2018 年までに、FTA 比率 70%以上	22.3% (日本	В	経済連携の推進については、2015 年 1 月に日豪 EPA が	財務省「貿易統計」	内閣官房
		の貿易総額に		発効、同年2月に日モンゴル EPA が署名、同年 10 月の		(副長官補
		占める、2016		TPP 大筋合意等の成果が出ている。		室(外務担
		年1月時点に		本件 KPI は、日本の貿易総額に占める EPA・FTA 発効		当))
		おける		済・署名済の国との貿易額の割合を測るものであり、		
		EPA/FTA 発効		TPP 協定の署名・発効や、政府として早期妥結に向けて		
		済・署名済の		取り組んでいる日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA 等を含む		
		国との貿易額		EPA 交渉の進展次第であることから、推移を注視するこ		
		の割合(2014		とが必要。		
		年貿易額ベー				
		ス))				

施策群:地域ごとの戦略的且つ重点的な市場開拓

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
108	・2020 年までの、「輸出額及び現地	104.7 兆円	А	KPI の進捗については、輸出額、現地法人売上高の合算	輸出額:財務省「貿	経済産業省
	法人売上高」の 2011 年比:	(2013 年度)		値(輸出額と現地法人売上高に二重計上される現地法人	易統計」、	
	・「中国、ASEAN 等」: 2倍	※内訳:輸出		の日本からの調達額を除く。)により評価。目標達成時期	現地法人売上高:	
		額 5.5 兆円		が 2020 年で、目標達成期間が9年であるところ、「最新	経済産業省「海外	
		(現地法人の		の数値」の時点で2年が経過。	事業活動基本調	
		日本からの調		・「中国・ASEAN 等」については、2011 年度の輸出額(現	查」	
		達 額 を 除		地法人の日本からの調達額を除く。) は 8.5 兆円、現地		
		⟨。)、		法人売上高は 73.9 兆円、合算値は 82.4 兆円。2013 年		
		現地法人売上		度の輸出額(現地法人の日本からの調達額を除く。)は		
		高 99.2 兆円		5.5 兆円、現地法人売上高は 99.2 兆円、合算値は 104.7		
				兆円であり、KPI 達成のために毎年増加額が均等である		
109	・2020 年までの、「輸出額及び現地	25.0 兆 円	В	と仮定した場合の現時点での値である 100.7 兆円を上		経済産業省
	法人売上高」の 2011 年比:	(2013 年度)		回っている。		
	・「南西アジア、中東、ロシア・CIS、	※内訳:輸出		・「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」につい		
	中南米地域」: 2倍	額 3.6 兆円(現		ては、2011 年度の輸出額(現地法人の日本からの調達		
		地法人の日本		額を除く。) は 5.0 兆円、現地法人売上高は 17.0 兆円、		
		からの調達額		合算値は計 22.0 兆円。2013 年度の輸出額(現地法人の		
		を除く。)、		日本からの調達額を除く。)は3.6兆円、現地法人売上		

		現地法人売上		高は 21.3 兆円、合算値は 25.0 兆円であり、KPI 達成の	
		高 21.3 兆円		ために毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時	
				点での値である 26.9 兆円を下回っている。	
110	・2020 年までの、「輸出額及び現地	2.2 兆円 (2013	В	・「アフリカ地域」については、2011年度の輸出額(現地	経済産業省
	法人売上高」の 2011 年比:	年度)		法人の日本からの調達額を除く。)は 0.4 兆円、現地法	
	・「アフリカ地域」:3倍	※内訳:輸出		人売上高は 1.6 兆円、合算値は計 2.0 兆円。2013 年度	
		額 0.5 兆円(現		の輸出額(現地法人の日本からの調達額を除く。)は 0.5	
		地法人の日本		兆円、現地法人売上高は 1.7 兆円、合算値は 2.2 兆円	
		からの調達額		であり、KPI 達成のために毎年増加額が均等であると仮	
		を除く。)、		定した場合の現時点での値である 2.9 兆円を下回って	
		現地法人売上		いる。	
		高 1.7 兆円		以上のように、「中国、ASEAN 等」は、目標を達成して	
				いる。「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」・	
				「アフリカ地域」は達成できていないが、「南西アジア、	
				中東、ロシア・CIS、中南米地域」は前年度比 17%増、「ア	
				フリカ地域」は治安リスクが顕在化したにもかかわらず	
				前年度比2%増となっており、引き続き推移を注視して	
				いく。	

施策群:インフラ輸出・資源確保

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
111	・我が国企業の 2020 年のインフラ	約 16 兆円	А	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 10 年であ	内閣府「機械受注	内閣官房
	システム受注約 30 兆円 (2010 年約	(「事業投資		り、KPI 達成には年平均2兆円の伸びが必要。2010 年の	統計」等の統計値	(副長官補
	10 兆円)	による収入		受注実績が約 10 兆円であるのに対し、2013 年の実績は	や業界団体へのヒ	室(経協イ
		額」等を含		約 16 兆円となっており、目標達成に向けて順調に推移し	アリング等	ンフラ担
		む。)(2013年)		ている。		当))
112	・首脳・閣僚レベルによるトップセ	74件(2014年)	Α	毎年 10 件以上が目標のところ、2014 年は 74 件(総理	関係省庁からの報	内閣官房
	ールスについて、毎年10件以上			32 件、閣僚 42 件)、うち 20 件には経済ミッションが同行	告	(副長官補
				するなどしている。		室(経協イ
						ンフラ担
						当))

施策群:海外展開の潜在力ある中堅・中小企業等に対する重点的支援

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
113	・『潜在力』・『意欲』ある中堅・中小	13.8 兆円	В	目標達成時期が 2020 年度で目標達成期間が 10 年であ	経済産業省「企業	経済産業省
	企業等の輸出額を 2020 年までに、	(2013 年度)		るところ、「最新の数値」の時点で3年が経過(「日本再興	活動基本調査」	
	2010 年比で 2 倍			戦略」策定からは9か月が経過)。		
				中堅・中小企業輸出額(中堅企業は従業員 1,000 人未		
				満と定義) は 2010 年度~2013 年度の 3 年間で 12.6 兆円		
				から 13.8 兆円に増加しており、目標達成のため、2010 年		
				度以降毎年輸出額が均等に増加したと仮定した場合の現		
				時点での値である 16.4 兆円を下回っている。一方、「日		
				本再興戦略」策定前の 2012 年度から策定後の 2013 年度		
				にかけて、輸出額は 12.4 兆円から 13.8 兆円に増加して		
				おり、同率の伸びが続けば目標達成が見込まれることか		
				ら、今後も引き続き推移を注視する必要がある。		
				なお、「海外事業活動基本調査」によると、海外現地法		
				人を有する中堅・中小企業の輸出額は 2010 年度(約3.7		
				兆円) から 2013 年度(約5.3 兆円)にかけて約4割増加		
				している。		
114	・海外ワンストップ窓口を 2013 年	19 か所(2015	А	達成	経済産業省	経済産業省
	夏までに 10 か所設置	年9月)				

	いませ			
=	⇒1美 bl. I			
	~~~			

施策群:クールジャパンの推進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
115	・2018 年度までに放送コンテンツ関	105.7億円	В	目標達成時期が 2018 年度で、目標達成期間が 8 年で	総務省「放送コン	総務省
	連海外市場売上高を現在(2010年	(2013 年度)		あるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。	テンツの海外展開	
	度)の約3倍に増加させる			放送コンテンツ関連市場売上高は 2010 年度〜2013 年	に関する現状分	
				度の3年間で66.3億円から105.7億円に増加してお	析」	
				り、毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点で		
				の値である116.1億円を下回っている一方で、3年間の		
				単年度平均増加率は16.8%であり、同率の伸びが続けば		
				目標達成が見込まれ、特に 2013 年度は前年比 18.7 億円		
				増(17.7%増)と伸びが大きいことから、今後も引き続		
				き推移を注視する必要がある。		

施策群:クールジャパンの推進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
116	<ul><li>・日本産酒類については、2020年ま</li></ul>	42.1%増	Α	2012~2014年の伸び率は、農林水産物・食品の輸出額	財務省「貿易統計」	内閣官房
	での輸出額の伸び率が農林水産物・	(2012 ~ 2014		の伸び率 (36.0%増) を上回っている。		(知的財産
	食品の輸出額の伸び率を上回ること	年)				戦略推進事
	を目指す	294 億円 (2014				務局)
		年)				

施策群:対内直接投資の活性化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
117	・2020 年における対内直接投資残高	23.3 兆円	N	KPI であるストックベースの指標については、統計基準	財務省・日本銀行	内閣府
	を35兆円へ倍増(2012年末時点19.2	(2014年末)		の改訂により、2013 年以前と 2014 年を比較することは	「国際収支統計」	(対日直接
	兆円)			できないため、現時点において KPI の進捗を定量的に評	対外資産負債残高	投資推進
				価することは困難であるが、2013年の対内直接投資額(フ		室)
				ロー額) は、2012 年に比べて 10 倍以上に増加し、2014 年		
				も更に増加する見込みである。また、投資先としての魅		
				カについての国際比較調査で、R&D 拠点や販売拠点等とし		
				ての日本への評価が改善するなど、対内直接投資は着実		
				に進んでいる。		